

## 新基本計画の検討状況等について

- 1 新基本計画の体系（案）について  
別添 1 のとおり

- 2 葛飾区基本計画策定検討会議の開催状況について

- ( 1 ) 基本計画策定検討会議開催状況

	種別	開催日時	開催場所
第 2 回	第 1 分野策定検討会議 －健康と福祉－	平成 24 年 1 月 16 日 午後 2 時から 4 時まで	男女平等推進センター 多目的ホール
第 2 回	第 2 分野策定検討会議 －街づくりと産業－	平成 23 年 12 月 20 日 午前 10 時から正午まで	区役所 701・702 会議室
第 2 回	第 3 分野策定検討会議 －生涯学習とふれあい－	平成 23 年 12 月 20 日 午後 2 時から 4 時まで	区役所 701・702 会議室

- ( 2 ) 第 2 回葛飾区基本計画策定検討会議次第及び提出資料  
別添 2 のとおり

- 3 職員アンケート調査の実施について

今後の区政推進の参考とするため、葛飾区職員を対象にアンケート調査を実施する。

- ( 1 ) 対象者

常勤職員及び再任用職員（地方自治法派遣職員、派遣研修職員、調査中の全期間休暇・休業・休職の職員を除く。）

- ( 2 ) 調査内容

別添 3 調査票のとおり

- ( 3 ) 実施スケジュール

平成 2 4 年 1 月 1 3 日 調査票配布

平成 2 4 年 1 月 2 7 日 調査票提出締切

平成 2 4 年 2 月末 調査結果取りまとめ



## 第2回葛飾区基本計画策定検討会議

### 【第1分野－健康と福祉－】

平成24年1月16日（月）午後2時～  
男女平等推進センター 多目的ホール

#### 1 開会

#### 2 報告事項

(1) 基本計画策定に係る転入者アンケート調査の実施について

(2) 人口推計資料の追加について

#### 3 議事

(1) 各政策における「施策の体系・現状と課題・方向」（案）について

#### 4 その他

#### 5 閉会

#### 【配布資料】

省略 資料1 基本計画策定に係る転入者アンケート調査の実施について

資料2 新基本計画における葛飾区の将来人口推計（年齢階層別）

資料3 施策の体系・現状と課題・方向（案）【－健康と福祉－】

省略 参考資料1 政策施策体系図【－健康と福祉－】

省略 参考資料2 現基本計画における施策別事務事業一覧表



## 新基本計画における葛飾区の将来人口推計（年齢階層別）

年齢	実績値																		推計値																	
	実績値																		計画期間																	
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34		
総数	440,869	442,616	444,373	446,437	449,704	451,400	452,995	455,708	457,111	458,471	458,690	458,832	458,913	458,929	458,917	457,904	456,824	440,869	442,616	444,373	446,437	449,704	451,400	452,995	455,708	457,111	458,471	458,690	458,832	458,913	458,929	458,917	457,904	456,824		
0～4歳	18,128	17,860	17,893	17,972	18,401	18,648	18,584	18,455	18,198	18,050	17,814	17,452	17,265	17,043	16,795	16,775	16,599	18,128	17,860	17,893	17,972	18,401	18,648	18,584	18,455	18,198	18,050	17,814	17,452	17,265	17,043	16,795	16,775	16,599		
5～9歳	18,401	18,326	18,066	18,022	17,858	17,703	17,648	17,753	17,844	17,913	18,165	18,203	18,020	17,783	17,647	17,351	17,064	18,401	18,326	18,066	18,022	17,858	17,703	17,648	17,753	17,844	17,913	18,165	18,203	18,020	17,783	17,647	17,351	17,064		
10～14歳	18,335	18,190	18,586	18,455	18,479	18,562	18,475	18,285	18,249	17,902	17,732	17,633	17,736	17,818	17,896	18,153	18,127	18,335	18,190	18,586	18,455	18,479	18,562	18,475	18,285	18,249	17,902	17,732	17,633	17,736	17,818	17,896	18,153	18,127		
15～19歳	18,840	18,790	18,786	18,836	19,040	19,420	19,730	20,180	19,909	19,637	20,033	20,057	19,771	19,578	18,974	19,083	19,154	18,840	18,790	18,786	18,836	19,040	19,420	19,730	20,180	19,909	19,637	20,033	20,057	19,771	19,578	18,974	19,083	19,154		
20～24歳	24,480	24,387	24,127	23,715	23,405	23,129	23,101	24,222	24,375	24,326	24,008	24,269	24,786	24,825	24,668	24,381	24,126	24,480	24,387	24,127	23,715	23,405	23,129	23,101	24,222	24,375	24,326	24,008	24,269	24,786	24,825	24,668	24,381	24,126		
25～29歳	30,447	30,079	29,888	29,527	29,366	29,082	28,762	28,242	28,032	28,204	27,836	27,474	27,265	27,191	27,486	27,120	27,245	30,447	30,079	29,888	29,527	29,366	29,082	28,762	28,242	28,032	28,204	27,836	27,474	27,265	27,191	27,486	27,120	27,245		
30～34歳	38,010	36,520	34,966	33,675	33,060	32,196	31,684	31,328	31,107	31,110	30,918	30,582	29,913	29,619	29,622	29,315	28,883	38,010	36,520	34,966	33,675	33,060	32,196	31,684	31,328	31,107	31,110	30,918	30,582	29,913	29,619	29,622	29,315	28,883		
35～39歳	38,158	38,590	39,177	39,272	39,258	38,171	36,836	35,346	34,090	33,093	32,177	31,666	31,275	30,992	30,809	30,605	30,302	38,158	38,590	39,177	39,272	39,258	38,171	36,836	35,346	34,090	33,093	32,177	31,666	31,275	30,992	30,809	30,605	30,302		
40～44歳	31,686	33,194	34,111	35,211	35,909	37,990	38,519	39,275	39,435	39,031	37,917	36,561	35,005	33,679	32,529	31,608	31,103	31,686	33,194	34,111	35,211	35,909	37,990	38,519	39,275	39,435	39,031	37,917	36,561	35,005	33,679	32,529	31,608	31,103		
45～49歳	26,746	27,530	28,780	29,815	31,352	31,631	33,281	34,289	35,229	35,755	37,851	38,359	39,054	39,130	38,676	37,571	36,178	26,746	27,530	28,780	29,815	31,352	31,631	33,281	34,289	35,229	35,755	37,851	38,359	39,054	39,130	38,676	37,571	36,178		
50～54歳	26,708	25,899	25,521	25,808	26,082	26,671	27,493	28,717	29,827	31,439	31,531	33,113	34,080	35,004	35,576	37,897	38,350	26,708	25,899	25,521	25,808	26,082	26,671	27,493	28,717	29,827	31,439	31,531	33,113	34,080	35,004	35,576	37,897	38,350		
55～59歳	34,769	33,078	30,992	29,031	27,501	26,337	25,504	25,213	25,411	25,688	26,296	27,019	28,224	29,279	30,800	30,864	32,350	34,769	33,078	30,992	29,031	27,501	26,337	25,504	25,213	25,411	25,688	26,296	27,019	28,224	29,279	30,800	30,864	32,350		
60～64歳	28,037	28,867	29,789	30,637	32,335	33,596	31,920	29,857	27,960	26,632	25,468	24,626	24,299	24,502	24,716	25,279	25,994	28,037	28,867	29,789	30,637	32,335	33,596	31,920	29,857	27,960	26,632	25,468	24,626	24,299	24,502	24,716	25,279	25,994		
65～69歳	27,416	27,826	28,241	29,240	28,112	26,378	27,193	28,079	28,920	30,497	31,664	30,096	28,129	26,363	25,066	23,946	23,158	27,416	27,826	28,241	29,240	28,112	26,378	27,193	28,079	28,920	30,497	31,664	30,096	28,129	26,363	25,066	23,946	23,158		
70～74歳	24,623	25,230	25,345	25,137	25,128	25,285	25,618	26,081	26,950	26,015	24,311	25,015	25,852	26,605	28,074	29,037	27,526	24,623	25,230	25,345	25,137	25,128	25,285	25,618	26,081	26,950	26,015	24,311	25,015	25,852	26,605	28,074	29,037	27,526		
75～79歳	17,143	17,942	18,997	19,734	20,919	21,638	22,168	22,293	22,156	22,276	22,388	22,663	23,038	23,771	22,983	21,365	21,953	17,143	17,942	18,997	19,734	20,919	21,638	22,168	22,293	22,156	22,276	22,388	22,663	23,038	23,771	22,983	21,365	21,953		
80～84歳	10,495	11,221	11,961	12,642	13,111	13,742	14,425	15,359	16,005	16,965	17,573	18,005	18,128	18,010	18,082	18,210	18,471	10,495	11,221	11,961	12,642	13,111	13,742	14,425	15,359	16,005	16,965	17,573	18,005	18,128	18,010	18,082	18,210	18,471		
85歳以上	8,387	8,787	9,147	9,708	10,382	11,221	12,024	12,734	13,384	13,935	15,005	16,006	17,043	17,734	18,518	19,748	20,694	8,387	8,787	9,147	9,708	10,382	11,221	12,024	12,734	13,384	13,935	15,005	16,006	17,043	17,734	18,518	19,748	20,694		

年齢階層別



# 施策の体系・現状と課題・方向（案）

## 【一健康と福祉一】

### 基本目標1 安心して健やかに暮らせるまち（健康と福祉）

#### 政策1 健康

生涯にわたり健康に暮らせるようにします ..... 1

#### 政策2 医療

必要な医療を受けられるようにします ..... 5

#### 政策3 衛生

衛生的で快適な環境を整え、健康危害を防止します ..... 9

#### 政策4 高齢者支援

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるようにします ..... 14

#### 政策5 障害者支援

障害者が地域社会の中でともに支えあう一員としていきいきと暮らせるようにします ..... 19

#### 政策6 子ども・家庭支援

安心して子どもを産み育てられるようにします ..... 23

#### 政策7 低所得者支援

生活に困窮する区民が安心して生活できるようにします ..... 28

#### 政策8 地域福祉

支援を必要とする高齢者等が地域社会に支えられ、安心して暮らせるようにします ..... 30



政策 1

健康

生涯にわたり健康に暮らせるようにします

【施策の体系】

政策1 健康  
生涯にわたり健康に暮らせるようにしま  
す

施策01  
地域ぐるみの健康づくりを展開し、区民  
の健康づくりを支援します

施策02  
安心して妊娠・出産・育児ができるよう、  
親と子の心身の健康を支えます  
〔政策6施策01を再掲〕

施策03  
生活習慣病について知ること、区民自  
らが健康管理できるようにします

施策04  
食育を通じて、心身ともに健康で豊かに  
生活できるようにします

## 施策 01 地域ぐるみの健康づくりを展開し、区民の健康づくりを支援します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区の平均寿命は、平成17年の生命表によると、男性が77.7歳で23区中19位、女性が84.5歳で23区中20位となっています。また、全国平均（男性78.53歳、女性85.49歳）よりも低い状況です。
- 平成20年の早世率（全死亡者のうち65歳未満で死亡した者の割合）は、全国が15.9%、東京都が17.6%であるのに対し、本区は18.2%と高い状況です。

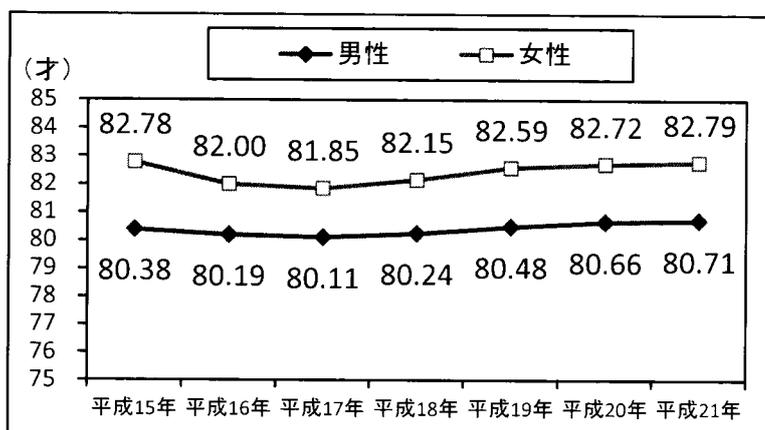


図 葛飾区の健康寿命  
出典：東京都福祉保健局資料

- 本区の健康寿命（日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる期間）は、平成21年には男性80.71、女性82.79であり、男女とも横ばいの状況です。
- 葛飾区民の健康状況は他区と比較して良好とはいえませんが、平成23年度に実施した政策・施策マーケティング調査によると、日頃から健康づくりに取り組んでいる区民の割合は約6割に留まっています。
- 地域において、区民が自ら健康増進に取り組むことができる体制づくりが求められています。

### 【施策の方向】

- 健康寿命の延伸と早世の防止を実現していくために、地域ぐるみの健康づくりを展開します。
- 区民が自らの健康をコントロールし、改善できるようにするため、健康づくりについて啓発を行うほか、健康増進の取り組みを支援します。
- 健康づくりに自発的に取り組む地域団体や自主グループを育成・支援するとともに、健康づくり推進員を育成し、健康づくりにおける区民との協働を進めます。

### 施策 03 生活習慣病について知ること、区民自らが健康管理できるようにします

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 人口の高齢化や社会生活環境の急激な変化等に伴い、糖尿病、がん、心臓病、脳卒中等に代表される生活習慣病の増加が大きな問題となっています。
- 平成21年度の特定健康診査の結果によると、本区は東京都や特別区の平均と比べて、40歳～74歳の生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症）の有病率や、40歳～50歳代男性のメタボリックシンドロームの予備群や該当者の割合がやや高い傾向にあります。

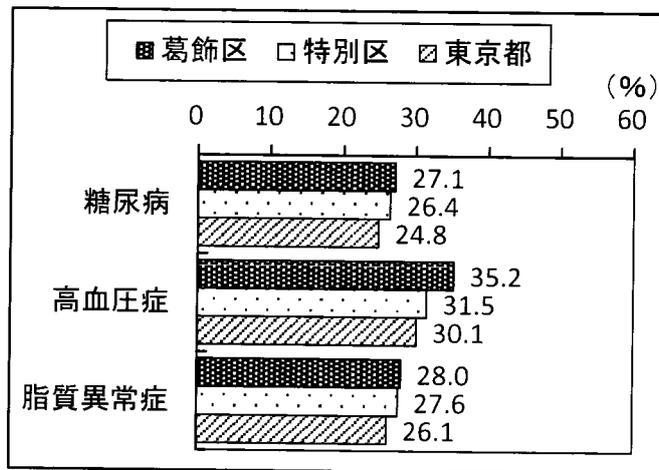


図 平成 21 年度生活習慣病の有病率(40 歳～74 歳)

出典：東京都国民健康保険団体連合会  
「特定健診・保健指導支援システム」

- 葛飾区保健医療実態調査（平成20年）によると、喫煙をしている区民の割合は、男性は36.2%、女性は16.1%です。
- 政策・施策マーケティング調査によると、健康診断や人間ドックを定期的に受診している区民の割合は約7割です。
- 区民の死亡原因の約3分の1はがんによるものです。がんは早期に発見し、早期に治療すれば、治る確率は高くなります。区が行うがん検診の受診率は、ここ数年、大腸がん検診を中心に上向きの傾向にありますが、大幅な向上には至っていません。

注) メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満を共通要因として、高血糖、脂質異常、高血圧が引き起こされる状態のこと。

#### 【施策の方向】

- 生活習慣病を予防するには、食生活や喫煙、運動習慣等の生活習慣を改善することが重要であるため、区民が生活習慣病に関する正しい知識や予防意識を持てるよう、普及啓発を行います。
- 特定健康診査をはじめとした各種健康診査の受診率の向上を図ります。
- がんによる早世を予防し、生涯にわたって生活の質を維持向上させるために、がん検診をより区民が利用しやすい方法で実施することなどにより、受診率の向上を図り、がんの早期発見・早期治療につなげます。

## 施策 04 食育を通じて、心身ともに健康で豊かに生活できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 近年、食の大切さに対する意識は希薄になり、栄養摂取の偏りや朝食欠食など心身の健康に影響を与える様々な問題が生じており、食の安全に対する不安感も高まっています。このような状況の中、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することをめざす「食育」の重要性が注目されてきました。
- 区民の食育への関心を高めていくためには、様々な分野や視点から関係者が連携して総合的に取り組むことが必要です。
- 食育を推進していくためには、食に関する様々な情報を発信し、共有することにより、食育に対する理解と地域における自発的な取り組みを促すことが課題となっています。

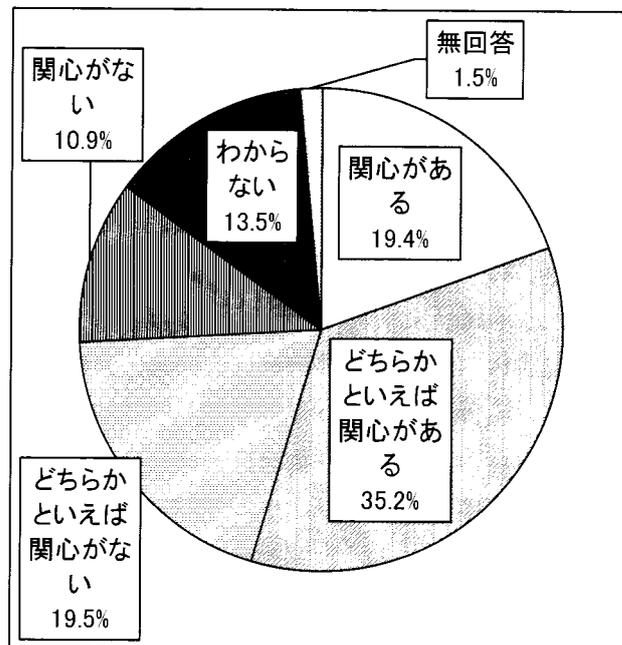


図 食育への関心

出典：「葛飾区食育（食生活）実態調査」（平成 22 年度）

### 【施策の方向】

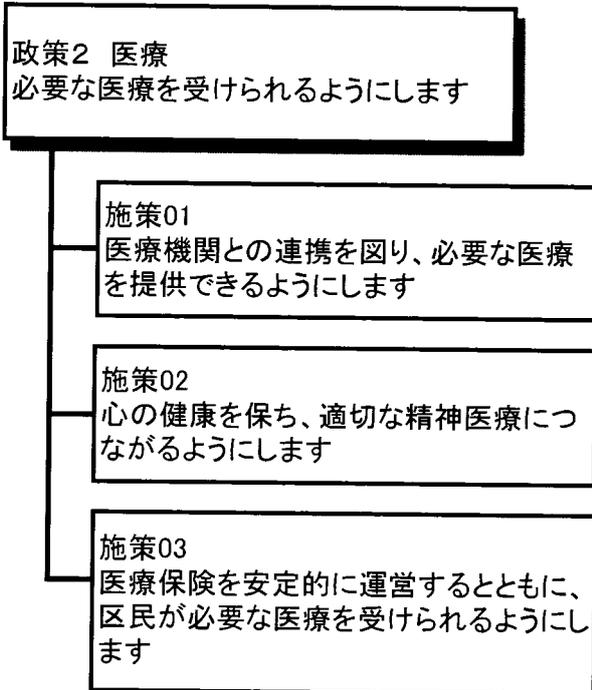
- 区民の食育への関心を高めるために、食育にかかわっている区民や事業者等によるネットワークづくりを進め、地域の力を活用して食育の輪を広げます。
- 区民一人ひとりが食育に取り組めるように、分かりやすい情報を発信するとともに、食に関する体験の場を増やします。
- 家庭、学校、保育園や地域などを対象に区の関係部署が様々な事業を展開し、区民の食育活動を支援していきます。

**政策2**

**医療**

必要な医療を受けられるようにします

【施策の体系】



### 施策 01 医療機関との連携を図り、必要な医療を提供できるようにします

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 医療技術の進歩により入院日数の短縮が進んだことや高齢化の進行により、在宅で医療を受ける人の数は増加しています。
- 当区では、休日・夜間の応急診療所の運営や、障害児・者や寝たきり高齢者に対する歯科診療の提供などを行っており、休日応急診療は、年間約3万人の利用があります。

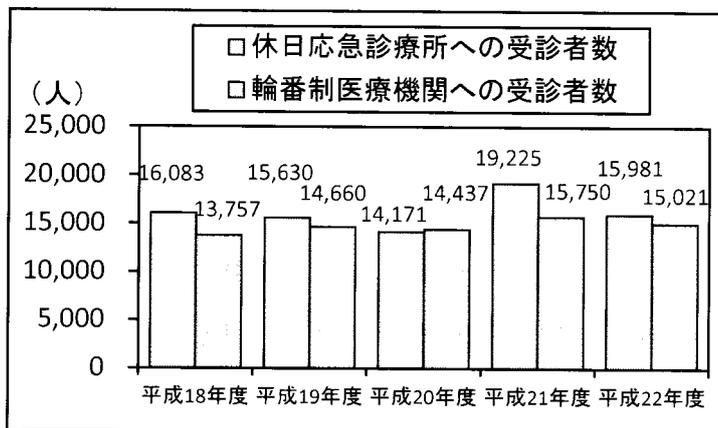


図 休日応急診療事業の受診者数 出典:健康推進課資料

- 大規模災害の発生に備えて、区内16箇所を医療救護所に指定し、職員の動員体制の整備や医療救護活動用物品の備蓄を図ってきましたが、災害時における医療人材の確保など、現在の医療水準を踏まえた見直しが求められています。

#### 【施策の方向】

- 区民が質の高い医療を地域で安定的に受けることができるよう、医療資源の確保に努めるとともに、医療機関等の連携強化を図り、在宅医療体制などを充実します。
- 休日や夜間などの応急の医療体制を引き続き確保します。
- 大規模災害時に区民の生命を守るため、災害時の医療救護体制の再構築を進めていきます。

## 施策 02 心の健康を保ち、適切な精神医療につながるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 本区の精神疾患による通院者数（自立支援医療受給者）は、平成18年度から21年度までは年間5,000人程度でしたが、平成22年度には約5,700人となり、増加傾向にあります。また、精神疾患に対する医療を度々中断することで病状が悪化する場合や、症状があっても医療に結びついていない場合も少なくありません。

□ 社会の複雑化・多様化や経済・雇用状況の悪化に伴い、心のバランスを崩し、「うつ病」などの心の病気にかかる人が増加しています。また、区内では、毎年100人程度の方が自殺しています。自殺者の多くがその直前にうつ状態になっていることから、その対策が求められています。

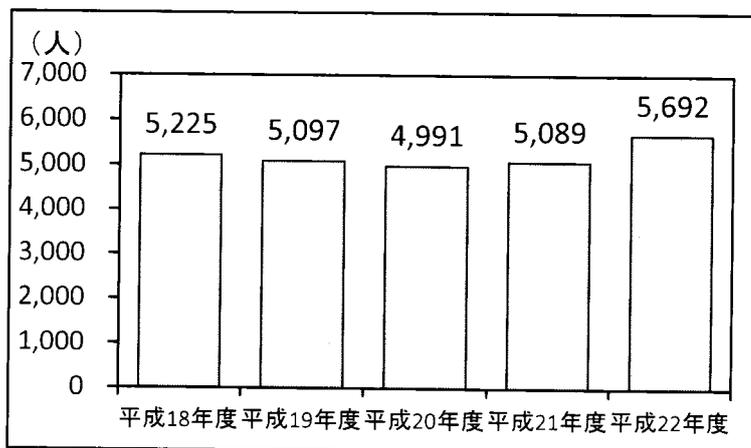


図 精神疾患による通院者数(自立支援医療受給者数)

出典:保健予防課資料(各年度末現在)

### 【施策の方向】

- 精神に障害のある方が安定して在宅生活を送れるよう、適切に医療につなぎ、生活上の指導や治療の継続の支援をします。また、症状悪化や困難事例に迅速に対応するため、保健師等による援助体制の強化と関係機関との綿密な連携を図ります。
- 自殺の危険性や抑うつ状態に本人や周囲の人が気づき、早期に必要な医療や専門相談機関への相談につながるよう、自殺予防や「うつ」についての正しい知識を普及啓発していきます。

### 施策 03 医療保険を安定的に運営するとともに、区民が必要な医療を受けられるようにします

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 国民健康保険制度は、被用者保険と比べて、高齢者の割合が高いため1人当たりの医療費が高い一方で、無職者の割合が高いため保険料負担能力が低いという構造的な問題を抱えています。こうした中で、平成22年度は、一般会計から国民健康保険事業特別会計に約72億円の一般財源を繰り入れて、財政運営を行っています。このうち、約51億円は、保険料を抑制するために高額療養費に係る保険給付費に充てたり、保険料未納額の補填のために繰り入れる法定外のものであります。
- 近年、糖尿病などの生活習慣病は、増加傾向にあります。また、高齢社会が到来する中で、加齢による重症化が進む傾向にあり、医療費が増加する原因となっています。生活習慣病は、運動や食事などの生活習慣の改善により、発症や重症化を防止することができます。区は、医療保険者として、被保険者の健康の保持と医療費の増加抑制のために、40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者に対し、特定健康診査と特定保健指導を実施しています。
- 難病等により継続的な治療が必要で医療費が高額となる方に対して、経済的負担の軽減を行っています。

#### 【施策の方向】

- 未納者への働きかけを強化するなど、保険料収入の安定的な確保に努めます。
- 特定健康診査の受診率や特定保健指導の利用率を向上させることにより、生活習慣病の発症と重症化の防止を図り、医療費の増加の抑制に努めます。
- 難病等の医療費を助成することにより、区民が必要な医療を受けられるようにします。

**政策3**

**衛生**

衛生的で快適な環境を整え、健康危害を防止します

【施策の体系】

政策3 衛生  
衛生的で快適な環境を整え、健康危害を防止します

施策01  
感染症の発生や拡大を抑制します

施策02  
食品の安全を推進します

施策03  
医療と医薬品の安全を推進します

施策04  
生活環境の衛生を維持します

## 施策 01 感染症の発生や拡大を抑制します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区の結核患者発生数は減少を続けていますが、国や東京都よりも罹患率が高い状態です。
- 近年、新型インフルエンザが世界で大流行し、基礎疾患のある人や妊婦などのハイリスクな人だけではなく、免疫を持たない若者にも感染が広がりました。このような新しいウイルスの誕生や多剤耐性菌の発生は、大きな問題となっています。
- 感染症の予防接種は、昨今のワクチンの開発状況等もあり、対象となる疾病が増加していることから、公費助成の拡充が求められています。

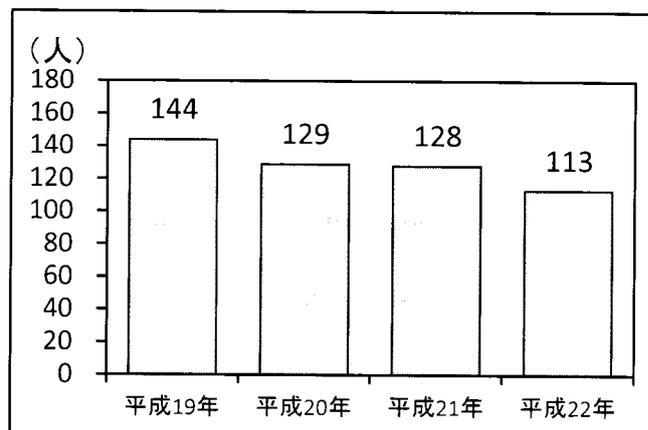


図 結核患者数 出典:保健予防課資料

### 【施策の方向】

- 結核対策については、患者発生時の疫学調査に力を入れるとともに、医療機関や薬局など関係機関との連携体制を強化し、患者の治療を成功させるための服薬支援を行います。また、リスクが高い方を対象としたまん延防止策を実施し、罹患率の減少、結核の撲滅に取り組みます。
- 新型インフルエンザ等の新興感染症については、「葛飾区新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、感染拡大防止等の対策を進めます。
- 感染症の流行や疾病の重篤化を予防するためには、予防接種が有効です。接種対象の拡充については、国の動向を踏まえ、予防接種の接種率向上とあわせ、適切に実施していきます。

## 施策 02 食品の安全を推進します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 大規模食中毒事件の発生や原発事故による放射能汚染、表示の偽造等様々な事件事故が重なり、食の安全に対する区民の関心が高まっています。
- 本区の食中毒事件は、平成22年度に3件発生しています。東京都全体の発生傾向をみると、食肉の生食などの食習慣の変化に伴い、食中毒の原因菌も変化してきています。
- 食品等の表示適合率は100%、食品等の収去検査の適合率は95%以上を達成しています。

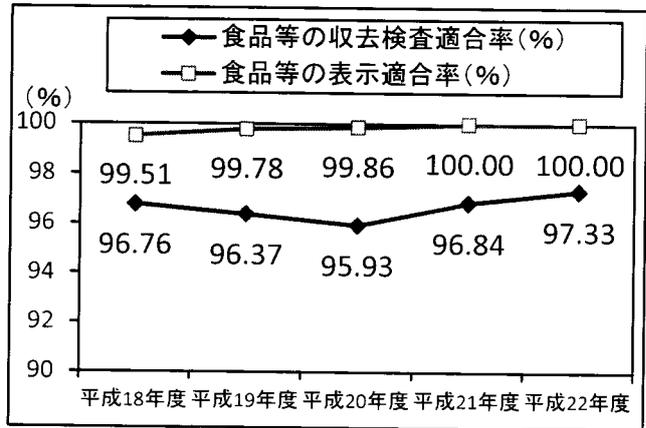


図 食品安全に関する指標 出典:生活衛生課資料  
注:適合率とは、食品衛生法で定められた規格等に適合している割合のこと。

### 【施策の方向】

- 食品関係事業者への監視指導を適正に行うとともに、事業者の衛生管理意識を高めるため、食品衛生協会と連携して、自主管理による食品衛生の取り組みを推進します。
- 食品のリスクに関し、区民が正しく理解できるようにするため、正確な情報提供を行うほか、区民・事業者・行政が意見交換を行う場を設けることにより、区民の食に対する不安の解消に努めます。

### 施策 03 医療と医薬品の安全を推進します

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 近年、医療事故等の発生による医療不信が社会問題になり、保健所にも、患者等から医療に関する苦情や相談が多く寄せられています。医療の質の向上と患者とのコミュニケーションの改善が求められています。
- 平成21年に医薬品販売の規制緩和と安全使用を目的とした薬事法の改正が行われ、薬局以外の医薬品販売が認められるようになりました。

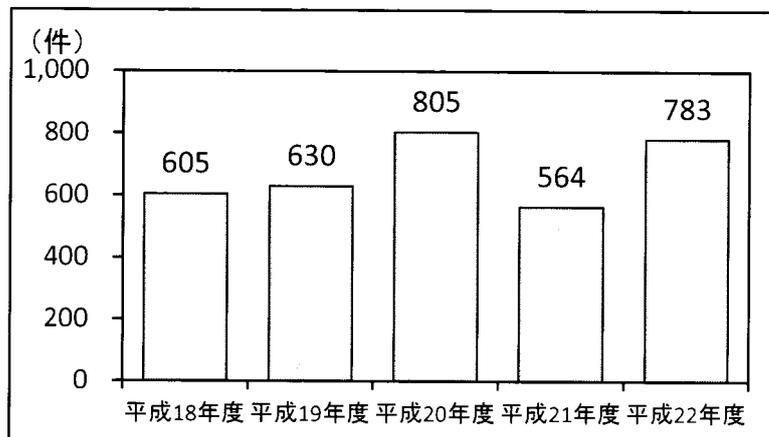


図 医療に関する区民からの相談件数

出典：生活衛生課資料

#### 【施策の方向】

- 患者等から寄せられる医療や医療機関に関する苦情や相談に対し、迅速に対応するための体制を強化します。
- 医薬品の事故防止や適正使用を推進するために、従来の薬局に加えて、今後増加が予想されるコンビニエンスストア等における医薬品販売への監視体制を強化します。

施策 04 生活環境の衛生を維持します

【施策を取り巻く現状と課題】

- 美容所の空気検査や公衆浴場の浴槽水の水質検査など、区民が利用する施設の衛生検査や指導を実施し、区民の安全確保に努めています。
- ネズミによる被害や害虫の発生に関する相談は依然として多くあり、これら害獣、害虫の被害防止に関する情報提供が望まれています。
- 犬や猫などのペットは、家族の一員として人々の精神的な支えとなっていますが、その一方で、鳴き声や臭い、ふん尿などに関する苦情や相談が近隣住民から多く寄せられています。

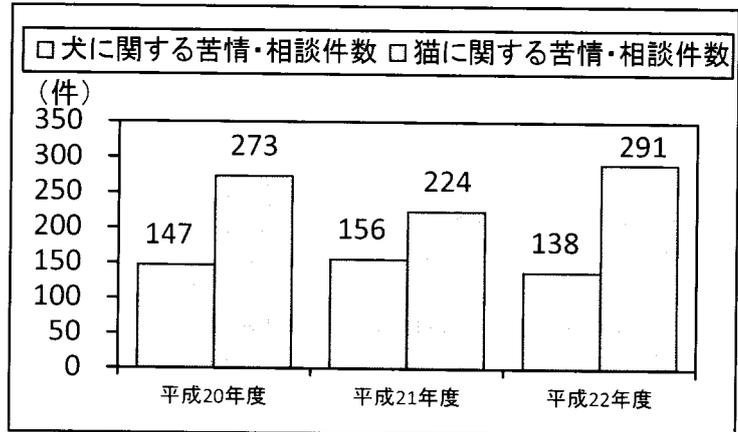
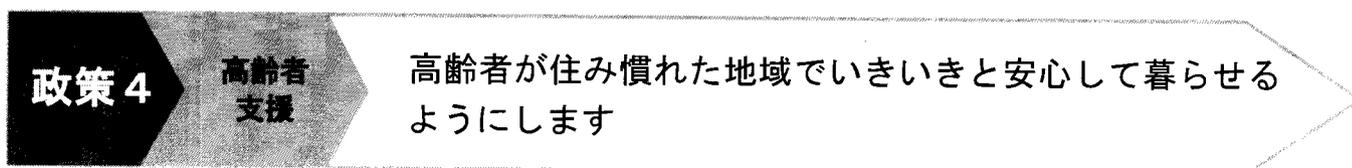


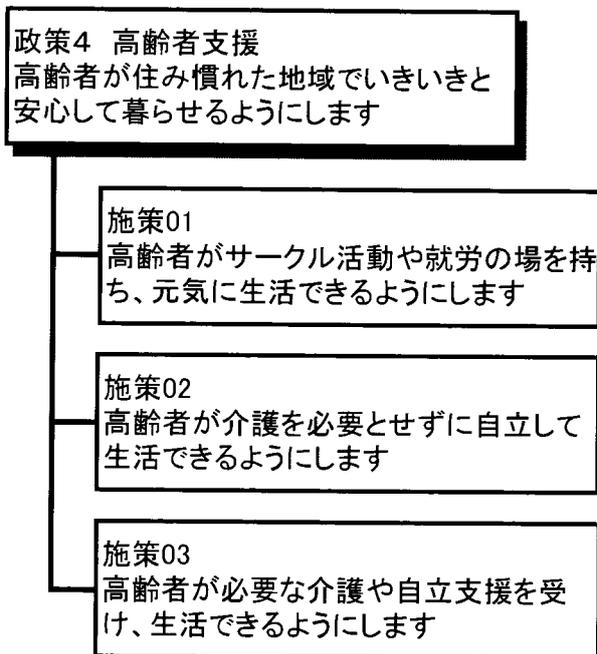
図 犬・猫に関する苦情・相談件数 出典:生活衛生課資料

【施策の方向】

- 美容所や公衆浴場などの環境衛生関係施設に対しては、法律に基づき許可基準や衛生基準を定め、衛生検査をもとに監視指導を行っていきます。また、衛生管理に必要な情報を積極的に提供するなど、店舗の自主管理による衛生環境保持の取り組みを一層支援していきます。
- 住居内におけるネズミや害虫の対策法、水や空気の衛生に関する情報など、衛生的な居住環境を維持するために区民が求める知識や情報の提供を行います。
- 犬や猫の飼い主に対して、動物の適正な飼養に関する意識の向上を図るとともに、地域住民の動物愛護に関する理解を求めます。



【施策の体系】



## 施策 01 高齢者がサークル活動や就労の場を持ち、元気に生活できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区の平成22年度の高齢化率は21.7%ですが、10年後（平成34年度）には24.5%になると推計されています。
- 本区の高齢者の8割以上は元気であり、これまでの生活に根差した豊富な経験や知識を持っています。こうした高齢者が生涯にわたり健康を維持しながら、仕事や社会貢献活動を通して、地域の中でいきいきと活躍できるための環境づくりが求められています。
- 自主組織である高齢者クラブは、社会奉仕活動や健康増進、レクリエーションなどの場となっており、60歳以上の区民の約1割が加入しています。平成23年4月現在、区内には154クラブがありますが、登録者数は減少傾向にあります。
- シルバー人材センターは、原則60歳以上の区民に対して仕事を提供しており、60歳以上の区民のうち約3,000人が登録しています。登録者数は増加傾向にあり、会員の就業率は約7割です。

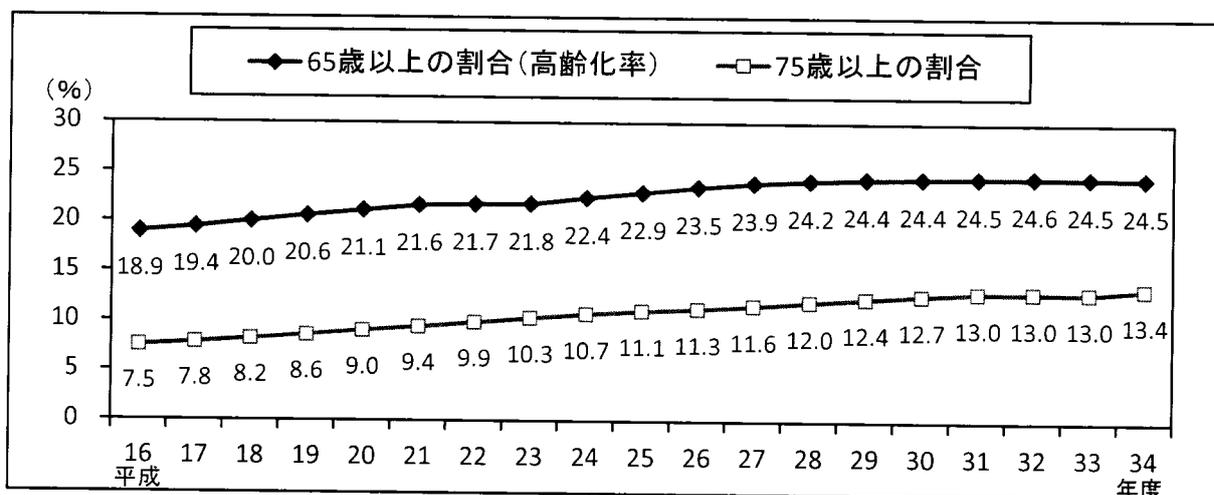


図 65歳以上人口の割合(高齢化率)、75歳以上人口の割合  
出典:住民基本台帳人口、外国人登録人口(平成23年度以降は推計値)

### 【施策の方向】

- 高齢者が地域活動やボランティア活動の担い手として、これまでに培ってきた経験や知識、能力を活かして活躍できるような環境づくりを進めます。
- 高齢者がいつまでも地域の中でいきいきと暮らせるように、地域交流の場の確保や就労の支援など、社会参加を促進する多様な事業を行います。
- 高齢者がそれぞれのライフスタイルにあった生きがいをもち、意欲的に活動できるよう、生涯学習や生きがい活動を支援します。

施策 02 高齢者が介護を必要とせずに自立して生活できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 高齢化が進み、特に75歳以上の人口は、平成22年度の44,412人から平成34年度の61,118人へと約1.4倍に急増すると推計されています。
- 本区の平成22年度の介護保険第1号被保険者（65歳以上の区民）に占める要支援・要介護者の認定率は14.2%で、23区の中では2番目に低い割合となっています。今後、高齢者人口の増加に伴い、介護や支援を必要とする高齢者の更なる増加が予測されます。高齢者がいつまでも自立して生活できるよう、早期からの介護予防が求められています。

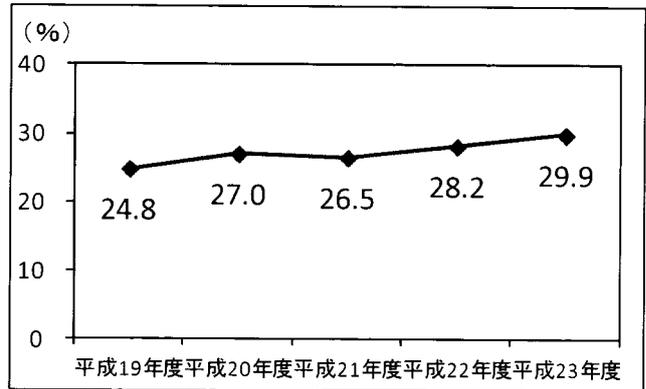


図 介護予防に取り組んでいる区民の割合  
出典:「葛飾区政策・施策マーケティング調査」

- 政策・施策マーケティング調査の結果によると、介護予防に取り組んでいる区民の割合は徐々に高まってきていますが、介護予防事業の参加者はまだ少ない状況です。

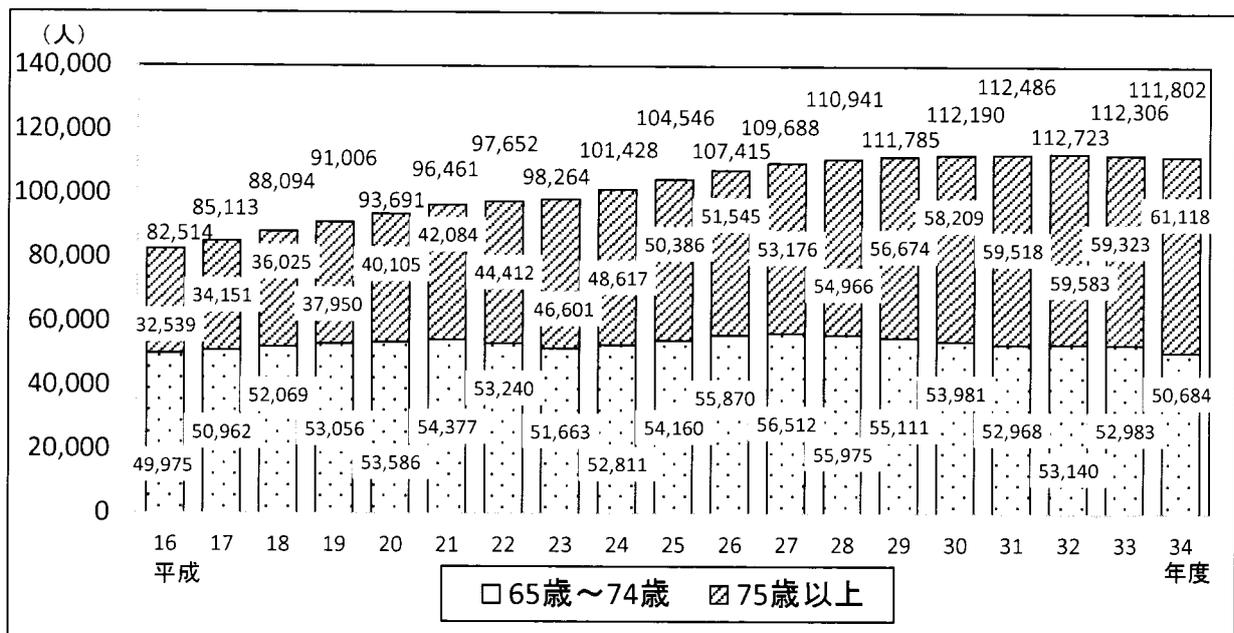


図 年齢区別にみた高齢者人口  
出典:住民基本台帳人口、外国人登録人口(平成23年度以降は推計値)

**【施策の方向】**

- 民間事業者等と連携しながら、効果的で、気軽に取り組むことができる介護予防事業を展開し、高齢者の取組意欲を高めていきます。特に、要支援・要介護状態になるおそれが高いと認められる高齢者に対しては、積極的に介護予防の必要性をPRし、介護予防事業への参加の勧奨を行います。
- 地域において介護予防を指導できる人材を育成するほか、自主的に介護予防に取り組むグループの育成や支援を行います。

### 施策 03 高齢者が必要な介護や自立支援を受け、生活できるようにします

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 高齢化の進行に伴い、要介護・要支援認定者数は年々増加しており、平成12年度末の約7千人から平成22年度末の約1万5千人へと約2.2倍に増えています。このため、介護保険による保険給付のほか、おむつの支給・使用料助成などの介護保険を補完するサービスの利用者も増えています。

□ 平成22年度に実施した葛飾区世論調査によると、要介護時に望む生活として、「自宅で介護保険サービスなどを利用しながら生活を続けたい」が約5割で最も多く、次いで、「特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設に入所したい」が約2割となっています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、在宅サービスの充実や介護施設の整備が求められています。

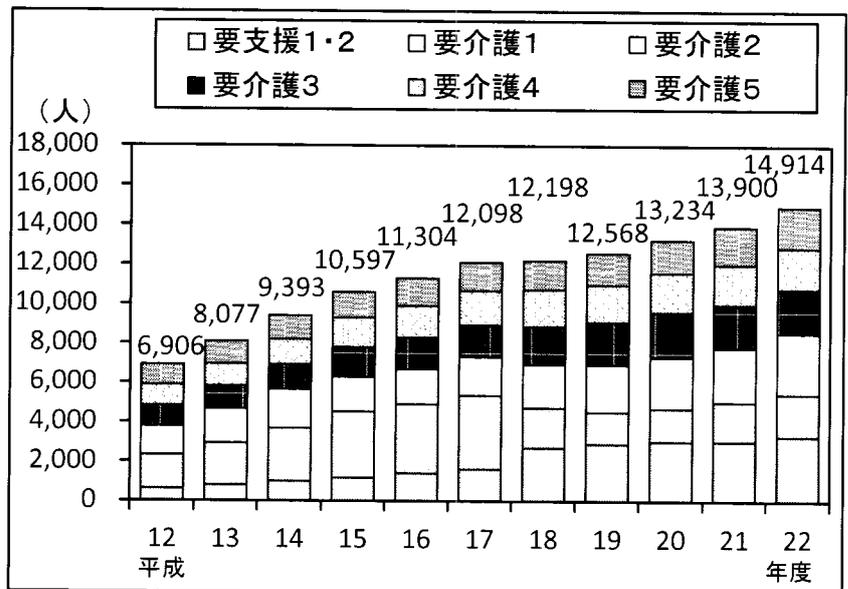


図 要介護(要支援)認定者数 出典:介護保険課資料(各年度末)

#### 【施策の方向】

□ 高齢者が要介護・要支援状態となった場合であっても、可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した生活を営めるように、介護保険の介護サービスや介護予防サービス、介護保険を補完する生活支援サービスを総合的に提供できるようにします。

□ 必要な介護サービスの量を確保するため、介護保険法に基づき3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づいて、居宅サービスを充実させるとともに、介護施設の整備の促進を図ります。

**政策5**

**障害者  
支援**

障害者が地域社会の中でともに支えあう一員として  
いきいきと暮らせるようにします

【施策の体系】

政策5 障害者支援  
障害者が地域社会の中でともに支えあう  
一員としていきいきと暮らせるようにしま  
す

施策01  
障害者が自分らしく自立した生活を営  
めるように支援します

施策02  
障害者が能力を十分に発揮し、いきい  
きと働き続けられるように支援します

施策03  
発達心配される児童一人ひとりの発  
達を支援します

## 施策 01 障害者が自分らしく自立した生活を営めるように支援します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 東京都では、障害のある方が様々なサービスを受けるため、身体に障害がある方に対して身体障害者手帳、知的障害のある方に対して愛の手帳、精神に障害がある方に対して精神障害者保健福祉手帳をそれぞれ交付しています。これらの手帳の保持者数は、年々増加傾向にあります。

□ 国は、現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活体制の整備等を内容とする「（仮称）障害者総合福祉法」を制定し、平成25年8月までの施行をめざしています。

- 介護者が高齢になったり、援護者がいない場合でも、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、障害者を地域で支えるための相談支援体制や生活支援の場の充実が求められています。
- 近年は、複数の障害を併せ持つ障害者や、高次脳機能障害や発達障害などへの対応、障害者の虐待への対応が課題となっています。

### 【施策の方向】

- 身体、知的、精神の3障害にまたがる多様な障害の相談支援に適切に対応していくため、福祉・保健の相談機関が各々の専門性を高め、相互に連携して取り組みます。また、障害者虐待の防止や早期発見・早期対応に取り組みます。
- 障害者の地域における生活の場を確保するため、必要な施設整備の促進を図ります。
- 特別支援学校の卒業生等の日中活動を支援するため、進路希望の動向に応じて、必要な施設整備の促進を図ります。

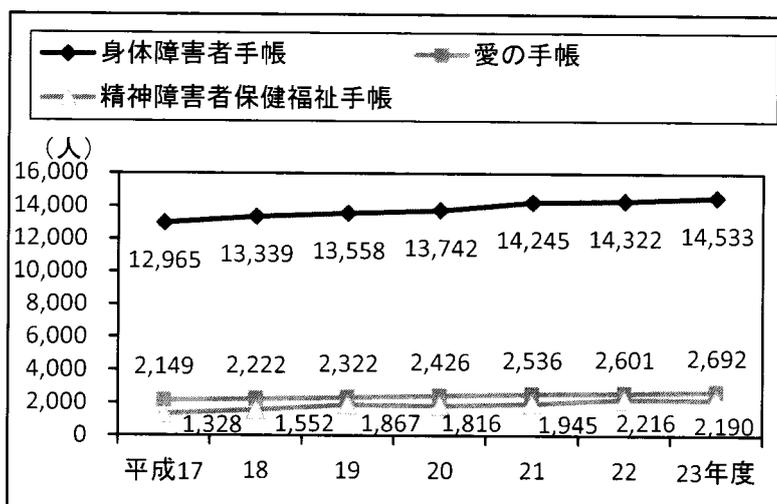


図 障害者手帳の保持者数  
出典：障害福祉課資料（各年度4月1日現在）

## 施策 02 障害者が能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けられるように支援します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 障害者雇用率制度の改正により、平成22年7月から障害者雇用納付金制度<sup>注</sup>の対象事業主が中小企業にも拡大されたほか、短時間労働者（週20時間以上30時間未満）の適用範囲が、精神障害者だけではなく身体障害者や知的障害者にも拡大されるなど、障害者の雇用機会の拡大につながる条件が整備されました。

□ 本区の障害者就労支援センターからの延べ就労者数は、平成18年度の202人から平成22年度の379

人へと約1.9倍に増えていますが、3年間離職しなかった障害者の割合（就労定着率）は約4割に留まっています。

□ 障害者の就労環境は、景気の動向に大きく左右されるため、更なる新規職場開拓、就労定着支援の強化が求められています。

注）障害者雇用納付金制度

「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって、事業主が、その「常時雇用している労働者数」の1.8%以上の障害者を雇用することが定められており、雇用率が未達成の場合には、障害者雇用納付金を納めなければならない制度をいう。

### 【施策の方向】

□ 18歳以上の勤労意欲のある障害者に対して、企業実習や作業訓練等を行うとともに、ハローワーク等との連携を強化することにより、一般企業への就労を促進します。

□ 一般企業に就労した障害者の職場定着支援や余暇・生活支援を充実します。

□ 福祉的就労の観点から、障害者通所施設や精神障害者の就労支援施設等の整備の促進を図ります。

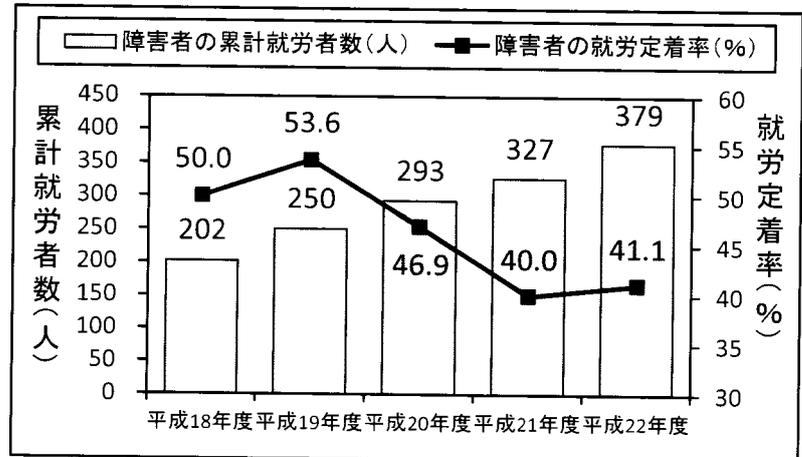


図 障害者の就労者数(累計)、就労定着率

出典：障害福祉課資料 注：就労定着率は、「3年間の就労者数から3年間の離職者数を除いた数」÷「3年間の就労者数」の式で算出する。

### 施策 03 発達が心配される児童一人ひとりの発達を支援します

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 就学前児童の発達相談や巡回・訪問事業の実施により、発達障害を早期に発見する体制を充実してきました。それに伴い、発達の遅れが心配される児童に対する専門的な支援（療育）を行う区内の療育機関が不足しています。
- 療育機関と保育園、幼稚園、学校との連携による、児童一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない支援が求められています。

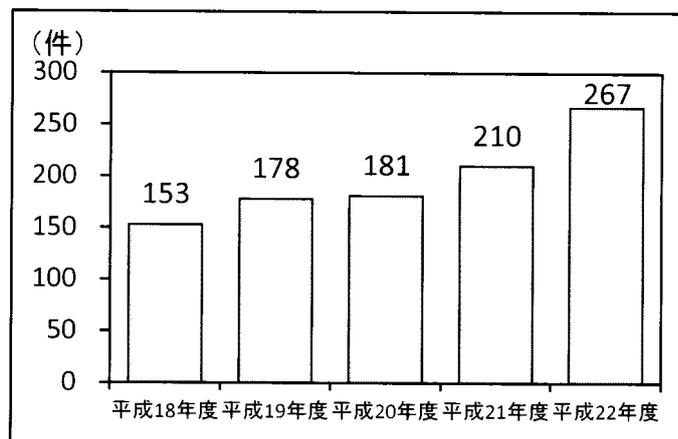


図 子ども発達センターの発達相談件数  
出典：障害者施設課資料

#### 【施策の方向】

- 児童発達支援センター<sup>注</sup>を計画的に整備することにより、地域の療育ニーズに的確に対応していきます。
- 児童発達支援センター等の療育機関と子ども総合センター、保育園、幼稚園、学校が密接に連携することで、発達障害の早期発見から療育機関における専門的な支援まで、児童一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行っていきます。

#### 注）児童発達支援センター

平成 22 年 12 月の児童福祉法の改正により創設された児童発達支援を行う地域の中核施設。発達に心配のある児童の集団・個別指導（療育）に加え、保育所等に在籍する児童の訪問による支援にも対応する。

政策6

子ども・  
家庭支援

安心して子どもを産み育てられるようにします

【施策の体系】

政策6 子ども・家庭支援  
安心して子どもを産み育てられるように  
します

施策01  
安心して妊娠・出産・育児ができるよう、  
親と子の心身の健康を支えます

施策02  
子育て中の家庭を支援し、安心して子ど  
もを育てられるようにします

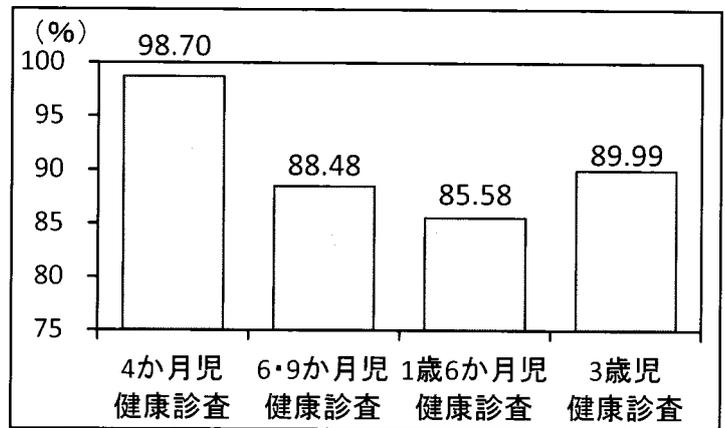
施策03  
仕事と子育てを両立しやすい環境を整  
えます

施策04  
子どもの権利・利益を守り、子どもの健  
やかな育成が尊重されるようにします

## 施策 01 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 平成21年の周産期死亡率（1千対）は、全国は4.2、東京都は3.9、本区は4.1であり、本区は全国や都と同水準にあります。しかし、平成21年の0～4歳の死亡率（10万対）は、全国で65.0、東京都で64.1、本区で68.5であり、全国や都の平均と比べて良好とは言えません。
- 妊婦健康診査費用の一部助成や乳幼児健康診査を実施していますが、6・9か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査では、未受診者が1割強みられます。
- 乳児健診時に実施したアンケートによると、子育てに自信が持てない母親の割合が2割弱みられます。



乳幼児健康診査の受診率  
出典：「葛飾区の保健衛生事業概要」（平成22年度）

### 【施策の方向】

- 母親と子の健康を保持増進するために、妊娠前、妊娠中の女性及び乳幼児を持つ全ての家庭を対象に、保健指導を実施するとともに、妊婦・乳幼児健康診査における受診率の更なる向上を図ります。
- 乳幼児健康診査と子ども総合センターにおける相談との連携を強化することにより、発達に支援が必要な子どもの早期把握に努め、適切な支援につないでいきます。
- 生後4か月になるまでの赤ちゃんを保健師・助産師が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の実施などを通じて、母親の育児不安や孤独感を軽減します。また、夫婦が協力して育児をしていけるよう、両親学級への父親の参加を促進していきます。

施策 02 子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 乳幼児健診時に実施したアンケートによると、育児について相談相手のいる母親が約9割いる一方で、子育てに自信を持ってない母親が2割弱います。
- 少子化の進行や核家族化、近所付き合いの希薄化などを背景に、家庭や地域の子育て力が低下しています。
- 出産や通院などで保育することが難しい場合や、保護者自身の活動、リフレッシュの場合などにも利用できる、在宅の子育て家庭向けの保育サービスのニーズが高まっています。
- 子育てにかかる経済的な負担感が大きくなってきており、保護者に対する経済的な支援が求められています。

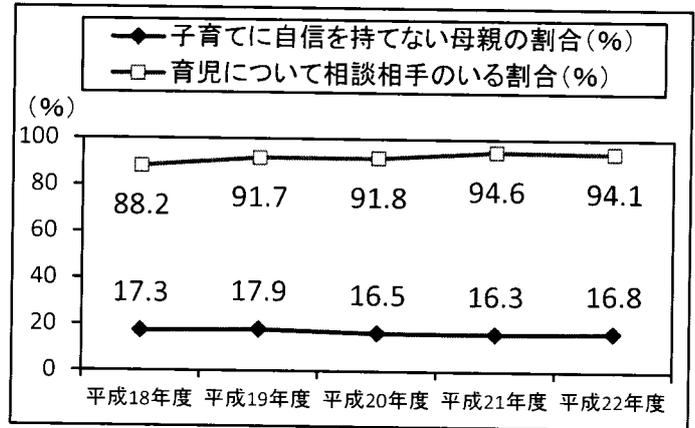


図 子育てに対する不安、相談相手のいる割合  
出典：乳幼児健診時に実施したアンケート

【施策の方向】

- 在宅で子育てをしている親の育児不安や孤独感を解消するために、子育て中の親同士が出会い、気軽に情報交換や相談のできる場づくりを進めます。
- 在宅での子育てを支援するため、保護者自身の活動やリフレッシュなどの場合にも利用しやすい保育サービスを提供します。
- 医療費の助成や私立幼稚園に通っている子どもの保護者に対する保育料の補助などにより、子育て家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。

### 施策 03 仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 景気の悪化やライフスタイルの変化に伴い、共働き家庭が増えており、保育サービスの利用児童数や学童保育クラブの入会児童数は年々増加しています。
- 本区では、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、これまでも計画的に保育所の整備を進め、保育定員を増やしてきましたが、保育所の待機児童数は近年増加傾向にあります。
- 保護者の就労形態の多様化や、子どもの病気時の対応など、多様な保育需要への対応が求められています。

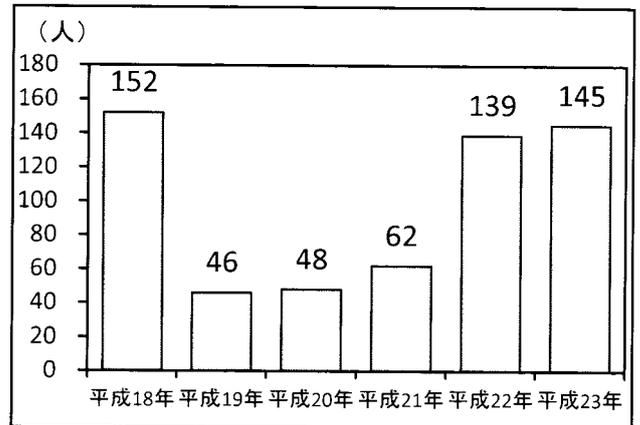


図 保育所待機児童数(各年4月1日)

注:国基準による待機児童数

#### 【施策の方向】

- 待機児童の多い地域に認可保育所や認証保育所を計画的に整備するほか、家庭福祉員などの保育資源を活かすことにより、待機児童の解消を図ります。
- 保護者の就労形態の多様化に対応するため、認可保育所等において延長保育の実施を拡充します。また、子どもの病気時や回復期における保育需要に対応するため、病児・病後児保育の実施を拡充します。
- 放課後、保護者の就労などにより適切な監護が受けられない小学校低学年の児童を保育するため、地域の需要に応じて、学童保育クラブを小学校内等に整備していきます。

施策 04 子どもの権利・利益を守り、子どもの健やかな育成が尊重されるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

□ 区内の児童虐待の通告件数は、平成22年度には131件あり、児童虐待の早期発見・早期対応は、引き続き緊急の課題です。

□ 核家族化や近所付き合いの希薄化などに伴い、身近な相談相手が少なくなっていることを背景に、子ども総合センター等には、子育てや家庭に関する相談が多く寄せられています。

□ ひとり親家庭に対する生活や経済的自立の支援が求められています。

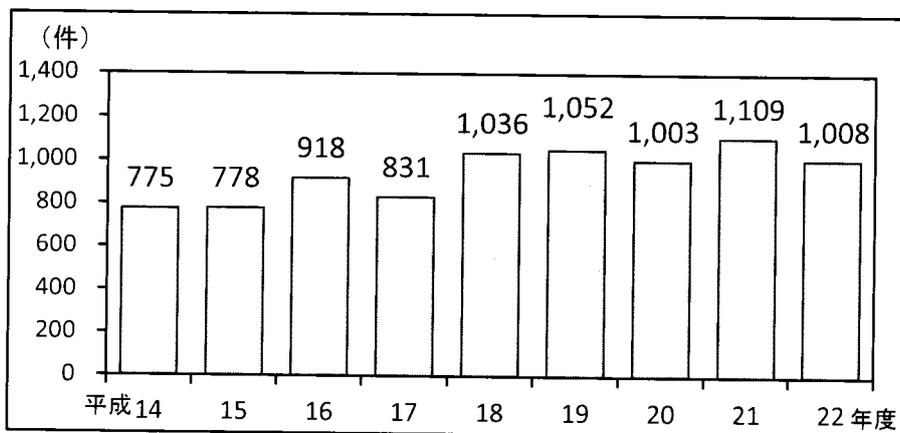


図 子どもと家庭の総合相談の件数 出典:子ども家庭支援課資料

【施策の方向】

□ 子ども総合センターを中心に、関係機関が連携して、児童虐待の予防・早期発見・早期対応に取り組みます。また、育児不安や孤独感などに悩む保護者に対する相談体制を充実させることにより、児童虐待などの深刻な事態を未然に防ぐようにします。

□ ひとり親家庭に対して、経済的な問題、就労、子どもの養育などの様々な悩み相談に応じて助言や情報提供を行うほか、就業・自立に向けた支援を行います。

**政策7**

**低所得者  
支援**

生活に困窮する区民が安心して生活できるようにします

【施策の体系】

政策7 低所得者支援  
生活に困窮する区民が安心して生活で  
できるようにします

施策01  
生活に困窮する区民が健康で文化的な  
最低限度の生活を維持できるようにし  
ます

施策 01 生活に困窮する区民が健康で文化的な最低限度の生活を維持できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

□ 本区の平成23年4月中の生活保護受給世帯は、8,881世帯、保護率は27.0%です。特に平成20年のリーマンショック以降、生活保護受給世帯が急増しています。

□ 生活保護受給世帯の中心は、無年金や低年金の高齢者であり、高齢化の進展で、受給世帯の更なる増加が見込まれています。また、社会や雇用環境の変化により、経済の低迷時には、就労可能な方でも、失職したり十分な収入を得ることができず、生活困窮状態へとつながりやすい状況になっています。

□ 本区のひとり親世帯の数は、平成22年国勢調査の時点で、母子世帯が2,215世帯（うち同430世帯）、父子世帯が296世帯（うち6歳未満の子どもがいる世帯32世帯）です。

□ 平成22年度の東京都の調査によると、東京都の母子世帯の就労収入は、月額15万円未満が7割以上となっており、低所得世帯が多くを占めています。

【施策の方向】

□ 生活保護制度の適正な運営に努め、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、生活保護の不正受給に関しては厳正に対処していきます。

□ 生活保護受給世帯の自立を支援するため、就労が可能な被保護者の個性や特性に合わせた適切な就労支援を行います。

□ 母子世帯の母が経済的に自立して安定した生活を送れるようにするため、就職に有利な資格の取得を目的とした給付金の支給や就労の支援を行います。

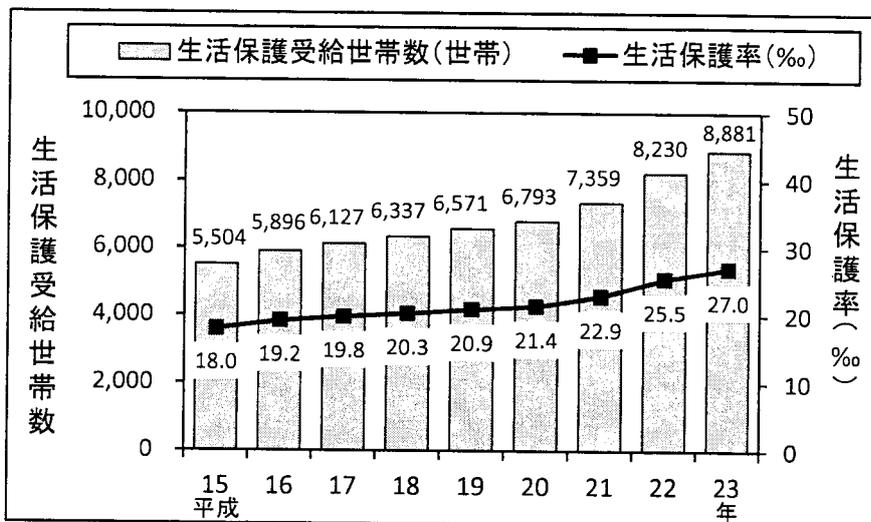


図 生活保護受給世帯数、生活保護率

出典：西・東生活課資料 注：各年度4月中、保護停止中を含む。

**政策 8**

地域福祉

支援を必要とする高齢者等が地域社会に支えられ、安心して暮らせるようにします

【施策の体系】

政策8 地域福祉  
支援を必要とする高齢者等が地域社会に支えられ、安心して暮らせるようにします

施策01  
福祉サービスを必要とする人が安心してサービスを利用できるようにします

施策02  
支援が必要な高齢者等を地域で支えあうしくみをつくります

## 施策01 福祉サービスを必要とする人が安心してサービスを利用できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 要介護・要支援認定者の増加や、障害者手帳保持者の増加、保育サービス利用者の増加など、福祉サービスの利用者は増えています。このため、サービス供給量の増加が質の低下につながらないよう、福祉サービスの質を確保していくことが求められています。また、福祉サービスを必要とする区民が、自分に合ったサービスを容易に選択できるための支援が求められています。

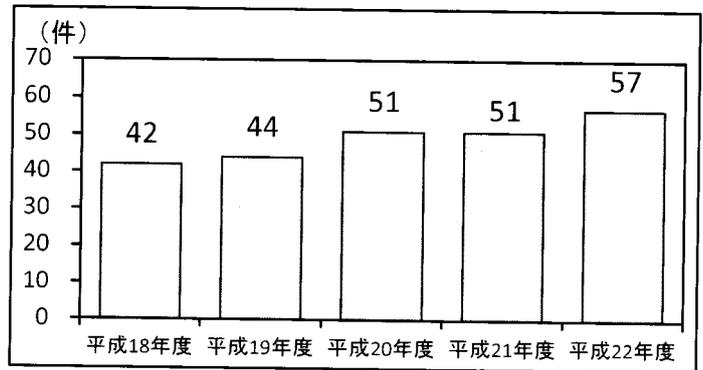


図 第三者評価受審件数(区内福祉サービス提供事業所で第三者評価を受審した事業所数)

出典:福祉管理課資料

- 本区では、第三者の評価機関が専門的かつ客観的な立場で行った福祉サービス提供事業所に対する評価結果を、サービス利用者に対して情報提供しているほか、福祉サービス苦情調整委員の設置等により、福祉サービスの質の向上に努めてきましたが、これらの制度の認知度を高め、利用を促進することが課題となっています。
- 高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が予測されています。認知症高齢者をはじめとした判断能力が十分でない方の権利が守られ、安心して生活できるための支援が求められています。

### 【施策の方向】

- 区民が必要な福祉サービスを適切に選択し、利用できるよう、最新の情報提供を行い、利用相談に対応します。また、事業者に対して、福祉サービス第三者評価の受審促進を図ります。
- 福祉サービス苦情調整委員制度や、訪問介護員のレベルアップ研修の実施などにより、福祉サービスの質の向上を図ります。
- 認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会と連携して、成年後見制度の利用支援の拡充を検討していきます。

## 施策 02 支援が必要な高齢者等を地域で支えあうしくみをつくりま

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 高齢化の進行に伴い、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、高齢者を地域社会全体で支えるしくみづくりが求められています。
- 本区では、区内を7つの日常生活圏域に分け、それぞれに1か所ずつ地域包括支援センターを設置するとともに、分室などの相談窓口を開設し、高齢者の支援を行っています。
- 警察署の調べによると、区内における60歳以上の方の孤独死（人に看取られることのない不審死（自殺を含む））は、平成20年に229名、平成21年に168名、平成22年に205名発生しており、地域の見守り体制の強化が求められています。

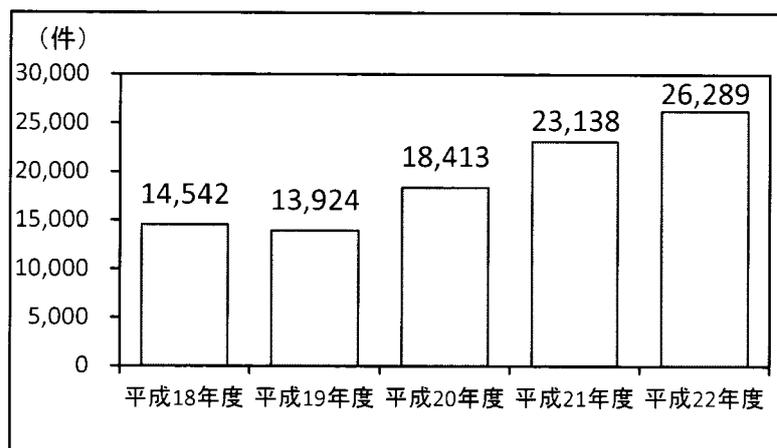


図 地域包括支援センターの相談件数  
出典:高齢者支援課資料

### 【施策の方向】

- 地域における高齢者支援の中核機関である地域包括支援センターの周知を図るとともに、機能の強化を図ります。支援の必要なひとり暮らし高齢者や認知症の疑いのある高齢者等の積極的な把握に努め、早期の支援につなげていきます。
- 高齢者等の孤独死や虐待を防止するため、地域における見守り体制を強化していきます。
- 社会福祉協議会が実施する小地域福祉活動との連携を強化するなど、区民との協働により、住民同士が地域全体で支えあい、助けあう地域づくりを推進します。

# 施策の体系・現状と課題・方向（案）

## 【一街づくりと産業一】

### 基本目標2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

#### 政策9 地域街づくり

区民と協働して地域の特性を活かした活力ある住みよい街をつくります ..... 1

#### 政策10 防災・生活安全

災害や犯罪から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします ..... 8

#### 政策11 交通

安全かつ快適に移動できるまちにします ..... 18

#### 政策12 公園・水辺

多様な役割を持つ場として、地域の中に公園などの快適空間を整備します ..... 25

#### 政策13 環境

人と自然が共存できる環境を守ります ..... 29

#### 政策14 産業

産業を活性化させ、豊かな地域社会を形成します ..... 41

#### 政策15 観光

まちの魅力を高め、情報を広く発信し、多くの人で賑わうようにします ..... 48



政策9

地域  
街づくり

区民と協働して地域の特性を活かした活力ある住みよい街をつくります

【施策の体系】

政策9 地域街づくり  
区民と協働して地域の特性を活かした活力ある住みよい街をつくります

施策01  
計画的な土地利用を進め、建築物等が地域と調和するようにします

施策02  
駅周辺等を、住み、働き、憩う、賑わいのある拠点とします

施策03  
地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます

施策04  
住生活の安定と向上を促進します

施策05  
地域を良好な住環境にします

## 施策 01 計画的な土地利用を進め、建築物等が地域と調和するようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 区内では、住宅用地や自動車駐車場等の空地系利用が主な土地利用となっており、近年いずれも増加している一方、工業用地は著しく減少しており、産業構造の変化が土地利用にも現れています。また、農地などの自然系土地利用も減少しています。
- 本区では、葛飾区都市計画マスタープラン<sup>注1)</sup>に基づき、それぞれの地域が、これまでの歴史や風土に培われた個性と特徴を活かして発展するとともに、相互に補完し合いながら全体として、安全、便利、快適なよりよいまちの形成を図ることをめざしています。そのためには、都市活力をけん引する駅周辺拠点の推進とネットワークの形成、密集市街地整備の推進、地区計画<sup>注2)</sup>によるまちづくりの推進等が課題となっています。
- 区内の景観は、多くの人々で賑わう鉄道駅周辺、荒川・江戸川・中川・新中川などの大規模な河川、都心部近郊に位置しながら昔ながらの風景を今にとどめている畑や社寺、住宅と工場が混在する区域など、多様なものとなっています。葛飾らしい個性と魅力ある街を形成していくためには、各地区の実情に合わせた良好な景観を保全・整備することが求められており、景観を誘導する仕組みづくりが課題となっています。

表 宅地及び畑の土地面積の推移

	宅 地								畑	
	総数		住宅地		商業地		工業地		実数 (ha)	対前年 増減率 (%)
	実数 (ha)	対前年 増減率 (%)	実数 (ha)	対前年 増減率 (%)	実数 (ha)	対前年 増減率 (%)	実数 (ha)	対前年 増減率 (%)		
平成18年	16,716	—	15,354	—	600	—	762	—	472	—
平成19年	16,705	▲ 0.1	15,336	▲ 0.1	606	1.0	763	0.1	462	▲ 2.1
平成20年	16,659	▲ 0.3	15,310	▲ 0.2	609	0.5	740	▲ 3.0	451	▲ 2.4
平成21年	16,555	▲ 0.6	15,380	0.5	541	▲ 11.2	634	▲ 14.3	442	▲ 2.0
平成22年	16,596	0.2	15,385	0.0	539	▲ 0.4	671	5.8	430	▲ 2.7

出典：葛飾区都税事務所資料

注1) 本表は、固定資産税の課税対象となる評価面積である。

注2) 小数点第1位を四捨五入しているため、総数と個別の積み上げた数値が合わない場合がある。

### 【施策の方向】

- 地域の実情に応じた多様な土地利用を実現するため、様々な土地利用・誘導手法の検討・活用を図ります。
- 各地区の特性に応じた葛飾らしい良好な景観の形成を図るため、景観法に基づく景観計画の策定などを検討します。



<無電柱化された幹線道路>

## 基本目標 2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

- 建築物の高さを適切に誘導し、秩序ある街並みを形成するため、各地区の土地利用の特性に応じた望ましい建築物の高さ制限の方針を定めます。

### 注 1) 葛飾区都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として区が行うまちづくりの総合的な指針として定めたもの。20年後の平成42年を目標年次として、区全体の都市将来像やまちづくりの目標を示すとともに、地域の特性を踏まえた地域別のまちづくりの方針やその実現に向けた基本的な考え方などを示す。

### 注 2) 地区計画

住民の身近な地区で、その地区の将来に向けての街づくりの目標や方針を定めるとともに、地区内で建物を建築したり、開発を行う場合に守らなくてはならない地区独自の制限を都市計画法に基づいて定め、その地区の特性に応じたきめ細かい街づくりを進めていく制度。

## 施策02 駅周辺等を、住み、働き、憩う、賑わいのある拠点とします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では、人々が住み、働き、憩う、個性あふれる魅力と賑わいに満ちた拠点を形成し、都市としての求心力や活力を高めていくため、新小岩駅や金町駅などをはじめとする鉄道駅の周辺部を都市機能集積拠点として位置付け、複合的な都市機能の集積や交通結節点機能の強化、回遊性の向上などに取り組んでいます。
- 人口減少・超高齢社会の到来や地球温暖化に代表される環境問題の深刻化などが懸念される中、本区が都市としての持続可能性を確保するためには、住み・働き・憩うといった多様な都市機能が集積し、自動車に依存せずに移動できる鉄道駅周辺部において、引き続き、それぞれの鉄道駅の特性に応じた集約的な土地利用を誘導し、賑わいと活力にあふれる街づくりを進めていく必要があります。



<金町六丁目地区>

### 【施策の方向】

- 新小岩駅、金町駅、亀有駅、高砂駅及び立石駅周辺の商業地は、本区の顔にふさわしい地区として、区内外からより多くの人々が集い、憩える、個性あふれる魅力と賑わいに満ちた広域的な都市機能集積拠点の形成を進めます。
- その他の駅周辺では、それぞれの地区の特性に応じた駅前広場や道路などの都市基盤施設の整備を進めることによって、地元商店街の活性化を支援し、生活に根ざした区民に身近な地域密着型の拠点形成を図ります。

### 施策 03 地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 南水元一丁目・二丁目地区では、道路や公園などの都市基盤施設を整備し、宅地としての利用価値を増進させるため、平成16年2月から土地区画整理事業に着手するとともに、都市基盤施設の整備にあわせた土地の有効利用を誘導するため、地区計画を活用した街づくりを進めています。
- 小菅一丁目地区では住民からの提言に基づいた街づくり、新宿六丁目地区では大学と公園を核とした街づくり、青戸六・七丁目地区では防災性や快適性等の向上、堀切地区では防災性の向上や賑わいの再生など、各地域の実態や特性を活かした取組みを推進しています。
- 区内には土地区画整理事業を施行すべき区域として、当該事業を都市計画として決定したものの、事業化に至らぬまま市街化が進行し、事業の実施が困難となっている地区があります。

#### 【施策の方向】

- 今後も引き続き、地元関係者の理解と協力のもと、土地区画整理事業や地区計画などを活用し、それぞれの地域の特性や地域の実情を活かした街づくりを進めることによって、面的に市街地の機能向上を図ります。
- 土地区画整理事業を施行すべき区域では、それぞれの地区の実情や熟度に応じて、土地区画整理事業や地区計画等、きめ細やかな整備手法の導入を検討し、安全・安心で快適に暮らすことができる市街地の形成を図ります。

## 施策 04 住生活の安定と向上を促進します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 平成12年以降の着工新設住宅戸数は、平成16年までは増加基調で推移していたものの、その後は増減を繰り返しながら、減少基調に転じつつあり、平成21年には3,403件、過去10年間で最も多かった平成18年の5,293件の約6割の水準となっています。
- 住宅に困窮している方々を対象に、“住宅のセーフティネット”としての役割を担っている公共賃貸住宅として、平成23年4月1日現在、区内には区営住宅10団地、331戸のほか、東京都が都営住宅を、都市再生機構がUR賃貸住宅などをそれぞれ供給しています。

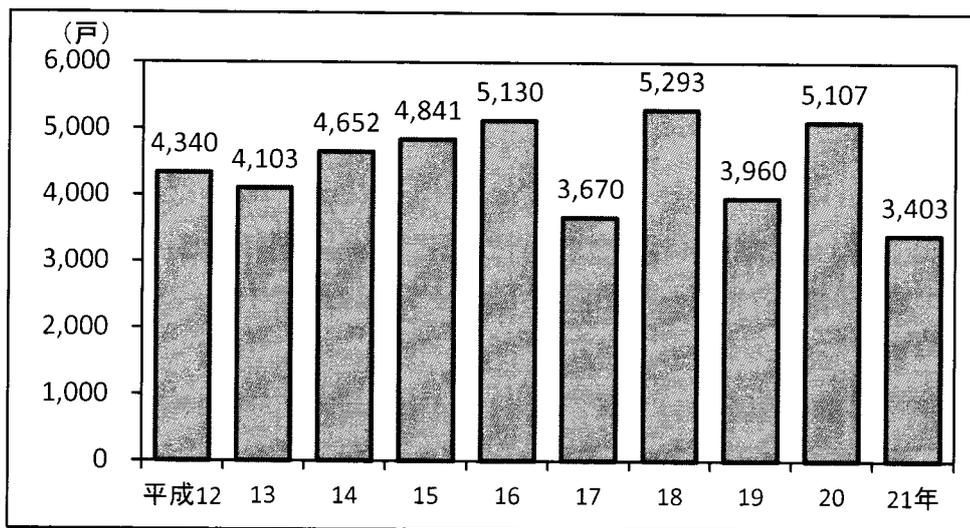


図 着工新設住宅戸数の推移 出典:東京都都市整備局資料

### 【施策の方向】

- 少子高齢社会の到来を迎える中で、持続可能な地域社会を構築するため、若者から高齢者、単身からファミリーまで、多様な世代が暮らし続けることができる住宅・住環境の形成を図る必要があります。このため、東京都や都市再生機構が所管する団地の建て替えに際し、多様なタイプの住戸の供給を要請するほか、都営住宅の移管による区営住宅の整備、高齢者向け優良賃貸住宅への家賃助成などにより、多様な世代が暮らし続けることができる住宅の確保に努めます。
- 住宅の質的充実をめざし、最低居住面積水準<sup>注)</sup>が確保された良質な住宅供給の誘導や、分譲マンションの適切な維持管理と将来の建替え準備に向けた情報提供及び相談事業の充実を図ります。

#### 注) 最低居住面積水準

国民が安定したゆとりある住生活を営むことができるよう、平成18年9月に国土交通省が策定した住生活基本計画（全国計画）に定められた目標の1つであり、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準を示す。

## 施策 05 地域を良好な住環境にします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 区内では、約4割の区域が土地区画整理事業などによる面的整備が未実施となっています。これらの地区では、幅員の狭い細街路、オープンスペースの不足、間口の狭小な宅地、建築基準法に基づく接道条件<sup>注)</sup>を満たしていない宅地が見受けられるなど、住環境の改善及び防災性の向上が街づくり上の主要課題となっています。

### 【施策の方向】

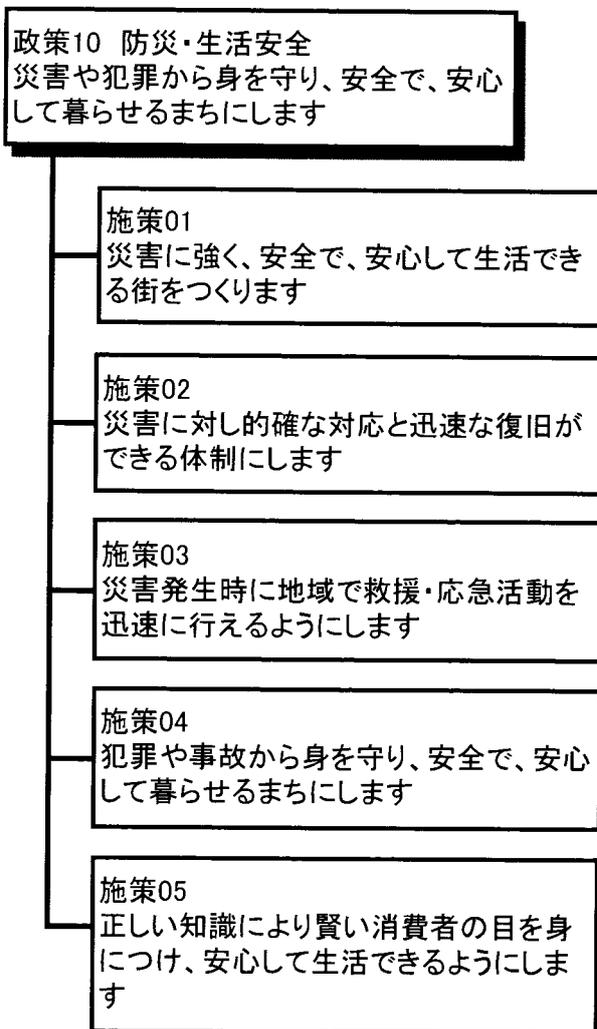
- 災害時の避難路や緊急車両の通行路の確保などの防災機能や、日常の生活面での安全性・快適性を高めていくため、道路の幅員が4mに満たない細街路の拡幅整備事業を効率的に進めていきます。
- 工場跡地などを活用した良好な集合住宅の確保に努めるとともに、宅地の狭小化や無秩序なミニ開発を適切に防止するための指導を実施するほか、違反建築物の是正等に取り組み、良好な市街地の形成を促進していきます。

#### 注) 建築基準法に基づく接道条件

建築基準法第43条第1項の規定により、原則として幅員4m以上の道路に2m以上接道（道路に面している宅地の長さ）していないと、宅地には、建築物を建てることができないとされている。

**政策 10** 防災・生活安全 災害や犯罪から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします

【施策の体系】



施策 01 災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくりま

【施策を取り巻く現状と課題】

□ 本区は、低地で軟弱な地盤の上に形成されているとともに、戦後、急速に進行した市街化に道路・公園などの都市基盤施設の整備が追いつかず、さらに、住宅と工場が混在した木造密集市街地も多数存在するなど、地震や水害などの災害に対して脆弱な都市構造となっています。

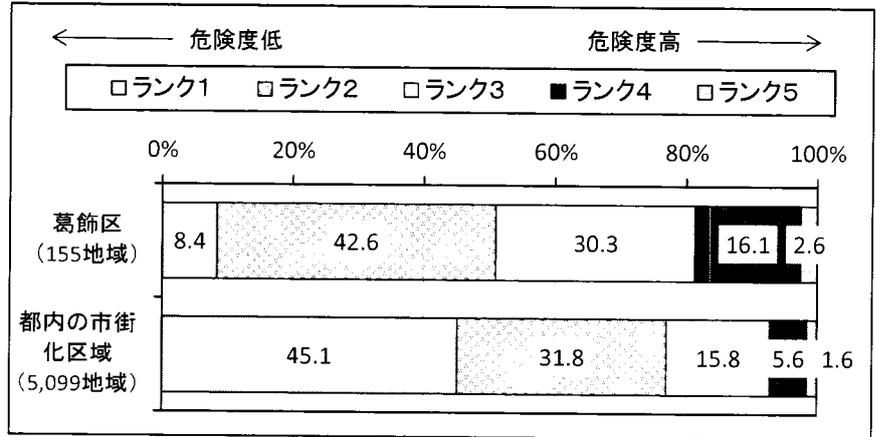


図 地震に関する地域危険度  
(建物の倒壊や延焼の危険性を表す総合危険度)

出典:東京都「第6回地震に関する危険度測定調査」(平成20年2月)

- 東京都では、平成22年1月に改定した「防災街づくり推進計画」の中で、震災時の危険性が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、防災上整備すべき緊急性が高い地域を「整備地域」に位置付け、積極的な防災対策に取り組むこととしています。
- 区内では、立石・四つ木・堀切地域及び新小岩駅周辺地域が「整備地域」に指定されており、特に立石・四つ木地区は、基盤整備事業などを重点化して展開し、早期に防災性の向上を図る「重点整備地域」に指定されています。
- 本区では、不測の災害が発生した場合でも、被害を最小限に食い止められるとともに、区民の日常生活における安全を確保できる街づくりをめざし、これらの防災上整備すべき緊急性の高い地域での震災対策や、密集市街地の住環境の改善に努めています。
- 区内に架かる橋梁のうち、建設後50年以上が経過した高齢化橋梁が占める比率は、平成21年度現在は6%（1橋）であるのに対し、概ね20年後の平成41年度には56%（10橋）に拡大する見込みです。

【施策の方向】

- 今後も引き続き、密集市街地の住環境を改善し、防災性の向上を図るとともに、災害時の避難・救援・消火活動を円滑に行えるようにするため、道路の拡幅や災害時に一時的に避難できる公園・広場の整備、老朽化した住宅の建替えによる不燃化・耐震化の促進などを総合的に進めていきます。
- 建築物の倒壊などから人命を保護し、避難道路の閉塞を防ぐなど、地震発生時の被害軽減と防災上安全な街づくりをめざし、耐震診断や耐震改修の必要性に対する区民の意識を高めるとともに、

## 基本目標 2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

---

診断・改修に対する助成事業を実施することで、建築物の耐震化を促進していきます。

- 大規模な地震が発生した場合の人的・物的な被害を最小限に食い止め、かつ、避難路や緊急車両の通行路を適切に確保するため、予防保全の観点から計画的に橋梁の点検や補修などを進めます。

## 施策02 災害に対する的確な対応と迅速な復旧ができる体制にします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では「葛飾区地域防災計画」に掲げた地震被害の減災目標の実現に向け、防災行政無線のデジタル化、装備品・備蓄品の整備、避難施設の確保や食糧・生活必需品等調達のための関係業界や事業者との協力協定の締結、防災設備の適切な維持・改修などを推進してきましたが、東日本大震災の経験と教訓から、これまでの取組みを見直すべき点も出てきています。
- 本区は東京都の東部低地帯にあり、満潮時には海面以下となる地域が大きく広がっています。このため、万が一、大規模な水害が発生した場合には、広域避難が前提となりますが、地震災害と風水害が連続して発生する複合的な災害など、避難する時間がない事態の発生に備え、身近な避難場所の確保が求められています。

### 【施策の方向】

- 災害時に迅速かつ的確な応急対策及び復興対策が展開できるよう、情報通信手段の整備、食糧・水・生活必需品等の確保、より実践的な総合防災訓練等の実施、帰宅困難者・駅前滞留者対策などについて、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、推進していきます。
- 水害対策として身近な避難場所を確保するため、中高層建築物へ避難できる仕組みづくりや上階に避難場所や非常用発電機等を設けた浸水対応型建築物の整備推進、安全に避難できる高台の確保等の検討を早期に進めます。また、治水安全度の向上を図るため、中川の堤防高不足の解消や耐震補強の促進を国や都に働きかけます。

### 施策 03 災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

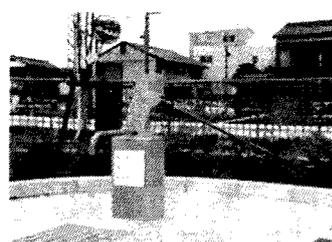
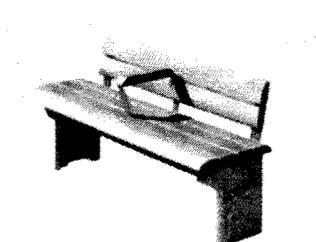
- 防災対策については、これまでもハード面、ソフト面の対策を両輪として取り組んでいますが、東日本大震災など大規模な災害における教訓からも、ハード面の万全な対策をめざすことには限界があることがわかっています。
- 東日本大震災の発災時において、近隣住民による助け合いによって多くの命が助かったことから、人と人とのつながりや絆、助け合いの大切さが改めて認識されています。広域にわたり甚大な被害をもたらす災害に対しては、区、警察、消防などの防災関係機関だけの対応にもおのずと限界があります。今後の防災対策を進める上では、災害対策の基本理念である自助、共助、公助のうち、自助と共助の視点を基本に据えた、区民が主体、あるいは区と協働して取り組む防災対策を一層推進していくことが必要です。
- 本区では、地域の消火活動や安全確保のための防災市民組織が自治町会単位で設置されており、このうち32の自治町会では市民消火隊が組織されています。また、各地域において災害発生時に自主的な救援・応援活動を行う役割を担っている消防団は、平成23年4月現在、27分団が組織されています。
- 地域の人々が「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを目的に、消火・救助活動や被災者に対する生活支援を行うため、防災設備を備えた公園を防災活動拠点として位置付け、その整備を推進しています。平成23年3月末現在、整備目標量30箇所に対し、26箇所が整備済みとなっています。
- 災害時には、避難者を収容する場所や、災害対策活動を展開したり、救援物資等を受け入れたりする場所が必要となります。地域の防災力をより効果的・効率的に高めていくためには、小・中学校や地域コミュニティ施設など、地域住民の日常生活にとって身近な公共施設が災害時には迅速かつ円滑な救急・応援活動を実践するための防災拠点として、適切に機能を発揮できるようにすることが求められます。

#### 【施策の方向】

- 「自助」「共助」という自主防災意識の高揚と防災知識の向上を図るため、防災講習会・防災リーダー研修会の充実、広報紙やパンフレット、啓発ビデオの貸出等による広報の強化、起震車等を活用した防災訓練への参加促進などに取り組み、様々な機会をとらえて防災意識の啓発等に努め、区民の防災行動力の向上を図ります。
- 消防団が各地域における防災のリーダーとして、今後も引き続き、地域住民をけん引していきけるよう、組織力の維持・向上を図るために必要な支援や助成を行うとともに、防災市民組織が実施する防災訓練など、地域の自主的な取組みを支援します。また、学校長や防災市民組織等の連携のもと、避難所の迅速な開設と円滑な運営が行われるよう、訓練の充実等を図ります。

## 基本目標2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

- 地域住民の日常生活に身近な公共施設を建替える場合には、本来必要とされている機能とともに、災害時の転活用も想定した防災拠点として、防災上最低限必要な設備等の整備を進めていきます。
- 防災活動拠点については、引き続き、地域危険度が高い地域での整備を進めていきます。



<防災活動拠点に設置されている設備の一例>

(左から右へ:防災倉庫、かまど兼用ベンチ、雨水貯留槽手押しポンプ)

施策 04 犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では、区民が安全で安心して暮らせるまちづくりのため、ハード・ソフトの両面から防犯対策を展開しています。平成16年以降、区内の刑法犯認知件数は、ほぼ一貫して減少傾向で推移しており、平成22年は6,224件、平成15年の9,830件の約6割の水準に減少しています。
- 「平成22年版 犯罪白書（法務省）」によると、一般刑法犯の被害者に占める65歳以上の被害者の割合は平成12年の8.7%から、平成21年の10.6%に上昇するなど、全国的に高齢者が被害者となる犯罪の割合が増えています。葛飾区政策・施策マーケティング調査では、防犯対策をしている区民の割合は、平成19年度の43.0%から平成23年度の50.0%に上昇しており、区民の犯罪に対する不安感や、防犯対策への関心はむしろ高まっていると考えられます。
- より安全で安心なまちづくりを実現するためには、区民・関係団体・区が連携して取り組むことが不可欠であり、特に自治町会、商店街、PTAなどの地域団体が常日頃から実施している防犯パトロールなどの自主的な防犯活動は、犯罪を未然に防止する上で重要な取組みとなっています。

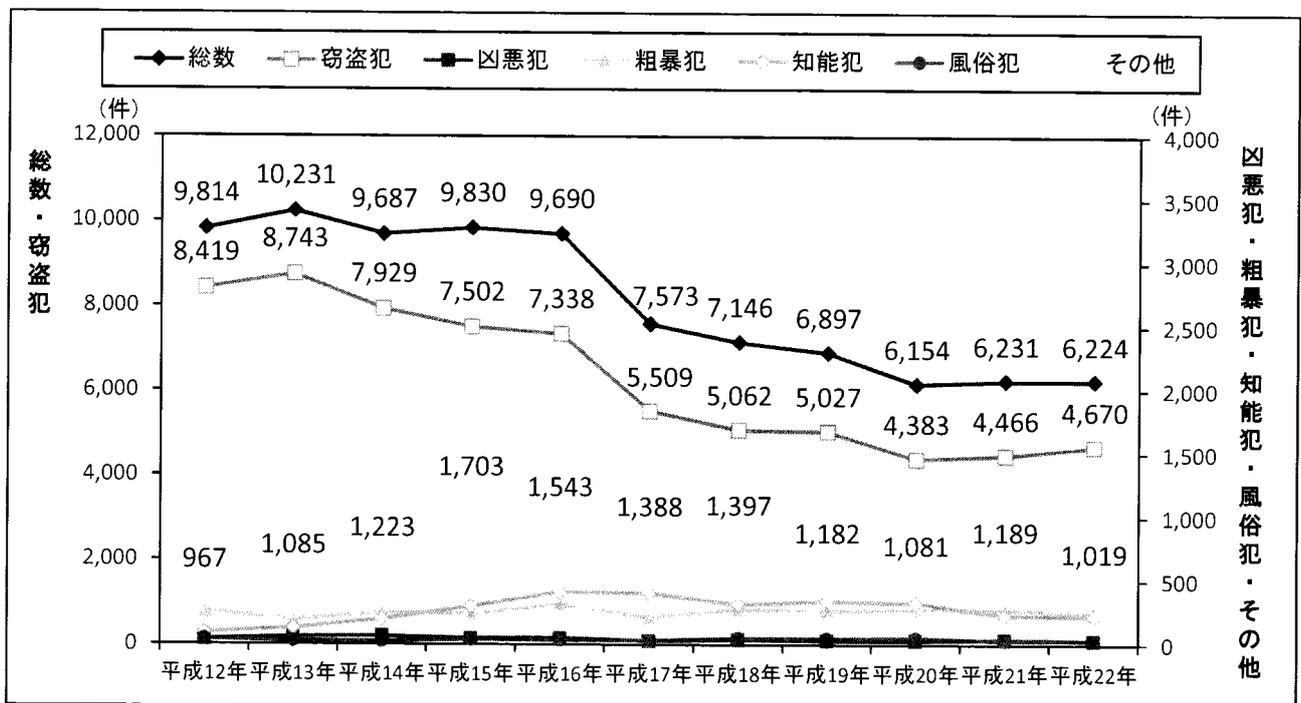


図 刑法犯発生件数の推移 出典：警視庁刑事部刑事総務課資料

【施策の方向】

- 地域の防犯力を高め、犯罪や事故を未然に防止するため、パネル展の実施などにより区民の意識の向上を図るとともに、活動助成等により地域の自主的な防犯活動を促進します。

## 基本目標 2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

- 防犯カメラなど防犯設備の整備に対する助成や私道防犯灯設置助成、地域の自主的な防犯活動を推進するリーダーの育成や犯罪・事故を抑止する活動に係る区内事業者との協定の締結、区内の犯罪情報・不審者情報を電子メールで配信する「葛飾区安全・安心情報メール」などを引き続き実施し、安全で安心なまちづくりを進めていきます。

## 施策 05 正しい知識により賢い消費者の目を身につけ、安心して生活できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 近年、全国的に、高齢者を狙った悪質商法による被害や、インターネットを使った電子商取引に代表される取引の複雑化・多様化に伴う様々な消費者トラブルが後を絶たない状況にあります。本区では、消費生活センターにおいて、契約上のトラブル等の消費生活相談や消費者講座等の開催、消費生活情報の提供などの事業を行っています。
- 消費生活相談件数は、平成16年度までは一貫して増加を続け、同年度には5,835件と平成13年度に比べ2.2倍に増加したものの、その後は減少傾向に転じ、平成22年度では2,917件となっています。しかし、個々の案件をみると、悪質かつ巧妙化した手口による被害も多く発生しており、平成22年度では契約金額が5千万円を超えるものが11件に上っています。
- 高齢化の進行に伴い、悪質商法による被害が拡大することが大いに懸念されます。このため、区民が消費者被害にあわないよう、今後も引き続き、“賢い消費者”の育成に向け、様々な支援を行うとともに、消費者被害が発生した場合には、速やかに救済措置を講じることが求められています。

表 消費生活相談件数の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総数	2,640	3,029	4,955	5,835	3,895	3,380	3,327	3,034	3,044	2,917
契約(解約)	1,190	1,467	2,619	4,186	2,819	2,442	2,484	2,106	2,055	1,874
販売方法	796	872	2,180	2,872	1,706	1,314	1,312	1,081	1,075	1,074
品質・機能・役務品質	422	411	506	469	450	467	501	418	400	441
価格・料金	356	447	753	674	325	393	336	315	375	407
接客対応	103	106	149	171	210	206	233	166	207	233
法規・基準	304	362	643	944	420	432	405	217	222	219
安全・衛生	72	80	85	90	73	68	108	103	106	118
表示・広告	74	68	121	79	114	154	151	117	97	109
買物相談	51	41	47	35	19	26	14	15	24	41
生活知識	96	135	86	31	12	17	4	13	14	16
計量・量目	4	3	7	5	6	3	3	3	3	7
包装・容器	1	2	1	1	4	0	1	1	1	4
施設・設備	6	7	5	3	0	0	1	5	3	2
その他	95	192	240	94	102	59	28	95	114	90

出典:「葛飾の消費生活」(単位:件)

注)1件の相談でも複数の内容にわたることがあるため、総数と内訳とは一致しない。

### 【施策の方向】

- 消費者問題に取り組んでいる団体の活動を支援するとともに、“賢い消費者”の育成に向け、消費者講座等の学習機会の確保のほか、広報かつしかやパンフレット等を活用した区民に役立つ消費者

## 基本目標 2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

情報の提供などを実施します。また、消費者被害にあう可能性の高い高齢者への情報提供の強化や小・中学生に対する早期の消費者教育を進めるため、福祉部局や教育委員会との連携を深めます。

- より効果的に消費者トラブルに対処するため、消費生活相談を実施するほか、消費者被害が発生した場合には、区長の附属機関である葛飾区消費者被害救済委員会を活用し、速やかな被害者救済に努めます。

**政策11 交通**

安全かつ快適に移動できるまちにします

【施策の体系】

政策11 交通

安全かつ快適に移動できるまちにします

施策01

交通渋滞の解消と道路の適正な維持管理により、道路を安全かつ快適に通行できるようにします

施策02

違法な駐車・駐輪を少なくします

施策03

歩行者・自転車の安全通行の確保や啓発活動を進め、交通事故を少なくします

施策04

踏切解消など都市基盤整備を進め、安全で利用しやすい公共交通を実現します

## 施策01 交通渋滞の解消と道路の適正な維持管理により、道路を安全かつ快適に通行できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 交通の円滑化や防災性の向上などに寄与する都市計画道路は、平成22年3月31日現在、計画延長99.13kmのうち、64.45kmが整備済みであり、整備率は65.0%となっています。
- 平成16年3月、東京都と23区は、緊急的に改善すべき都市課題に対応する観点から、平成27年度を目標年次として、区部において優先的に整備すべき都市計画道路の路線を示した「区部における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」を策定しています。区内では、都施行2路線、区施行13路線を優先的に整備すべき路線に位置付けています。
- 本区では、国道などの広域的な幹線道路の整備が進められている一方、これらの幹線道路を相互にネットワークする都市計画道路の整備が遅れていることから、交通渋滞が慢性化している状況にあります。

表 都市計画道路の都市間比較（整備率の高い順）

順位	区名	計画延長 (km)	整備済 (km)	整備率(%)
1	台東区	42.82	36.03	84.1
2	中央区	57.84	48.20	83.3
3	千代田区	63.60	52.51	82.6
4	江東区	119.05	88.61	74.4
5	足立区	185.23	134.74	72.7
6	港区	107.70	77.65	72.1
7	渋谷区	71.21	50.65	71.1
8	板橋区	93.18	63.99	68.7
9	江戸川区	145.32	96.33	66.3
<b>10</b>	<b>葛飾区</b>	<b>99.13</b>	<b>64.45</b>	<b>65.0</b>
11	新宿区	85.05	54.29	63.8
12	北区	62.82	39.57	63.0
13	荒川区	37.87	23.40	61.8
14	豊島区	45.92	27.48	59.8
15	品川区	91.89	54.90	59.7
16	墨田区	55.08	31.96	58.0
17	文京区	42.71	23.31	54.6
18	杉並区	90.36	46.29	51.2
19	世田谷区	153.37	77.46	50.5
20	目黒区	37.95	18.68	49.2
21	練馬区	121.57	58.09	47.8
22	大田区	122.67	57.98	47.3
23	中野区	41.22	18.85	45.7
	区部	1,973.56	1,245.42	63.1

出典：(財)都市計画協会「都市計画年報」(平成22年3月31日現在)

- 区が管理する道路は総延長で約730kmあり、その更新には多額の事業費が必要となっています。

### 【施策の方向】

- より快適で利便性の高い道路ネットワークを形成するため、今後も引き続き、都市計画道路の事業中区間の早期完成や優先整備路線に選定されている未着手区間の早期事業化に努めます。
- 早期完成に向けて区民の理解と協力を得るため、事業中の各路線の事業完了に至るまでのスケジュールや進捗状況などを適時適切に情報提供することで、事業の透明性及び信頼性の向上を図ります。
- 次期事業化計画の策定にあたっては、事業中路線の整備の進捗状況を踏まえつつ、防災機能の向

## 基本目標2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

---

上と交通渋滞の緩和を図る上で重要度の高い都市計画道路を優先整備路線として選定するなど、より効果的・効率的な都市計画道路の整備に努めます。

- 安全で快適な道路環境を効率的に保全するため、道路の修繕や改修を予防保全の観点から計画的に実施します。また、だれもが安全で快適に通行できるようにするため、歩行空間の改善や街路樹の更新などを進めます。

## 施策02 違法な駐車・駐輪を少なくします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では、地域との協働による啓発活動等により、駅周辺における放置自転車台数（一日あたりの平均）が平成17年度の5,800台から平成22年度の3,517台へと約4割減少しているものの、依然として駅周辺への自転車利用の需要は多く、買い物客などによる一時的な違法駐車・駐輪が後を絶たない状況にあります。
- 駅周辺の店舗には、必要な駐車場や駐輪場の収容台数を確保することが規定されている大規模小売店舗立地法<sup>※</sup>や駐輪場の設置義務を課す区条例の施行前に建築されたものも多く、これらの店舗は来店者のための駐車場や駐輪場が未設置となっています。
- 違法な駐車・駐輪は、歩行者や自動車の安全な通行を阻害し、交通渋滞や交通事故の原因にもなることから、既存の駐車・駐輪場の有効利用の促進や指導・取り締まりの強化に取り組むとともに、需要に応じて適正な場所に適正な規模の駐車・駐輪場を確保していく必要があります。

表 駅周辺における放置自転車台数(一日あたりの平均)の推移 (単位:台)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総数	5,800	5,166	4,647	4,298	3,991	3,517
新小岩	1,905	1,499	1,219	1,144	1,088	1,024
立石	673	647	626	592	620	626
お花茶屋	415	403	410	386	366	357
青砥	506	543	536	429	373	320
堀切菖蒲園	425	389	362	354	332	315
金町	615	536	434	415	358	282
亀有	608	497	408	378	335	250
綾瀬	124	115	108	96	91	116
高砂	195	187	172	153	130	84
四ツ木	83	77	70	68	70	71
柴又	84	77	70	56	49	44
新柴又	167	196	232	227	179	28

出典:都市整備部道路管理課資料

### 【施策の方向】

- 駅周辺で推進している市街地再開発事業などの街づくり事業とあわせ、駐車・駐輪場の確保を図るとともに、駅周辺において駐車・駐輪場を設置しようとする民間事業者への支援を行います。
- 警察や店舗との連携のもと、駅周辺における違法な駐車・駐輪に対する指導及び取り締まりを強化するとともに、既存の駐車・駐輪場の有効利用を促進するため、広報やインターネットなどを活用し、場所や利用状況などを周知していきます。
- 自動車運転者及び自転車利用者に対するマナーの向上を図るための啓発活動や、マナーを守ることの必要性を継続的に訴えかけていきます。

## 基本目標 2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

---

### 注）大規模小売店舗立地法（平成12年6月施行）

大型店舗を新たに開店したり、売場を拡張しようとする際、建物設置者（所有者）に対し、周辺地域の生活環境を保持するため、交通対策や騒音対策など必要な配慮が適正に行われることを確保するための手続を定めたもの。

施策03 歩行者・自転車の安全通行の確保や啓発活動を進め、交通事故を少なくします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 区内における交通事故の発生件数は、年々減少傾向にあり、平成22年は1,668件で過去10年間に最も多かった平成13年の2,389件と比べ721件、30.2%減少しています。
- しかし、発生件数の半数を占める自転車の事故や子どもの事故では特に大きな変化が見られず、また、高齢者の事故は増加の傾向にあります。
- 子どもや高齢者などの交通弱者を事故から守り、区民に交通安全意識を浸透させるためには、ハード・ソフトの両面から対策の充実を図っていく必要があります。

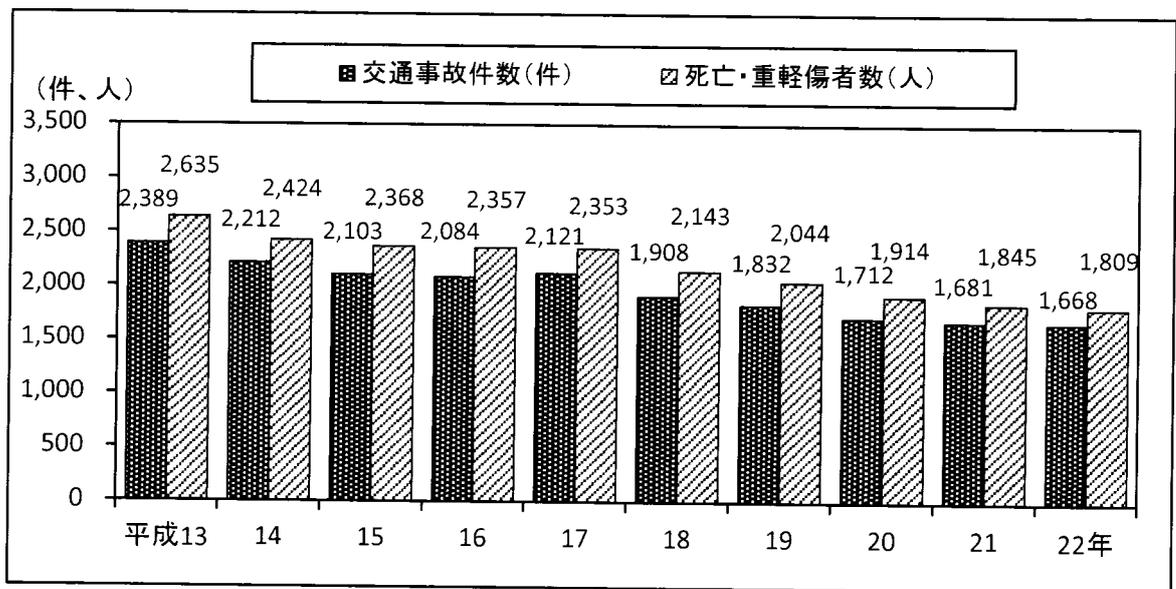


図 交通事故発生件数の推移 出典:「東京の交通事故」

【施策の方向】

- 交通事故発生件数の減少と区民の交通マナーを向上させるため、警察との連携を強化するとともに、年間を通じた啓発活動に努め、交通安全に対する区民意識の高揚を図っていきます。
- 歩行者や自転車の通行が多く、交通事故の発生が多い地区については、警察との連携のもと、歩道の整備や勾配の改善、段差の解消、交差点の改良、速度抑制対策など、総合的に交通安全対策を進めていきます。

## 施策 04 踏切解消など都市基盤整備を進め、安全で利用しやすい公共交通を実現します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 都市高速鉄道京成電鉄押上線の四ツ木駅から青砥駅までの延長約2.6km（事業区間約2.2km）の区間では、平成15年2月に、連続立体交差及び附属街路の都市計画事業認可を取得し、事業を行っています。



＜京成押上線連続立体交差事業のイメージ＞

□ 現在、京成高砂駅から江戸川駅付近に至る約3.4kmの区間には、ピーク時の踏切遮断時間が40分以上にも及ぶ、いわゆる“開かずの踏切”をはじめとする13箇所の踏切があり、南北交通の分断や交通渋滞を引き起こし、地域の街づくりや都市活動を制限する大きな要因の1つとなっています。

□ 東京都及び鉄道事業者との連携のもと、四ツ木駅から青砥駅に至る区間の連続立体交差事業の早期完成に努めるとともに、京成高砂駅から江戸川駅付近に至る区間の連続立体交差事業についても、技術的課題の解消や事業化に向けた機運の熟成に取り組み、早期の事業化をめざしています。また、地下鉄8・11号線、環七高速鉄道（メトロセブン）の建設促進に向けた活動を進めているほか、都市基盤整備にあわせ、バス路線網の充実に向けた取組みを推進し、最寄り駅へのアクセス性等を高めています。

### 【施策の方向】

□ 踏切の解消による安全性・防災性・交通利便性の向上を図るため、連続立体交差事業を中心とした都市基盤整備を街づくりと一体となって進めます。

□ 地下鉄8・11号線、メトロセブンの早期実現に向けて、関係機関への要請活動等を行います。

□ 交通結節点となる駅へのアクセス向上や不足している南北交通の充実を図るため、都市交通連絡調整会議<sup>注</sup>などを通じ、交通事業者との情報提供や意見交換を進め、都市基盤整備の進捗にあわせたバス路線網の充実を図ります。

#### 注) 都市交通連絡調整会議

様々な協議を行い、区内のより良いバス路線網の実現をめざし、区とバス事業者等の連絡・調整の場として、平成17年3月に設置。

**政策 12**

**公園・  
水辺**

多様な役割を持つ場として、地域の中に公園などの快適空間を整備します

【施策の体系】

政策12 公園・水辺  
多様な役割を持つ場として、地域の中に公園などの快適空間を整備します

施策01  
区民ニーズや地域特性を踏まえた公園を整備し、多くの区民が利用できるようにします

施策02  
河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします

## 施策 01 区民ニーズや地域特性を踏まえた公園を整備し、多くの区民が利用できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では、これまで公園・緑地の配置や都市緑化の推進などの方針を定めた「葛飾区緑とオープンスペース基本計画」の中に掲げた目標値である、区民1人当たりの公園面積5㎡の達成に向け、着実に公園整備を推進してきました。
- 平成23年4月1日現在、都市公園法に基づき設置・管理され、公園・緑地の最も基本的な施設である都市公園の整備量は都立・区立を合わせ166.8ha、それ以外の公園を含めた公園の整備量は合計183.9haであり、区民1人当たりに換算した公園の面積は4.15㎡となっています。
- 本区公園面積の大部分を占める都立水元公園や河川敷を活用した公園などは、市街地の外縁部に位置しており、鉄道駅の周辺部など、区民の暮らしに身近な公園がまだ不足している状況にあります。
- 既存の公園・児童遊園の半数以上が、供用開始から25年以上経過しており、遊具などの施設・設備が老朽化しているところもあります。本区では、老朽化した施設・設備の更新に取り組むとともに、出入口の段差解消やだれでもトイレの設置などのバリアフリー化を進め、広く区民に親しまれる公園づくりに努めています。

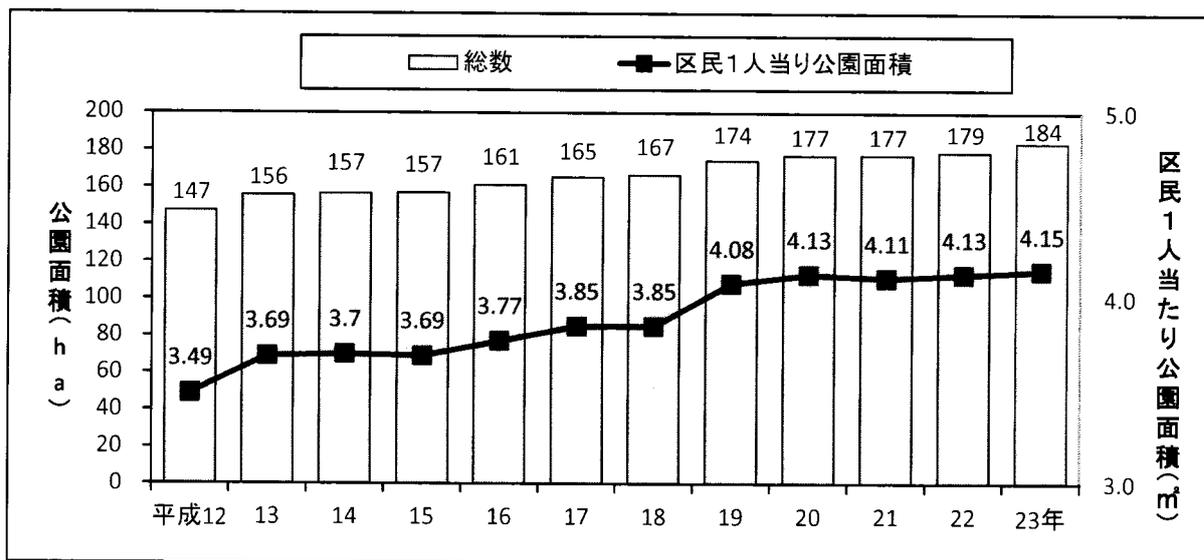


図 区民1人当たり公園面積の推移(各年4月1日現在) 出典:東京都建設局資料  
注:公園面積には、都立及び区立の都市公園、都市公園以外の区立公園、その他の公園を含む。

### 【施策の方向】

- 土地区画整理事業や地区計画などを活用した街づくりとの連携のもと、区民が気軽に歩いて利用

できる公園や、地域の防災活動拠点となる一定規模以上の面積を有する公園など、地域の核となる公園の整備を進めます。

- 老朽化が進行している既存の公園の施設・設備について、利用者の安全確保及びライフサイクルコスト<sup>注</sup>の削減を図るため、今後より一層、予防保全的な管理の視点から、計画的な点検・補修等に取り組みます。
- 公園の整備・改修にあたっては、区民のニーズや地域の特性を踏まえた上で、子どもから高齢者までより多くの区民が安全で快適に利用できるようにします。

**注）ライフサイクルコスト**

施設の企画・設計から建設、維持管理、解体、廃棄までにかかる総コスト。

## 施策 02 河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 荒川や江戸川をはじめ、区内を流れる幾筋もの大規模な河川は、都心部近郊に位置しながら、葛飾らしいゆとりとうるおいのある都市空間を形成するオープンスペースとして、極めて重要な役割を担っています。
- 本区では、「葛飾区緑とオープンスペース基本計画」に基づき、それぞれの河川の特徴を活かしながら、「水の拠点」として河川と一体となった公園を整備し、拠点間を結ぶネットワークとして「水辺の散策路」の整備を推進しています。
- 区内を流れる河川は、高い堤防や直立した護岸などによって、人々が容易に水辺に近付くことができず、河川が街から切り離されている状況にあります。本区にとって貴重なオープンスペースである河川敷は、治水や河川環境との調和に配慮しながら、人々が集い、憩える場として積極的な活用を図っていく必要があります。

### 【施策の方向】

- 河川と一体となった公園を整備し、区民が様々なレクリエーション活動を通じて水辺に親しむとともに、やすらぎや憩いを感じられるうるおいのある水辺空間の形成を図ります。
- 多くの区民が集い、憩いながら、水辺の散策を楽しむことができるようにするため、国や都の堤防整備等にあわせ、江戸川や中川の河川沿いに昔あった桜づつみを復活させるとともに、水の拠点を結ぶ散策路の整備を進めます。
- 水元小合溜<sup>注</sup>については、水質の改善や生態系の回復など、良好な水辺環境の再生に向けた取り組みを、計画的に進めます。

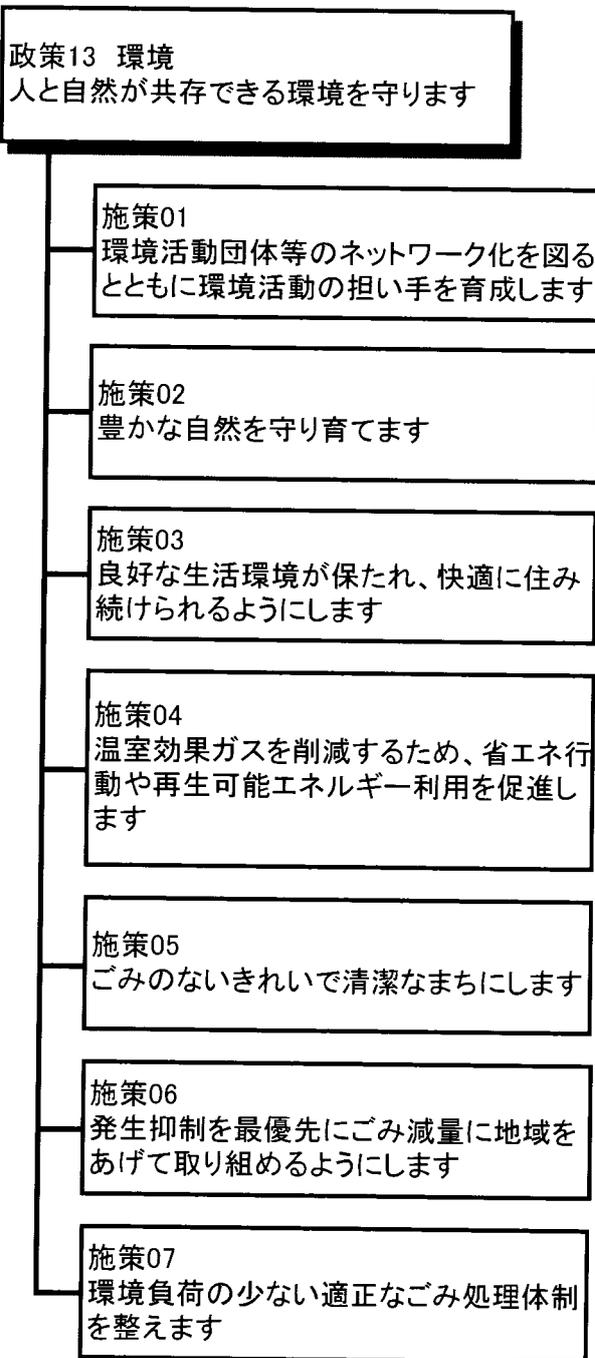
注) 水元小合溜（みずもとこあいだめ）

都立水元公園内にある、1729年に八代将軍徳川吉宗の指示によって整備された溜め池。

**政策13** 環境

人と自然が共存できる環境を守ります

【施策の体系】



## 施策 01 環境活動団体等のネットワーク化を図るとともに環境活動の担い手を育成します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では、平成8年に「人と自然が共存できる環境を未来へつなぐまち・かつしか」を基本理念とする「葛飾区環境基本計画<sup>注1)</sup>」を策定し、これに基づく環境施策を推進してきました。その後、平成23年3月には、本区の特性を踏まえながら、新たな環境問題へ対応するため、平成23年度から10年間の環境施策の方向性を定めた「葛飾区環境基本計画（第2次）」を策定しました。
- 区内の環境活動は、地球温暖化対策、自然環境の保全、ごみの減量・リサイクルなどのテーマごとに、葛飾区地球温暖化対策地域協議会<sup>注2)</sup>や葛飾区緑化推進協力員<sup>注3)</sup>、自然・環境レポーター<sup>注4)</sup>、かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会<sup>注5)</sup>などの団体や区民・事業者がそれぞれの環境分野で活動しています。
- 「葛飾区環境基本計画（第2次）」では、区民・事業者・区など多様な主体が連携・協働することで、より効果的な環境活動が展開できるよう、『区民・事業者・区の協働と参画による「エコの“わ”」形成プロジェクト』を重点プロジェクトの1つとして掲げ、既存の組織とともに、自然環境分野については新たに横断組織を立ち上げ、それらを地域の核とし、ネットワーク化することで、多様な主体が参加・協働できる場の整備をめざしています。

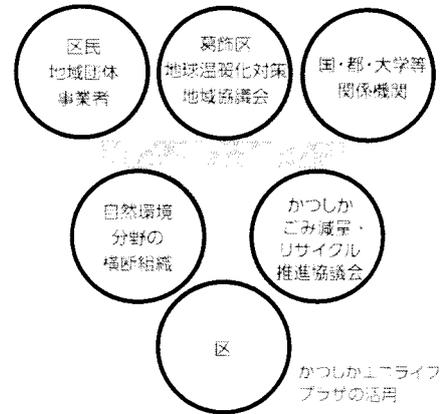


図 『区民・事業者・区の協働と参画による「エコの“わ”」形成プロジェクト』のイメージ  
出典：葛飾区環境基本計画（第2次）

### 【施策の方向】

- 環境活動に取り組んでいる既存組織の活動を充実させるとともに、組織同士で協力して活動することができるよう情報交換の場を設けるなど、組織間のネットワーク化を進めます。
- 自然環境分野において、葛飾区緑化推進協力員や自然・環境レポーターなど、既に区内で環境活動を行っている方々を中心に、各地域で環境活動を先導していくことのできる担い手を育成します。
- 「かつしかエコライフプラザ<sup>注6)</sup>」をごみの減量や環境活動の拠点として充実させるとともに、環境活動団体などの情報交流拠点や人材育成の場として活用します。
- 「葛飾区環境基本計画（第2次）」の望ましい将来像を実現するために、それを区全体で共有し、区民、事業者、区が協働して課題に取り組めるよう、区が環境ビジョンを示し、学校や職場、地域団体などが自主的に取り組む環境行動ルールの策定を促すことによって、環境活動の取組みを区全

域に広げていきます。

**注 1) 葛飾区環境基本計画**

葛飾区基本構想に掲げている将来像「水と緑ゆたかな心ふれあう住みよいまち」の実現を環境面から補完するため、環境に係る施策を中長期的な展望に立ち、総合的・計画的に推進するための計画であり、各種計画の策定や施策の実施にあたり、環境配慮の方向性を示すもの。

**注 2) 葛飾区地球温暖化対策地域協議会**

区民・事業者・区民団体・区などの協働により、区内における地球温暖化対策の推進を図ることにより、温室効果ガスを削減し、地球温暖化の防止に寄与することを目的として、平成20年12月に設立。

**注 3) 葛飾区緑化推進協力員**

区長の委嘱を受け、公園などでのミニ花壇の管理や園芸教室の開催など、地域の緑化を推進するための活動を行う。

**注 4) 自然・環境レポーター**

地域と地球の環境を保全する意識を高め、率先して環境問題に取り組む人材を育成することを目的とした制度。自然・環境レポーターは、区内に生息する身近な動植物の観察結果や暮らしの中での環境配慮活動などを、毎月調査し、報告する。

**注 5) かつしかごみ・リサイクル推進協議会**

区民、事業者、区の三者が協働で、これまで以上にごみを減らすことをめざし、平成15年8月に区民団体・事業者団体・事業者・区によって設立。

**注 6) かつしかエコライフプラザ**

環境にやさしい暮らし方やごみ減量のためのヒントとなる行動に関する学習・実践の場として、幅広い年齢層を対象とした学習会や講座、イベントを実践する機能を有した施設。

## 施策 02 豊かな自然を守り育てます

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 本区は、区内を荒川、江戸川、中川、新中川などの大規模な河川が流下し、その水辺は豊かな生態系やうらおいのある景観を創出する貴重な空間となっています。これらの水辺のうち、荒川、江戸川の広大な河川敷を利用して整備した葛飾あらかわ水辺公園や柴又公園では、ヨシ原、干潟、浅瀬などの河川本来の姿を復元しており、野鳥や水生生物の宝庫となっています。

□ 自然に対する意識が芽生え、自然を大切にす活動の輪が広がるよう、本区では、地域緑化の支援、屋上・壁面緑化や生垣設置に対する助成、保存樹木・樹林の保全、自然保護区域の維持管理、野鳥の保護・被害対策、区内の河川や池、湖沼などの生物の生息状況の把握など、様々な事業に取り組んでいます。

□ 葛飾区政策・施策マーケティング調査によると、自然を大切にす行動をしている区民の割合は、平成22年度には72.3%に達しています。自然環境の保全に向けた活動の輪をさらに広げるためには、今後も引き続き、区内に残された自然を大切に守り、育てるとともに、身近な緑の保全や緑化に対する区民の意識を高めていく必要があります。

□ 平成20年に成立した「生物多様性基本法<sup>注1)</sup>」を受け、本区では、生物多様性を回復させ、持続可能でより豊かな区民生活を実現するために、今後、本区が取り組む方向性を示した「(仮称)生物多様性かつしか戦略」を策定することとしました。

### 【施策の方向】

□ 豊かな自然の恵みを大切に守り、育て、次世代につなぐまちをつくるため、今後も引き続き、自然に対する意識が芽生え、自然を大切にす活動の輪が広がるよう、様々な事業を展開します。

□ 区民の緑と花を育む意識を高め、地域での緑花活動を支援することで、花と緑のまちづくりを推進します。

□ 「(仮称)生物多様性かつしか戦略」に基づき、生物多様性を保全・再生・創出する取組みを推進するとともに、環境学習を通じて、区民に生物多様性の意味を正しく理解してもらい、将来にわたって生物多様性が良好に保全されるよう努めます。

□ 平成23年10月施行の「生物多様性地域連携促進法<sup>注2)</sup>」が成立し、そこでは、国民、事業者、民間

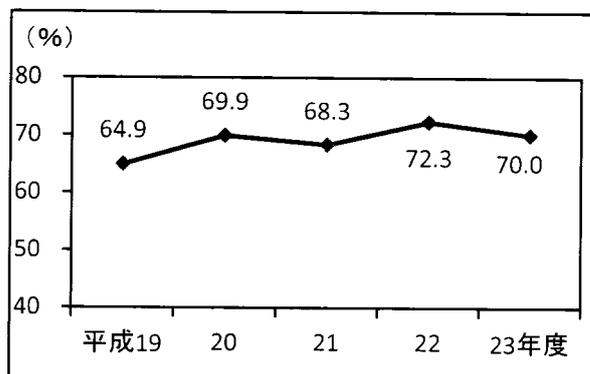


図 自然を大切にす行動をしている区民の割合  
出典: 葛飾区政策・施策マーケティング調査

団体、国、地方公共団体のそれぞれの主体の責務や協働取組の努力義務がうたわれています。本区においても、各主体が連携・協働して生物多様性の保全に努めます。

### 注 1) 生物多様性基本法

生物多様性に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的として制定されたもの。生物多様性の保全と持続可能な利用について基本原則が定められ、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体の責務が規定されるとともに、地方公共団体に「生物多様性地域戦略」策定の努力義務が課せられた。

### 注 2) 生物多様性地域連携促進法

正式には、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」とい  
い、NPO等多様な主体から地方自治体が作成する「地域連携保全活動計画」について、区へ提案できることとした。

### 施策 03 良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では、環境法令に基づき、毎年、区内の大気や河川・池・湖沼の水質の状況、交通による騒音・振動等を調査し、周辺地域への影響や汚染・汚濁の状況、防止対策の効果などを経年で監視測定しています。また、公害の発生を防止するため、工場等の認可時における調査・指導、建設作業時における近隣住民への周知の徹底や丁寧な作業などを指導しています。
- 区民から寄せられる公害苦情受付件数は、概ね減少傾向にあるものの、近年、規制の対象とはならない騒音・振動など日常生活に起因する都市型近隣公害の相談は増加傾向にあります。

表 公害苦情受付件数の推移

	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
騒音	104	130	122	126	89	72	120	119	100
振動	34	42	49	27	27	18	26	17	32
ばい煙	47	50	39	46	30	17	28	28	28
粉じん	11	19	20	49	20	11	24	12	24
悪臭	60	49	44	40	39	38	43	36	20
有害ガス	2	0	1	1	1	1	2	1	0
汚水	0	0	3	2	2	0	1	0	0
その他	22	10	5	7	6	4	6	6	2
合計	280	300	283	298	214	161	250	219	206

出典：環境部環境課資料

#### 【施策の方向】

- 環境の悪化を防止するための監視測定を継続し、迅速な対策を講じることができる体制を確保します。
- 公害の発生を防止するため、発生源となり得る工場や指定作業場、深夜営業店などの事業者を中心に、法令や条例に基づく規制基準や予防策の周知を図ります。
- 規制の対象とはならない都市型近隣公害に関しては、可能な限り、近隣相互や関係者間での話し合いにより解決できるよう、広報紙やホームページ等を通じて、予防方法や解決策等の情報提供を行うことで、意識の向上を図ります。

## 施策 04 温室効果ガスを削減するため、省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 東京の年平均気温は、20世紀に約3℃上昇しています。これは、日本の他の大都市と比べて大きな上昇となっています（大都市平均上昇気温2.4℃、中小規模の都市平均上昇気温1℃）。さらに、近年は、1日の最高気温が35℃以上を記録する猛暑日も増加するなど、東京における温暖化の進行は、年々深刻な事態を迎えています。
- 本区では、平成20年7月に「葛飾区地球温暖化対策地域推進計画<sup>注1</sup>」を策定し、「みんなで止めよう！温暖化」を合言葉に、平成24年度までに温室効果ガスの総排出量を対平成2年比で13.5%削減することを目標としています。平成20年度における本区の温室効果ガス排出量は1,599千tであり、「京都議定書<sup>注2</sup>」で定められた基準年の排出量1,745千tに比べ8.4%減少しています。
- 今後も引き続き、着実に地域での地球温暖化対策を推進するため、平成25年度を初年度とする次期推進計画を策定し、区民・事業者・区民団体・区など、すべての主体がそれぞれの責任と役割分担のもと、温室効果ガスの削減に向けた取組みを実践するようにします。
- 東日本大震災の発生に伴う電力供給不足への対応を含め、低炭素社会の実現に向けて、区民・事業者・区などによる節電の取組みを継続するとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及を促進する必要があります。

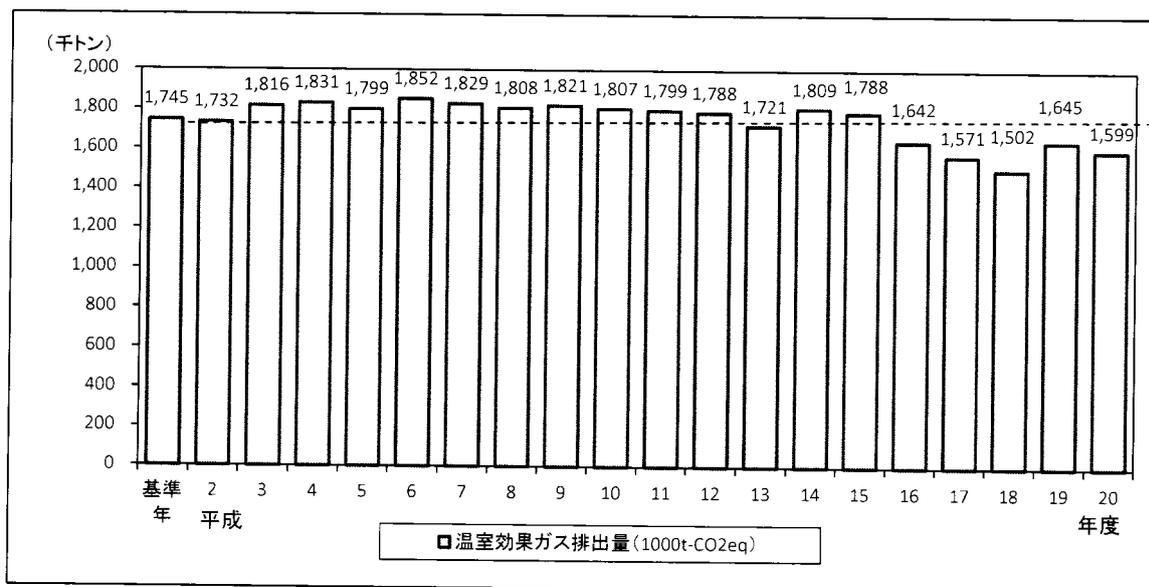


図 本区の温室効果ガス排出量の推移 出典：東京都環境局資料

注) 京都議定書の規定による基準年は平成2年。ただし、温室効果ガスのうち、ハイドロフルオロカーボン等については平成7年が基準年となり、平成2年の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)等の排出量と合算したものが、基準年の温室効果ガス排出量となる。

## 基本目標 2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

### 【施策の方向】

- 太陽光発電など再生可能エネルギーシステムの普及拡大に向け、区民・事業者への助成や公共施設への導入を進めていくとともに、新たな再生可能エネルギーシステムの導入の検討も行っていきます。また、区民・事業者が身近に取り組むことができる緑のカーテン等の省エネルギー手法の普及を図るほか、区内最大規模の事業者として、区が率先して省エネルギーの取組みなど、環境行動を推進します。
- 区民による環境に配慮した行動を推進するため、省エネルギー設備導入費助成やエコファミリー登録制度<sup>注3)</sup>などの実施により、家庭でのエコライフの取組みを促進します。
- 事業者に対する省エネルギー設備導入費助成を実施するとともに、事業者が環境に配慮した企業活動を行うよう、環境経営関連の各種認証・認定取得の支援などを推進します。
- 区民・事業者が行う環境負荷を低減するための行動や環境に配慮した取組みを奨励するための新たな仕組みづくりを検討します。

#### 注1) 葛飾区地球温暖化対策地域推進計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条に基づく、「地方公共団体がその区域の自然的社会条件に応じて温室効果ガス排出抑制のために策定する総合的な計画」として位置づけられるもので、環境基本計画を具体化し、区民・事業者・区民団体・区など各主体の行動指針となるもの。

#### 注2) 京都議定書

「気候変動に関する国際連合枠組条約」の目的を達成するため、平成9年に京都で開催された「第3回締約国会議（COP3）」にて採択された議定書のこと。2008年（平成20年）～2012年（平成24年）に、温室効果ガスを対基準年（1990年（平成2年））比で先進国全体では少なくとも5%、日本では6%削減する数値目標が定められた。

#### 注3) エコファミリー登録制度

区に登録し、1年間継続して毎月の電気・ガス・水道使用量をエネルギーデータ記入表に書き、環境家計簿をつけることで、毎日の暮らしの見直しに取り組んだ世帯に対して、区から「かつしかエコファミリー」認定証や記念品を贈呈する制度。

## 施策05 ごみのないきれいで清潔なまちにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では、平成17年8月に「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」を施行し、たばこの吸い殻などのポイ捨てや歩きたばこ、犬・猫のふんの放置を禁止するとともに、多くの区民に条例の趣旨を理解し、遵守してもらえるよう様々な啓発活動に取り組んできました。
- 区内の各地域では、日頃から公園・道路の空き缶やタバコの吸い殻を拾ったり、犬ふん追放運動や花いっぱい運動を実施するなど、様々な「まちをきれいにする活動」が展開されており、区ではその支援・協力を推進しています。
- 平成19年度から、歩行喫煙者に直接注意を呼び掛ける歩行喫煙等禁止パトロールを実施しています。
- 葛飾区政策・施策マーケティング調査によると、ごみのない、きれいで清潔なまちになっていると思う区民の割合は、平成19年度以降、一貫して増加傾向で推移しており、平成19年度の21.6%から平成23年度の35.6%に上昇しています。

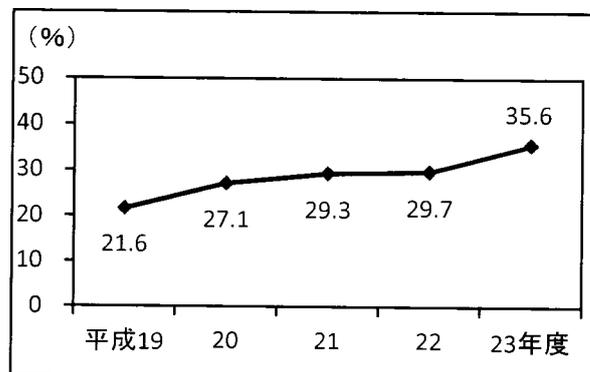


図 ごみのない、きれいで清潔なまちになっていると思う区民の割合

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査

### 【施策の方向】

- ごみのない、きれいで清潔なまちの実現に向け、区民に条例の趣旨を周知する普及啓発活動を実施するとともに、区民の主体的な環境美化への取組みを支援していきます。
- 区内全駅で行っている歩行喫煙等禁止パトロールやポイ捨て等防止キャンペーンを引き続き実施していきます。

施策 06 発生抑制を最優先にごみ減量に地域をあげて取り組めるように  
します

【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では、区民・事業者との協働のもと、ごみの発生抑制を最優先に3R<sup>※</sup>を推進するためのPRやキャンペーン、イベントなどの啓発事業を展開するとともに、ごみの中から再生利用できる資源を回収するための行政による資源回収や区民主体の集団回収などを行うことにより、ごみの減量や資源の有効活用を促進していく資源循環型地域社会の構築に取り組んできました。
- 平成21年度に本区で排出されたごみ量は119,357tであり、平成15年度の133,124tに比べ、13,767t、率にして10.3%減少しています。また、平成21年度の資源量は26,530tで、このうち区による回収量は、対象品目を拡大したことで、平成15年度の11,871tから平成21年度の17,319tへと約1.5倍に増加しています。
- 限りある資源を有効活用し、環境への負荷を低減する資源循環型地域社会の構築に向け、はじめからごみとなるものを減らす発生抑制の取組みをさらに徹底する必要があります。

表 ごみ量・資源量の推移

		平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
ごみ	区収集量(t)	114,798	111,090	110,276	106,607	101,697	93,680	92,655
	持込量(t)	18,326	18,363	18,025	21,842	21,723	27,114	26,702
	合計(t)	133,124	129,453	128,301	128,449	123,420	120,794	119,357
	1人1日あたり(g)	839	813	801	798	764	745	732
資源	集団回収量(t)	9,112	9,609	10,068	10,148	9,731	9,307	9,211
	区回収量(t)	11,871	13,350	13,636	15,459	15,412	17,210	17,319
	合計(t)	20,983	22,959	23,704	25,607	25,143	26,517	26,530
	1人1日あたり(g)	132	144	148	159	156	163	163
合計	合計(t)	154,107	152,412	152,005	151,056	148,563	147,311	145,887
	1人1日あたり(g)	971	957	949	957	920	908	895

出典：「葛飾区一般廃棄物処理基本計画(第3次)」(平成23年4月)

【施策の方向】

- 区民・事業者・区の三者がそれぞれの責任と役割において、さらなるごみの減量や3Rを推進するための具体的な取組みとして「かつしかルール」を発信し、これに基づき区民や事業者の主体的な活動を促進します。また、かつしかエコライフプラザの機能を最大限活かしながら、発生抑制を最優先とする観点から分かりやすい情報提供や環境学習の充実、3R活動を推進する人材の育成などに取り組み、本区らしいコミュニティを活かした循環型のまちをめざします。

## 基本目標 2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

- 今後は区民の自主的な資源回収活動である集団回収の普及に力を入れ、区民のリサイクルへの参加意識を高めながら、より一層ごみや資源の分別を徹底し、とりわけごみとして排出される資源の割合を少なくすることで、さらなるごみの減量と資源の有効活用を促進します。

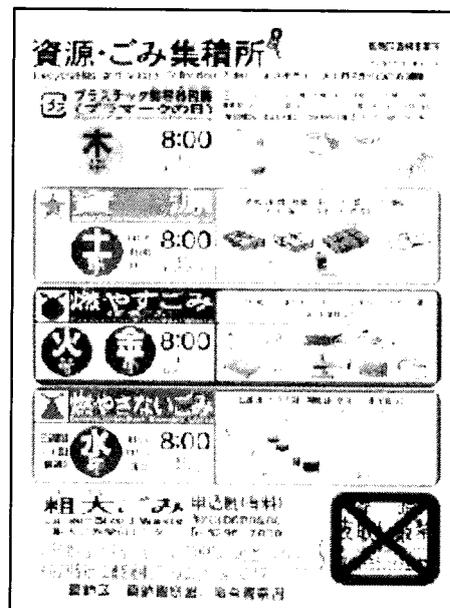
### 注) 3R

ごみを減らし、循環型社会を構築するためのキーワード。第1に「ごみの発生抑制=リデュース (Reduce)」、第2に「再使用=リユース (Reuse)」、第3に「再生利用=リサイクル (Recycle)」であり、各頭文字をとって「3R」と称する。

## 施策07 環境負荷の少ない適正なごみ処理体制を整えます

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 現在、区内にはごみの集積所が約2万箇所設置されており、燃やすごみは週2回、資源とプラスチック製容器包装は週1回、燃やさないごみは隔週1回収集しています。本区では、排出ルールを遵守してもらえるよう、必要に応じて現場での排出指導を実施しているものの、一部の集積所では、分別の不徹底や不適正な排出も見受けられます。
- 区内で発生するごみ量のうち、約3分の1を占める事業系ごみは民間委託等による自己処理が原則ですが、中小零細事業者を中心に日量50kg未満の事業系ごみを、有料ではあるものの家庭ごみとともに区が収集していたため、自己処理への転換がなかなか進まない状況でした。そこで、区の収集にかかる負荷を減らし、より効率的な収集体制を構築するために、平成21年4月より区が回収する事業系ごみの量を日量10kg以下に改め、事業系ごみの自己処理への転換を進めてきました。



<資源・ごみ集積所看板>

- ごみの適正処理を進めるため、様々な機会を活用して区民への啓発活動や指導の徹底を図るとともに、事業系ごみの自己処理への転換を一層促進する必要があります。

### 【施策の方向】

- 各地域の実情に応じた排出指導の徹底や不法投棄の防止対策、資源の持ち去り防止対策などに取り組むことにより、適正なごみ処理に向けた区民・事業者の果たすべき役割の徹底を図ります。
- 今後のごみ量や資源の収集形態を見据えながら、より効率的・効果的な収集体制を検討し、構築していきます。

#### 注) 事業系ごみ

事業系ごみ(事業系一般廃棄物)とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち産業廃棄物以外のものをいい、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事業者が自らの責任で適正に処理する必要がある。

**政策14** 産業

産業を活性化させ、豊かな地域社会を形成します

【施策の体系】

政策14 産業  
産業を活性化させ、豊かな地域社会を形成します

施策01  
新たな事業や技術が生まれるようにして、産業を活性化します

施策02  
区内の事業所が安定的に経営できるようにします

施策03  
産業に対する区民の理解を深め、産業と調和のとれた地域をつくります

施策04  
区民のキャリアアップと就労を支援します

## 施策 01 新たな事業や技術が生まれるようにして、産業を活性化します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 区内には、金属・プレス・スプリング・ゴム・プラスチックなど、多種多様で高い技術力を持った中小の製造業者が数多く操業しています。近年は、国内の大手企業が海外に生産拠点を移している影響もあり、主要取引先からの発注の減少、生産コストの低減化の要求、小ロット・短期間での発注が顕著となるなど、極めて厳しい経営環境に置かれており、工業の事業所数や従業者数、製造品出荷額等は、年々減少傾向にあります。
- 本区では、製造業者の新製品・新技術の開発や販売経路の開拓を支援するとともに、高い技術を駆使して製造された製品・部品を葛飾ブランド「葛飾町工場物語」として認定し、区内外に情報発信するなど、区内産業の活性化に取り組んでいます。今後は、平成25年4月の東京理科大学葛飾キャンパスの開学をきっかけとした、産学公の連携による新たな事業や技術の創出に期待が寄せられています。

表 工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

	平成15年	平成16年 ※	平成17年	平成18年 ※	平成19年 ※	平成20年	平成21年 ※	平成15年から 平成20年の 増減率(%)
事業所(事業所)	1,583	1,393	1,429	1,273	1,186	1,226	1,041	▲ 22.6
従業者数(人)	17,202	15,888	15,558	14,396	13,860	13,607	11,805	▲ 20.9
現金給与総額(万円)	6,488,420	6,056,371	5,713,698	5,227,966	5,185,663	5,026,679	4,288,738	▲ 22.5
原材料使用額等(万円)	14,303,684	14,357,193	11,216,406	11,057,941	11,458,794	11,769,780	10,213,394	▲ 17.7
製造品出荷額等(万円)	30,338,097	30,034,550	24,903,146	22,960,214	23,152,976	22,310,133	18,392,774	▲ 26.5
粗付加価値額(万円)	15,332,741	14,990,664	13,078,815	11,384,728	11,190,669	10,083,541	7,818,310	▲ 34.2

出典:東京都総務局「東京の工業統計調査」(各年12月31日現在)

注)※の年次は従業者4人以上を調査対象とする。

### 【施策の方向】

- 優れた製品や技術を持った製造業者が多いという強みを活かし、葛飾ならではのブランド力を高め、販路の拡大や事業者の意欲向上につなげていくため、今後も引き続き、区内で製造された製品・部品を区内外に積極的にPRします。
- 新製品・新技術開発に対する支援を継続しながら、区内企業と東京理科大学との間で新たに産学公の連携体制を構築し、大学の有する先端的な技術のシーズと区内の町工場が得意とする製造・加工技術を連携交流させることで、新たな付加価値創造の場をつくり、区内産業の活性化を進めます。

KATSUSHIKA



町工場物語

<葛飾ブランド  
「葛飾町工場物語」  
ロゴマーク>

## 基本目標 2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

- 区内外及び業種を超えた中小企業間の交流の機会を充実させ、多様な連携を進めることにより、共同開発製品の企画・販売など区内産業の活性化につなげていきます。

## 施策02 区内の事業所が安定的に経営できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 平成21年度の区内の事業所数は20,112事業所であり、平成11年の22,883事業所に比べ、12.1%（2,771事業所）減少しています。
- 第3次産業は、平成11年の15,630事業所から平成21年の14,685事業所へと、6.0%（945事業所）減少していますが、第2次産業は、7,249事業所から5,421事業所へと、1,828事業所、率にして25.2%と大きく減少しているのが特徴です。

表 産業3区分別事業所数・従業者数

		平成11年	平成13年	平成16年	平成18年	平成21年
総数	事業所数(事業所)	22,883	22,443	20,003	19,690	20,112
	従業者数(人)	135,078	147,344	126,466	139,703	151,208
1次産業	事業所数(事業所)	4	4	5	5	6
	従業者数(人)	32	31	34	31	39
2次産業	事業所数(事業所)	7,249	6,791	5,851	5,391	5,421
	従業者数(人)	46,270	43,803	37,748	34,603	34,727
3次産業	事業所数(事業所)	15,630	15,648	14,147	14,294	14,685
	従業者数(人)	88,776	103,510	88,684	105,069	116,442

出典：平成11・13・16・18年 総務省「事業所統計調査」(各年6月1日現在)  
平成21年 総務省「経済センサス」(7月1日現在)

- 1事業所当たりの従業者数を23区内で比較すると、本区は7.5人で、23区中最も少ない人数です。

- 近年、区内の商店街は、大型店の出店などに加え、景気の減速による消費の伸び悩みなどの影響を受け、一段と厳しい状況に陥っています。

- 平成19年の小売業事業所数は3,503事業所であり、平成9年の4,842事業所と比べ、27.7%（1,339事業所）減と大きく減少しています。また、年間商品販売額も、平成9年の4,161億6千万円から平成19年の3,394億2千万円へと、18.4%（767億4千万円）減少しています。

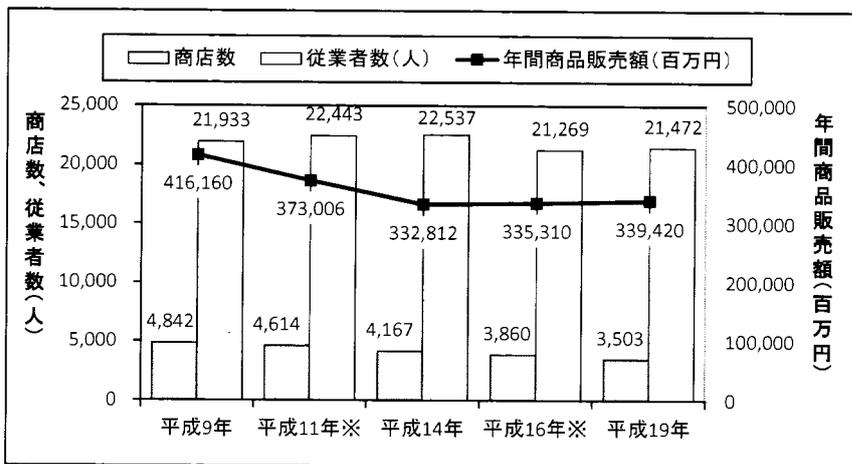


図 小売業の事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

出典：東京都総務局「商業統計調査」(各年6月1日現在)、※の年次は簡易調査

- 厳しい経営環境にある区内の商店街や中小企業に対し、本区では、新たな融資制度の創設や融資申込要件の緩和などを適時適切に実施することによって、経営の安定化を支援しています。
- 本区は、23区の中でも農業が産業として存続している数少ない区の1つです。平成22年8月1日現在、農家数は201戸、農業従業者数は470人、農地面積は44.3haとなっています。

【施策の方向】

- 区内の中小企業の経営安定化や経営基盤の強化を支援するため、引き続き、国内外の経済動向を踏まえながら、低利で利用しやすい融資制度を適切に実施していきます。
- 区民のふれあいの場であり、地域コミュニティの核としての役割が求められる商店街の活性化を図ることにより、経済活動を通じた賑わいや顧客サービスの充実に寄与するため、「新・元気を出せ商店街事業<sup>注)</sup>」を中心に、商店街に対する各種の支援策を講じていきます。
- 区内で生産された農産物の販路拡大のため、区内の農家が栽培した採れたての新鮮野菜「葛飾元気野菜」の取扱店や使用店の拡大、商店街や各種イベントでのPRの強化を図ります。

注) 新・元気を出せ商店街事業

商店街の自主性を尊重し、個々の商店街の様々なニーズに適切に対応するため、意欲ある商店街から提案された事業を審査し、妥当と認められる事業に対して東京都と本区が助成するもの。

### 施策03 産業に対する区民の理解を深め、産業と調和のとれた地域をつくれます

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では、住居と製造業、商業、農業が混在しながら、互いの理解と協力のもと、調和を保って共存しています。
- 区民の産業への理解を深める場として、毎年、産業フェアを実施し、工業・商業・農業・伝統産業・観光等の区内産業を広く区民にアピールしています。
- 区内の農業は、従業者の後継者不足、市街化の進行などにより、農家数や農地面積の減少に歯止めがかからない状況が続いています。本区では、区民に都市農業への理解を深めてもらうよう、農家が育てた野菜の収穫を体験する「ふれあいレクリエーション農園」や、区内農地を巡りながら収穫等を楽しむ「農業オリエンテーリング」などを実施しています。
- 安全・安心な農産物の提供、地産地消を通じた食育、災害時の避難場所や延焼遮断等の防災機能、良好な都市環境の保全など、農業と農地が果たしている多面的な役割が将来にわたり適切に発揮されるよう、地域ぐるみで農業を支えていく必要があります。

表 農家戸数・従業者数・農地面積の推移

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
農家数(戸)	264	257	251	240	232	228	214	209	208	202	201
従業者数(人)	585	569	552	536	519	513	483	479	482	474	470
農地面積(a)	総数	5,599	5,581	5,472	5,423	4,890	4,816	4,731	4,617	4,595	4,430
	田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	畑	5,599	5,581	5,472	5,423	4,890	4,816	4,731	4,617	4,595	4,430
1戸当たり農地面積(a)	21	21	21	23	21	21	22	22	22	22	22

出典:産業経済課資料(各年8月1日現在)

#### 【施策の方向】

- 産業フェアなど、区民が区内産業にふれる機会を提供することによって、産業に対する理解を深めるとともに、次代を担う子どもたちの教育の場としての活用を図ります。
- 農業が果たしている多面的な役割への区民の理解を深めるため、農家の指導のもとで種まきから収穫までを体験する農業体験農園を開設するなど、区民が農業にふれ、収穫の喜びを体験してもらえる機会を拡大します。

## 施策 04 区民のキャリアアップと就労を支援します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 中小企業の多い本区は、従来から景気変動の影響を受けやすく、近年は、景気後退の影響によって、雇用状況はより一層厳しさを増している状況にあります。
- 本区では、雇用・就業マッチング支援事業として、区内に設置した無料職業紹介所「しごと発見プラザかつしか」において、求職者を対象とした就職活動の支援や、事業所を対象とした人材確保の支援に取り組んでいます。
- ハローワークとの連携のもと、就職面接会や就職支援セミナーの開催などの支援にも取り組んでいます。
- 区内の製造業では、従業員の優秀な技能に支えられた製品・部品が対外的に高い評価を得ているものの、事業所や従業員数の減少傾向が続き、ものづくりに欠かすことができない様々な技術や知識、知恵などの技術的財産の次世代への継承が課題となっています。

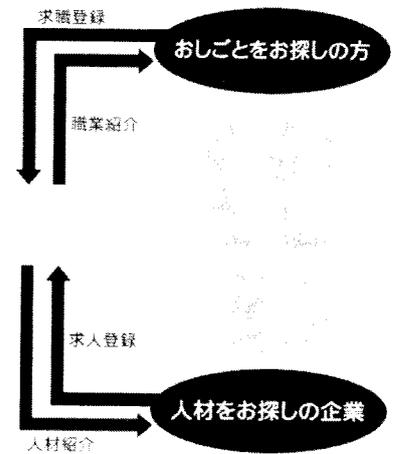


図 「しごと発見プラザかつしか」の仕組み

### 【施策の方向】

- 職を求める区民が個々の能力や適性などに応じた職に就くことができるとともに、企業が必要とする人材を確保できるよう、国や東京都などの関係機関との連携を強化し、より効果的な就職支援サービスを提供します。
- 区内製造業の操業環境や福利厚生、周辺地域への貢献度などを適正に評価し、優れた工場や技術者を認定・顕彰することで、企業のイメージ及び従業員の意欲の向上を図ります。

**政策15** 観光

まちの魅力を高め、情報を広く発信し、多くの人で賑わうようにします

【施策の体系】

政策15 観光  
まちの魅力を高め、情報を広く発信し、  
多くの人で賑わうようにします

施策01  
観光資源を活かした賑わいのあるまち  
にします

施策02  
地域ならではのイベントにひかれ、多く  
の人で賑わうようにします

## 施策01 観光資源を活かした賑わいのあるまちにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 本区は、映画「男はつらいよ」の舞台として、全国的にも有名な「柴又帝釈天」や、漫画「こちら葛飾区亀有公園前派出所」の舞台となった「亀有」、都内唯一の水郷景観を持つ「都立水元公園」、花菖蒲の名所として知られる「堀切菖蒲園」など、豊かな観光資源に恵まれており、区内外から多くの観光客を集めています。

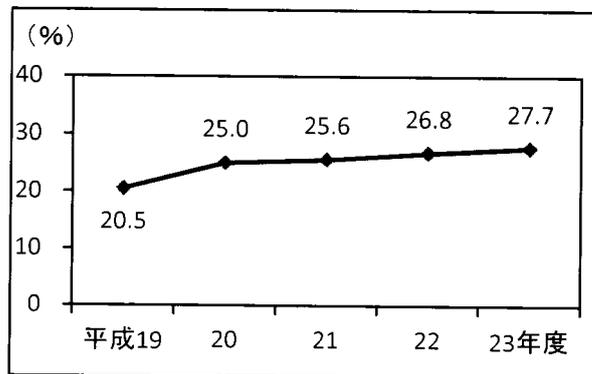


図 区内が観光により賑わっていると思う区民の割合  
出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査

□ 本区では、平成19年3月に観光まちづくりのめざすべき姿と、それを実現するための施策

の方向性及び観光振興プロジェクトなどを明らかにした「かつしか観光プラン」を策定し、地域の賑わいづくりに寄与する、観光を基軸としたまちづくりに取り組んでいます。

□ 葛飾区政策・施策マーケティング調査によると、区内が観光により賑わっていると思う区民の割合は、平成19年度以降、一貫して増加傾向にあり、平成23年度では27.7%、対平成19年度比で7.2ポイント増加しています。

□ 本格的な人口減少社会の到来に伴い、今後ますます都市間競争が激化していくと見込まれる中、全国的にも知名度の高い観光資源に恵まれている本区にとって、観光は極めて重要な役割を担っているといえます。



<柴又帝釈天>



<亀有公園の両さん銅像>

(C) 秋本治・アトリエビーだま/集英社



<都立水元公園>



<堀切菖蒲園>

### 【施策の方向】

□ 既存の観光資源に加え、自然環境や景観など、地域の特性を活かした観光まちづくりを推進し、“かつしか”らしいまちの魅力を高めていきます。

□ 「寅さん」や「こち亀」などの全国的にも知名度の高い人気キャラクターを活用した観光まちづくりを推進することにより、マスコミ等による情報発信の機会を増やし、本区に対する知名度の向上と観光客の増加につなげていきます。

## 基本目標 2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

---

- 本区の観光拠点施設である「葛飾区観光文化センター（寅さん記念館）」の機能や魅力を高め、柴又の賑わいづくりと地域経済の活性化に貢献します。
- 観光を点ではなく面として展開し、観光地としての魅力を高めるため、新たな観光資源の掘り起こしや観光ルートづくりを推進し、観光客の回遊性を向上させます。

## 施策02 地域ならではのイベントにひかれ、多くの人で賑わうようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 毎年7月下旬に都内ではほぼ最初に開催される「葛飾納涼花火大会」や、6月上旬～下旬にかけて堀切菖蒲園と都立水元公園で開催される「菖蒲まつり」などのイベントは、本区を代表する観光イベントとして広く定着しており、区内外から多くの観光客を引き込み、本区の魅力を広くPRする絶好の機会となっています。



＜葛飾納涼花火大会＞

□ 近隣の墨田区押上・業平橋地区において、平成24年5月に開業（予定）の「東京スカイツリー」は、東京の新名所として、国内外から多くの観光客が訪れることが見込まれています。今後、いかに本区の魅力を高め、情報発信力を強化し、東京スカイツリーの観光客を区内観光に引き込んでいくのが、観光振興を図る上での重要な取り組みテーマの1つとなっています。

□ 「訪れたいまち」としてのイメージを形成するためにも、地元商店街や観光関係団体、マスコミなどの民間事業者と協働しながら、新たな観光事業の展開や観光客にとってより魅力ある情報発信を継続的に実施していく必要があります。

### 【施策の方向】

□ 花火大会や菖蒲まつりなど、毎年多くの人々で賑わうイベントの開催に加え、これに続く新たな観光イベントの開発や、まち歩きなど身近に楽しめる観光イベントの充実を図ることで、継続的に観光客を誘致するようにします。

□ 東京スカイツリーの開業によって見込まれる、国内外の新たな観光客を区内に引き込むため、多言語化を含む情報発信力の強化を図りながら、観光マップやホームページなどの各種情報媒体による、ターゲットを意識した情報発信を継続的に実施していきます。

□ 多様化・高度化する観光客のニーズに十二分に答えることができるよう、民間事業者や地域の力と協働し、緊密な情報交換や連携を図りながら、取り組みを推進していきます。



# 施策の体系・現状と課題・方向（案）

## 【一生涯学習とふれあい】

### 基本目標3 豊かな区民文化を創造しはぐくむまち（生涯学習とふれあい）

#### 政策16 人権・平和・ユニバーサルデザイン

区民一人ひとりの人権が尊重され、平和で暮らしやすい社会を築きます …………… 1

#### 政策17 地域活動

区民の地域活動への参画をすすめ、住民が主人公となるいきいきとした地域づくりを進めます  
…………… 6

#### 政策18 文化・国際

地域に根差した文化と芸術を育み、多文化を理解する地域社会をつくります …………… 9

#### 政策19 学校教育

子どもの生きる力と個性を伸ばし、自ら考え判断できる能力を育てます …………… 12

#### 政策20 学習

生涯にわたり主体的に学習を続けられるようにします …………… 18

#### 政策21 スポーツ

生涯にわたりスポーツに親しめるようにします …………… 22



政策16

人権・  
平和・  
ユニバーサル  
デザイン

区民一人ひとりの人権が尊重され、平和で暮らしやすい  
社会を築きます

【施策の体系】

政策16 人権・平和・ユニバーサルデザイン  
区民一人ひとりの人権が尊重され、平和で暮らしやすい社会を築きます

施策01  
すべての人の基本的人権が尊重され、  
男女が対等な立場で協力し合えるよう  
にします

施策02  
世界平和を願い、核兵器廃絶を望むよう  
にします

施策03  
すべての人にとって使いやすいデザイン  
やしくみが随所に取り入れられるように  
します

## 施策01 すべての人の基本的人権が尊重され、男女が対等な立場で協力し合えるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 女性、高齢者、障害者、外国人などに対する偏見や差別、同和問題、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）や、児童虐待、高齢者虐待など、様々な人権課題があり、政策・施策マーケティング調査によると、約3人に1人の区民が、日常生活の中で差別があると感じています。
- 男女平等に関する意識と実態調査によると、特に職場や政治の場、社会通念・慣習などの面で、男性が優遇されていると考える区民が多くなっています。全体的な男女平等観としては、区民の約6割が男性が優遇されていると感じています。

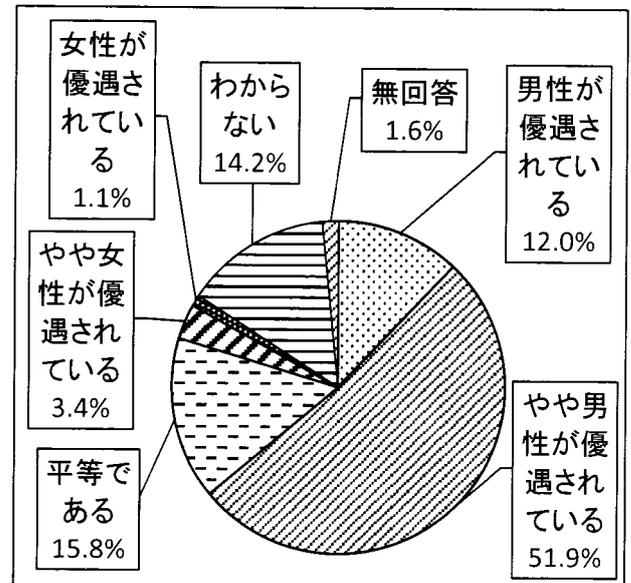


図 全体的な男女平等観

出典：「男女平等に関する意識と実態調査報告」（平成22年）

- 政策・方針などの意思決定の場への女性の参画に努めてきましたが、本区の審議会等の女性委員の割合は24.4%（平成22年度）にとどまっています。
- 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、DV）については、身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力、経済的暴力なども含まれ、意識啓発や支援の充実が求められています。
- 国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査（夫婦調査）」では、就労している女性のうち第1子出産を機に約6割が退職しています。また、職場の雰囲気や育児休業取得を断念する男女も多くみられ、現実には男性は仕事を、女性は家庭生活を優先しており、男女ともに生活の中での優先度では希望と現実に大きなギャップがあり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が求められています。

### 【施策の方向】

- 区民一人ひとりが互いの人権を尊重する社会を実現するために、あらゆる偏見や差別、同和問題など、人権に関する課題について、区民の理解促進を図ります。
- 男女が社会の対等な構成員として、互い的人格を尊重しあい、その個性と能力を十分に発揮し、協力し合うことができるよう、区民の理解促進を図るとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

### 基本目標3 豊かな区民文化を創造しはぐくむまち（生涯学習とふれあい）

- 配偶者暴力やセクシャル・ハラスメント、児童虐待や高齢者虐待など、あらゆる暴力の防止に向けて、社会全体で取り組めるよう、啓発を進めるとともに、配偶者等からの暴力を早期に発見し、被害者の安全確保と、本人の意思を尊重した継続的な支援のしくみづくりを進めます。
- 誰もが仕事と家庭を大切にしたい質の高い暮らしを営むことができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会的気運の醸成を図ります。

## 施策02 世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 昭和58年に「非核平和都市宣言」を行い、核のない世界への想いを区民と共有してきました。
- 区は、これまで戦争の悲惨な体験を若い世代に引き継ぐための様々な取り組みを行ってきましたが、戦後66年が経過し戦争体験者の高齢化が進んでいます。また、戦争を実体験として有していない世代が人口の約8割を占める中で、非核平和への関心や認知が薄れることが懸念されています。そのため、今後も戦争の悲惨な体験を若い世代に引き継いでいくための取り組みについて検討する必要があります。

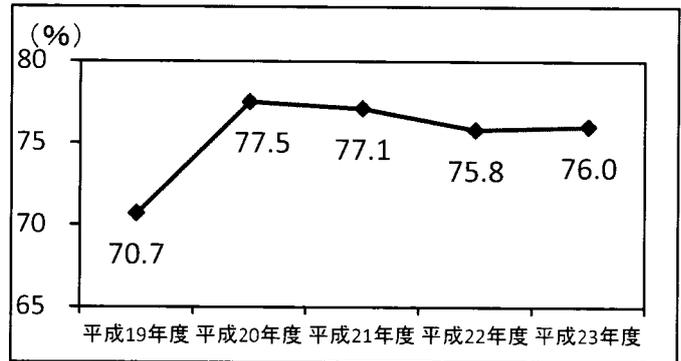


図 非核平和について関心がある区民の割合  
出典:「葛飾区政策・施策マーケティング調査」

### 【施策の方向】

- 戦争犠牲者の冥福と世界の恒久平和の確立を祈念する取り組みを引き続き積極的に行っていきます。
- 戦争に関する貴重な記憶や体験を若い世代へ引き継ぐため、非核平和に関する啓発を続けていきます。
- 被爆者の会の活動を引き続き支援するとともに、会員が高齢化している現状に鑑み支援のあり方について検討していきます。

### 施策 03 すべての人にとって使いやすいデザインやしくみが随所に取り入れられるようにします

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 平成19年に「葛飾区ユニバーサルデザイン推進指針」を策定し、一人ひとりが尊重され、だれもが安心して暮らし続けることのできる「心ふれあう住みよいまちかつしか」の実現を目指してきましたが、政策・施策マーケティング調査によると「葛飾区内で、ユニバーサルデザインが取り入れられていると思う区民の割合」は20%前後にとどまっています。

□ 平成18年に「葛飾区交通バリアフリー基本構想」、平成23年に「葛飾区バリアフリー基本構想 葛飾区新小岩駅圏移動等円滑化基本構想」を策定し、駅を中心とした地区を重点整備地区として定め、駅や道路、公共施設、商店街等を含めた一体的なバリアフリー化を進めてきました。

□ 身の回りの不自由さや不便さを解消し、誰もが安全で快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインの考え方については、歩道勾配の改善やだれでもトイレ、エレベーターの設置など、ハード面の成果が得られてきた一方、誰もがわかりやすい情報提供やサービスの利用しやすさなど、ソフト面のさらなる取り組みが必要です。

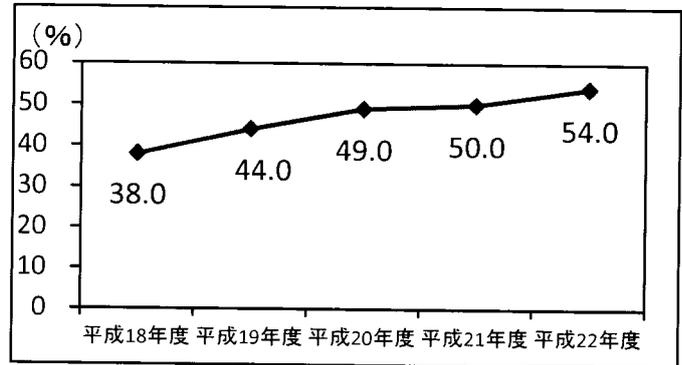


図 歩道勾配の改善率 出典：道路補修課資料  
注：改善路線延長÷計画路線延長(20km)

#### 【施策の方向】

□ 区は、あらゆる事業の実施にあたって、計画・検討の段階からユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、実施、評価、改善といった過程を経て、継続的な見直し（スパイラルアップ）を行っていきます。

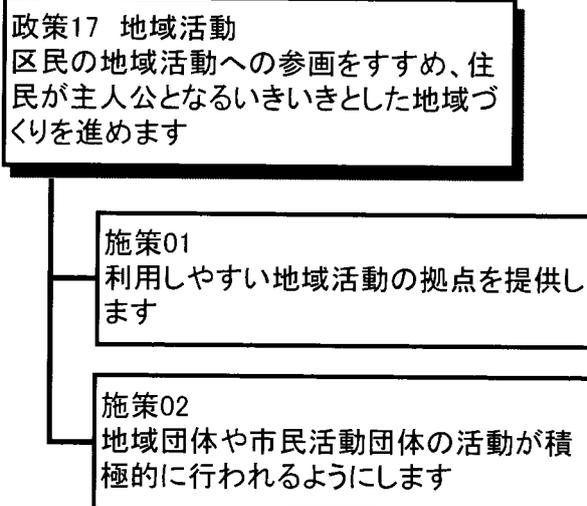
□ 高齢者や障害者、妊産婦、けが人をはじめ、全ての人の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を図るため、区民や公共交通事業者、国、東京都などと一体となって地域のバリアフリー化を進めます。

□ 区民一人ひとりが、高齢者や障害者、子ども連れ、子ども、外国人などの多様な人々がそれぞれに抱える困難さを理解し、さらに困ったときには声をかけあい、お互い助け合えるような環境をつくることで、「心のバリアフリー」を推進します。

**政策17** 地域活動

区民の地域活動への参画をすすめ、住民が主人公となるいきいきとした地域づくりを進めます

【施策の体系】



## 施策01 利用しやすい地域活動の拠点を提供します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 平成20年度に、地区センター、集会所、敬老館、社会教育館について、世代を超えて、身近な趣味やスポーツ、学習、憩い、交流などの機会をより多く持てるよう、設置目的や利用対象、利用方法を整理し、新たな地域コミュニティ施設として、地区センター、集い交流館、憩い交流館、学び交流館を開館しました。また、公共施設予約システムの運用を開始し、パソコンや携帯電話、区内各所に設置するタッチパネルからも施設予約ができるようにし、利用者の利便性の向上を図りました。

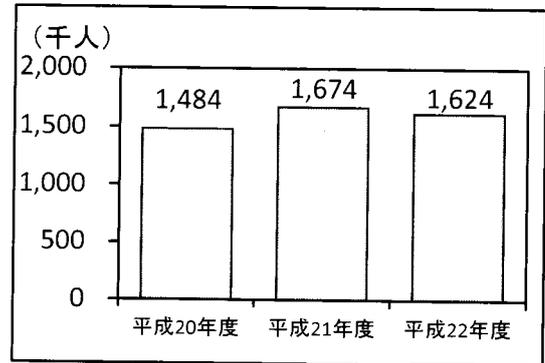


図 地域コミュニティ施設年間利用者数  
出典：地域振興課資料

- 地域コミュニティ施設の年間利用者数は、平成20年度の約148万人から、平成22年度の約162万人に増加し、地域コミュニティ施設の利用団体登録数は、平成20年度の3,719団体から、平成22年度の6,631団体に増加しています。
- 地域コミュニティ施設の中には、利用率が低迷している施設があり、より効果的・効率的な施設のあり方を考える必要があります。
- 地域での集会施設や活動拠点となる自治町会会館の建設に対し、自治町会と連携して支援を行ってきました。

### 【施策の方向】

- 地域コミュニティ施設を良好に保ち、地域活動や生涯学習の拠点として、区民に提供していきます。
- 自治町会活動が主体的かつ円滑に行われるよう、引き続き自治町会活動の拠点確保について支援します。

## 施策02 地域団体や市民活動団体の活動が積極的に行われるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 本区には、平成23年4月1日現在、238の町会自治会があり、これらの連合体である各地区自治町会連合会が、旧出張所の管轄区域を基にした19地区に結成され、さらに19地区が集まり葛飾区自治町会連合会を組織しています。これらの組織では、防犯や環境美化、募金活動等の福祉向上、お祭りなどの親睦活動などが行われています。

□ 地域住民による自発的な自治活動や相

互協力は、安全・安心なまち、暮らしやすいまちをつくる上で不可欠であり、平成23年3月の東日本大震災では、地域コミュニティの重要性が改めてクローズアップされました。このため、これまで以上に、災害時における助け合いをはじめ、子どもや高齢者を狙った犯罪を防ぐための地域の見守りなどの共助活動が求められています。

□ 地域活動を推進するリーダーの固定化や高齢化、近隣関係の希薄化が進んでいます。

□ 政策・施策マーケティング調査では、最近1年間に地域活動に参加したことがある区民は、約2割にとどまっています。

□ 国または都の認証を受けた主たる事務所の所在地を葛飾区内におく特定非営利活動法人（NPO法人）の数は、平成15年度末の22団体から、平成22年度末の98団体へと、7年間で約4.5倍に増えています。

□ 市民活動支援センターでは、市民活動団体や市民活動に関心がある、あるいは行いたいと考えている区民の方に、市民活動に関する相談や講座などを実施しています。

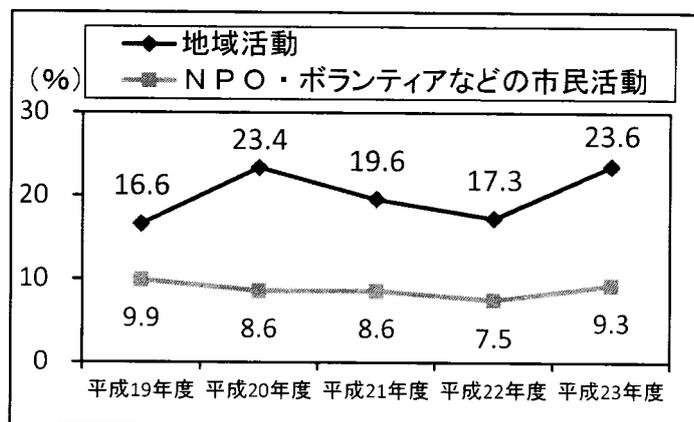


図 地域活動、市民活動に参加している区民の割合  
出典:「葛飾区政策・施策マーケティング調査」

### 【施策の方向】

□ 地域の課題解決には、地域と区が連携することが不可欠であり、まちづくり懇談会や地区まつりの支援、地区ニュース発行など、引き続き、地域活動の活性化のため、様々な側面支援を進めます。また、葛飾区自治町会連合会や関係各課と連携し、自治町会での地域活動や人づくりの支援を行います。

□ 市民活動支援センターを市民活動に関する相談・支援を行う拠点として、引き続き設置し、各種支援事業を通じて、市民活動の活性化を図ります。

□ 区民と行政との協働を促進するため、庁内の連携を強化していきます。

政策18

文化・  
国際

地域に根差した文化と芸術を育み、多文化を理解する  
地域社会をつくります

【施策の体系】

政策18 文化・国際  
地域に根差した文化と芸術を育み、多文化を理解する地域社会をつくります

施策01  
区民の文化・芸術への参加意欲を高め、  
地域文化・芸術を創造します

施策02  
お互いの国の文化や習慣を理解し、外  
国人区民、日本人区民が共生する地域  
社会をつくります

## 施策01 区民の文化・芸術への参加意欲を高め、地域文化・芸術を創造します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 「かつしかシンフォニーヒルズ」「かめありリリオホール」の2施設を拠点として、音楽や演劇等をはじめとする様々な催しが行われています。
- 音楽や演劇等をより親しむための体験講座や、区内の芸術家による展示、地域コンサート等、年間約30事業行っています。これらの事業には、平成22年度に延べ約5万6千人が参加し、過去3年間の区民参加率は5割～7割となっています。

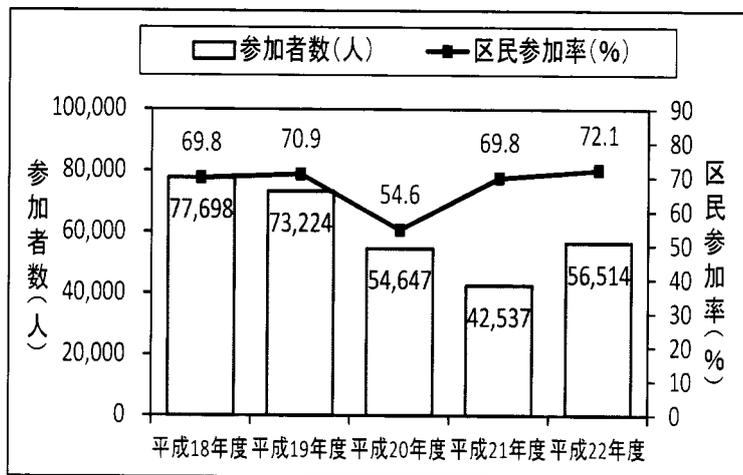


図 文化芸術創造事業の参加者数、区民参加率  
出典：文化国際課資料

- 区民の自主的な文化活動への支援として、総合芸術祭典や合唱祭、秋の区民文化祭を毎年開催しています。
- 区内には郷土と歴史を伝える貴重な文化財が存在しています。この郷土の歴史や文化を理解するために欠くことのできない文化財を登録文化財とし、そのうち特に重要なものを指定文化財として保存・活用に努めています。<sup>注)</sup>

注) 指定文化財、登録文化財

指定文化財は、文化財保護法・文化財保護条例で保護の対象として指定されている文化財を指し、登録文化財は、指定文化財以外のもので、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを指す。

### 【施策の方向】

- 幅広い世代の区民が、観たい・聴きたいと思えるような音楽や演劇等の鑑賞事業を行います。また、より多くの区民の参加意欲を高められるような、参加型・体験型事業等を展開するとともに、区民が主体的に文化・芸術活動に取り組めるよう文化芸術活動の参加者や文化芸術活動団体と連携・協働して、地域の文化・芸術活動の活性化を図ります。
- 地域の特性を活かし葛飾らしさを感じられる独自の文化芸術を発信していきます。
- 区内にある文化財の保存や活用を進めます。

施策 02 お互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する地域社会をつくります

【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区の外国人登録者数は、平成23年4月1日現在、14,635人で、地方自治体の中では、全国で17番目、23区で12番目です。
- 本区は、オーストリア共和国ウィーン市フロリズドルフ区、中華人民共和国北京市豊台区と友好都市提携を結んでいるほか、マレーシアペナン州とも友好交流を行っています。

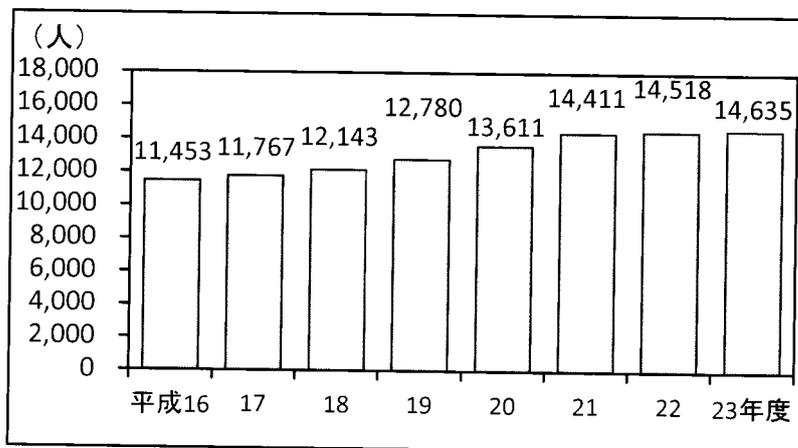


図 外国人登録者数 出典：戸籍住民課資料(4月1日現在)

- 友好都市をはじめとする外国都市とは、文化やスポーツを通じた国際交流を行っています。また、区内ではそれぞれの国の文化や習慣の違いを理解し合い、外国人区民にも暮らしやすい地域となるよう語学・多文化理解講座の開催や外国語による情報提供、外国人生活相談などを実施しています。
- 政策・施策マーケティング調査では、最近1年間に区内で外国人と交流をもったことのある区民の割合は約1割です。

【施策の方向】

- 外国人との交流を進め、外国の文化・習慣に対する相互理解を深めるために、語学講座や多文化理解講座、国際交流まつり等を実施し、外国人区民と日本人区民との交流を広げるとともに、地域における国際交流活動を民間団体やボランティアと協働で推進します。
- 友好都市をはじめとする外国都市との交流を深めます。

**政策19** 学校教育

子どもの生きる力と個性を伸ばし、自ら考え判断できる能力を育てます

【施策の体系】

政策19 学校教育

子どもの生きる力と個性を伸ばし、自ら考え判断できる能力を育てます

施策01

生きる力や基礎的な学力を身につけながら、社会に対応できる能力を育みます

施策02

社会生活のルールを学び、悩みを解決する中で、心豊かな学校生活を送ることができるようにします

施策03

学校・家庭・地域の連携により、豊かな教育環境をつくります

施策04

いきいきと学校生活を送れるよう、教育環境を整えます

## 施策 01 生きる力や基礎的な学力を身につけながら、社会に対応できる能力を育みます

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 区内の小学校・中学校では、夏季休業日の短縮や葛飾教育の日（月 1 回の土曜授業）による授業の確保、夏季学習教室や検定試験のためのチャレンジ教室など様々な学習機会の確保に努めるとともに、外部人材を導入するなど個に応じた指導を進めてきました。
- 小学校では、平成 23 年度より、中学校では平成 24 年度より新しい学習指導要領が全面実施となり、これまでの「生きる力」をはぐくむという理念を継承し、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視するという基本的な考え方が示されています。
- 葛飾区教育振興ビジョン第 2 次では、「基礎的・基本的な知識・技能」「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」「学習意欲・学習習慣」を確かな学力の要素としています。
- 本区が実施した「確かな学力の定着度調査」によると、基礎が身に付いている人数は、小学校 4 年生から中学校 1 年生の間で 6～7 割、中学校 2 年生以上で 5～6 割となっています。
- 学力分布の傾向としては、成績上位層と下位層に分かれる二極化が進んでいます。また、地域間・学校間で学習の到達度に差が出ていること、基礎的な学力を活用した応用力の育成に課題が見られます。
- 基礎学力が十分身に付いていない背景には、家庭での学習習慣が身に付いておらず、テレビやゲームに多くの時間を割いている現状があります。
- 小学校や中学校に入学した際、学習や生活のリズムになじめず、学校不適応な状態が生じるケースが見られます。そこで、小学校と中学校が連携を強化して児童・生徒の個性や能力を伸ばす取組、さらに幼稚園・保育園や家庭との連携を推進していくことが必要です。

### 【施策の方向】

- 児童・生徒の習熟度に応じた指導を基本に、学校全体として個々の学習をサポートする仕組みを整備し、児童・生徒の学力の向上を図ります。
- 家庭と連携して規則正しい生活習慣を確立し、学習時間を増やすための取り組みを行います。
- 教員の研修体制を見直し、経験年数や職層に応じた研修内容とするなど、系統性を図り、授業にすぐに役立つ内容にしていきます。
- 教員の授業力向上を図るために、外部人材等を活用し、授業研究を通したより実践的な研修をしていきます。
- 9 年間の義務教育を円滑に進めていくため、小中の連携を強化します。また、小学校と幼稚園・保育園や家庭との連携も進めます。

## 施策 02 社会生活のルールを学び、悩みを解決する中で、心豊かな学校生活を送ることができるようにします

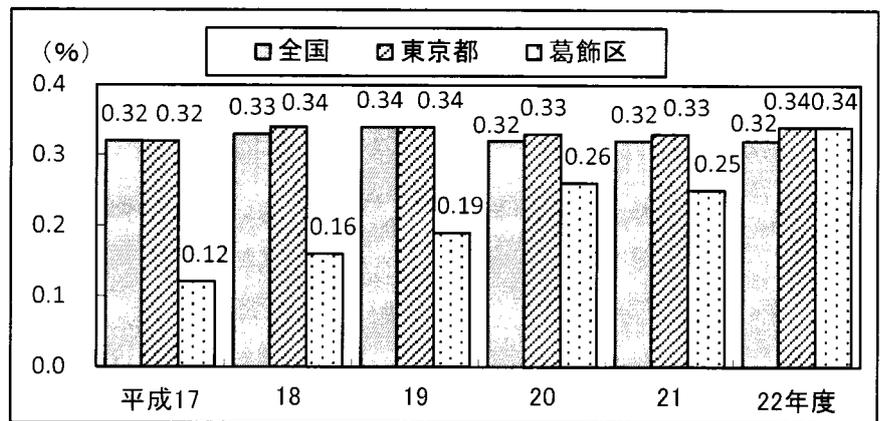
### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 近年、社会の基本的なルールが守れない子どもや、良好な人間関係を築くことができない子どもが増えています。このため、家庭と学校が連携しながら、児童・生徒の豊かな心を育成する必要があります。
- 望ましい人間関係の構築や社会に生きていく上で必要な資質を身に付けるために、自然体験や集団生活を通して、基本的な生活習慣や公衆道徳などを学ぶことが大切です。本区では、豊かな人間性や社会性の育成を目指し、移動教室や体験学習を実施しています。
- 豊かな心や人間性を育むために、あいさつ運動を推進しています。

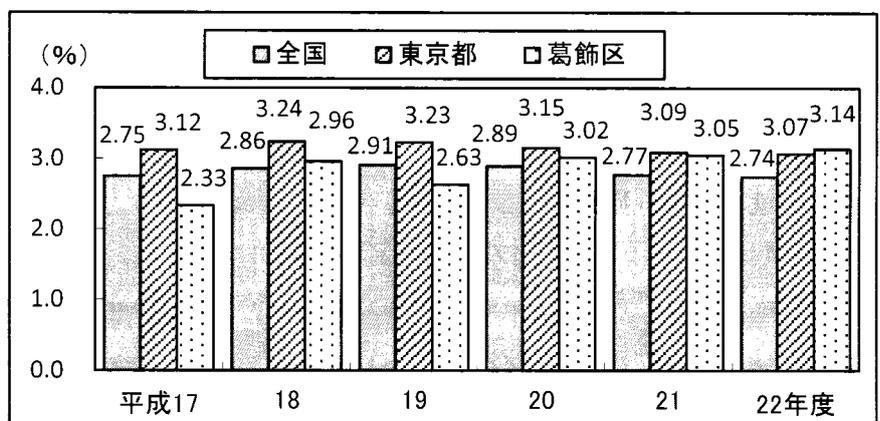
- 中学校2年生を対象に、職場体験を実施し、社会の一員としての自覚や自立、社会参加を促すとともに、社会への貢献意欲、職業意識の向上を図っています。

- 本区の不登校児童・生徒（30日以上欠席）は、平成22年度で約350人おり、その原因は複雑化・多様化しています。

- 不登校児童・生徒のうち、適応指導教室に通う子どもたちは3割未満であり、学校からの連絡を拒否するなど、ひきこもりの状況も少なくありません。このため、不登校の未然防止や早期対応に努めるとともに、個々の児童・生徒に応じたきめ細かい粘り強い対応が必要です。



出典：文部科学省「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」



出典：文部科学省「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

【施策の方向】

- 児童・生徒の豊かな心の育成には、家庭・地域との連携が不可欠であり、家庭や地域の教育力の重要性を啓発し、連携した取組を行います。
- 各学校において校内委員会を設置し、区内全小・中学校に配置されているスクールカウンセラーを活用しながら、教育相談体制の組織的な対応を図るとともに、教育委員会として、巡回スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー等からなる学校問題解決チームの活動を推進させ、区全体の教育相談体制の充実を図ります。

### 施策03 学校・家庭・地域の連携により、豊かな教育環境をつくります

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 核家族化や少子化など、子どもたちを取り巻く状況が変化する中で、地域とのつながりも希薄となりがちであり、子どもたちが様々な交流を通じて、社会性を身につける機会が少なくなっています。このため、家庭や学校との連携、さらに地域社会の様々な人や団体との協働が求められています。
- 児童や生徒の中には、朝食をしっかりと食べない子がいるほか、テレビを見る時間やゲームをする時間が長いなど、生活習慣上の問題を抱えている子もいます。

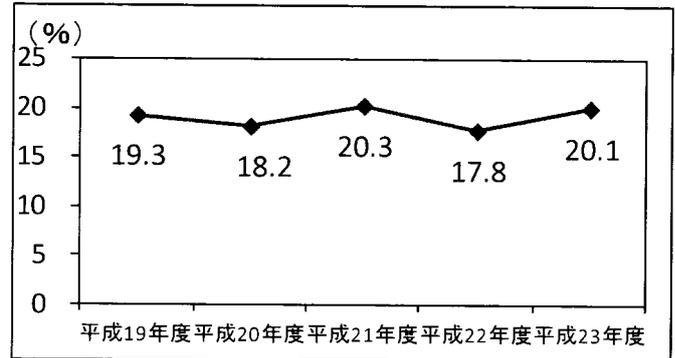


図 過去1年間に学校の行事やボランティア活動等に行ったことのある区民の割合  
出典:「葛飾区政策・施策マーケティング調査」

#### 【施策の方向】

- 家庭や地域の教育力の向上や、地域一体となった学校支援を行うために、学校、保護者、地域、ボランティアグループ等の連携を強化し、学校単位での支援活動の組織化を広げていきます。
- 学力向上や健全育成には、基本的な生活習慣を身に付けることが大切であり、「早寝・早起き・朝ごはん」「ノーテレビ・ノーゲームデー」など保護者への啓発を推進し、家庭教育の充実を図ります。
- 地域と学校が一体となって学校の教育活動を支える学校地域応援団の取り組みを進めます。

## 施策04 いきいきと学校生活を送れるよう、教育環境を整えます

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 児童・生徒が安全かつ安心して学習ができるよう、必要な校具などの購入、安全な給食の提供を行っています。

□ 学校施設については、その多くが昭和30年代から昭和40年代にかけて建築されたものであるため老朽化が進んでおります。そのため、計画的な改築や保全が必要となっています。

□ 学校のトイレは、全部で163系統ありますが、平成23年度末までに96系統を改修してきました。今後は、残っている未改修のトイレの計画的な改修が求められます。

□ 小学校においては、校庭の芝生化を進めてきました。芝の維持管理のため、PTAや地域の方々による組織の立ち上げが必要です。

□ 中学校では、部活動の支援や災害時の対応などを目的に校庭の夜間照明設備設置を進めています。本事業の継続にあたっては、近隣の方々のご理解が必要です。

□ 本区が実施した「確かな学力の定着度調査」では、学校に行くのが楽しいと感じている小学4年～6年生の平均が79.7%、中学1年～3年生の平均が78.3%となっています。

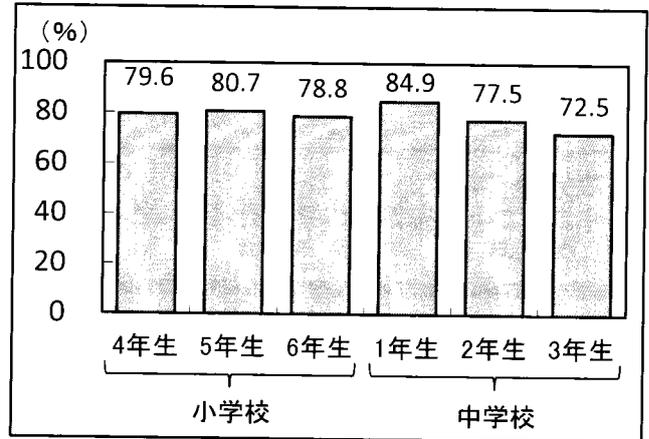


図 学校に行くのが楽しい割合

出典:「確かな学力の定着度調査」(平成23年度)  
注:「とても」「まあ」「あまり」「まったく」の回答のうち、「とても」「まあ」の肯定的な回答をした児童・生徒の割合。

### 【施策の方向】

□ 子どもたちが安全かつ安心して学校生活を送れるよう教育環境を充実していきます。

□ 学校施設の老朽化や現在の多様化した教育ニーズに適切に対応していくため、将来の児童・生徒数を踏まえた学校規模の適正化なども視野に入れながら、校舎の改築・改修を行います。

□ 児童・生徒から親しまれる使いやすいトイレへの改修や、地域の理解や協力などの態勢を整えながら、中学校の夜間照明の設置や小学校の芝生化などの教育環境の整備を進めていきます。

**政策20 学習**

生涯にわたり主体的に学習を続けられるようにします

【施策の体系】

政策20 学習  
生涯にわたり主体的に学習を続けられる  
ようにします

施策01  
多様な学びと交流の機会を整え、自主  
的な学習活動を支援します

施策02  
青少年のための活動機会を整え、活発  
に活動できるようにします

施策03  
多様な手段で、図書サービスを受けら  
れるようにします

## 施策01 多様な学びと交流の機会を整え、自主的な学習活動を支援します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも学ぶことができるように多様な学習事業を実施しています。
- 区民の生涯学習の拠点として、図書館、郷土と天文の博物館、交流と学習・文化の場である学び交流館、教育史などが学べる教育資料館などの生涯学習関連施設があります。

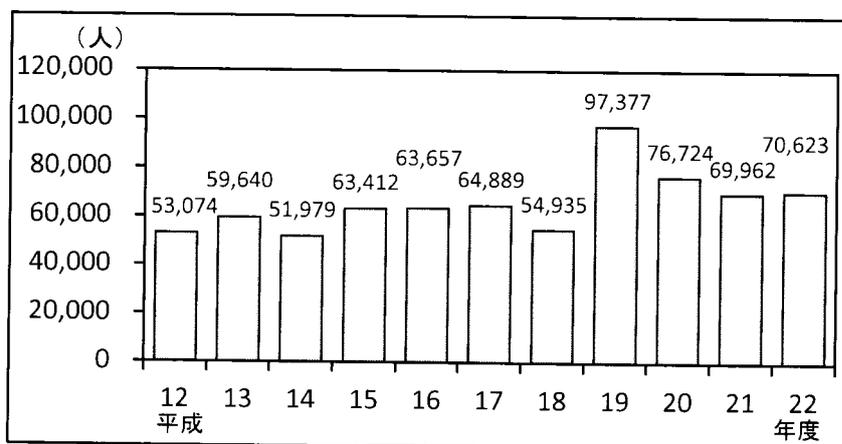


図 郷土と天文の博物館の入館者数

出典：郷土と天文の博物館資料

- 郷土と天文の博物館には、地域の自然と歴史を学ぶ郷土展示室と、宇宙や天体に親しむプラネタリウム、天体観測室等があります。
- 区民の多様な学習ニーズに応えるために、平成22年4月に「かつしか区民大学」を開校し、22年度は、33コース57講座を実施し、延べ9,974人の区民が受講しました。

### 【施策の方向】

- かつしか区民大学では、ふるさと葛飾への理解と関心を深める「葛飾学」や地域の各種活動を担う人材を育成する分野など、各種講座を充実するとともに、区民の参画・協働による運営を一層推進し、多様な学習機会を提供します。
- 区民の自主的な学習活動に対する支援を行っていきます。また、一人ひとりの学習を、個人の教養や生きがいのみならず、人づくりやまちづくり、学校支援、地域福祉の向上に活かすことができるような仕組みを整備します。
- 郷土と天文の博物館では、楽しみながら学べる博物館として、プラネタリウム番組の充実や特別展・企画展等の開催、講座や各種イベントの実施を通じ、幅広い層の利用促進を図ります。

## 施策02 青少年のための活動機会を整え、活発に活動できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 青少年の健全育成のため、青少年育成地区委員会や青少年委員等が中心となり、学校と地域の連携を深めながら、子どもたちを対象とした事業の実施や地域の行事、活動への参画を促進してきました。
- 地域が主体となって行う、わくわくチャレンジ広場が定着し、子どもと大人の新たなコミュニティが形成されています。
- 青少年の犯罪や不良行為は、平成17年度以降、少年犯罪行為者数、少年不良行為者数ともに増加減少を繰り返しています。

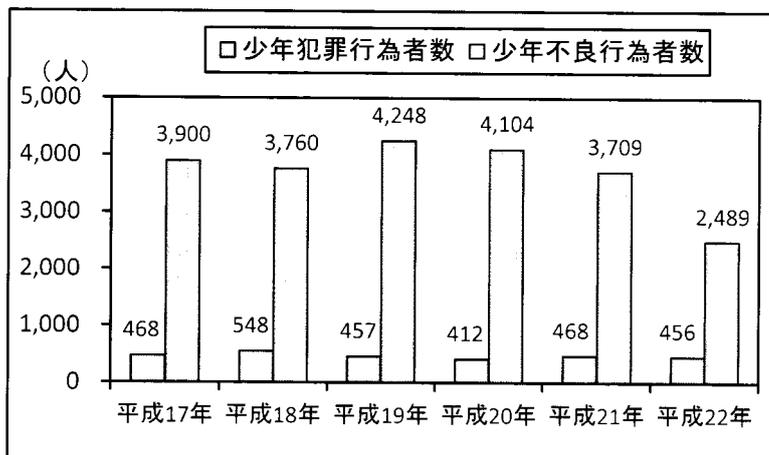


図 少年犯罪行為者数、少年不良行為者数

出典：葛飾警察署、亀有警察署資料

注：犯罪行為者には14歳未満の少年（触法少年）を含む。

### 【施策の方向】

- 青少年は、学校や家庭だけでなく、地域での様々な体験・活動への参加がその成長にとって重要です。青少年の居場所づくりや、地域活動への参画の促進、体験活動の機会の提供など、地域の人々や学校、関係機関と協働して、青少年の育成に取り組めます。
- すべての児童にとって、安全で安心な居場所となるよう対象学年を拡大するとともに、学習、文化・スポーツ指導の実施など魅力あるわくわくチャレンジ広場を目指します。

### 施策03 多様な手段で、図書サービスを受けられるようにします

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 平成21年に、金町駅前に中央図書館を開設しました。その他、地域図書館6館、中央図書館の分館として地区図書館4館、新宿図書センターを整備しています。
- 幼児期からの読書の習慣づけや、読書離れが進む中高生への啓発、ビジネス・医療・健康・福祉等の区民の課題解決に役立つ情報の提供、電子書籍等のデジタル資料への対応が課題となっています。

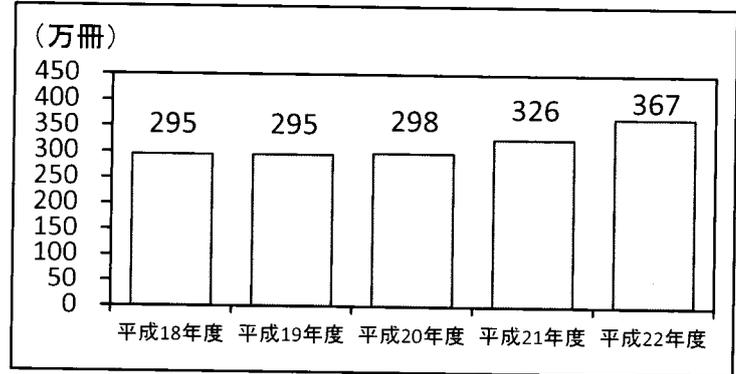


図 図書・資料年間貸出点数

出典：中央図書館資料(図書・雑誌・CD・カセット・ビデオ)

#### 【施策の方向】

- 地域経済の活性化につながる高度で専門的な情報の提供や、郷土愛を育むための地域関連資料の収集・保存、所蔵資料のデジタル化、電子書籍の導入検討などを進めるとともに、レファレンスサービスの充実やICTを活用したサービスの効率的な提供など、図書館サービスのより一層の充実と区民の利便性を高めます。
- 乳幼児期から高齢期までの全ての世代の読書環境を整備し、各年代に応じて読書に親しむことができる機会を増やします。また、地域で子どもの読書活動の推進を担うボランティアの育成や、幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校等との連携を進めます。

**政策21**

**スポーツ**

生涯にわたリスポーツに親しめるようにします

【施策の体系】

政策21 スポーツ  
生涯にわたリスポーツに親しめるように  
します

施策01  
多様なスポーツの機会を提供します

施策02  
スポーツを支える基盤を整備します

## 施策01 多様なスポーツの機会を提供します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 区は、幼児から高齢に至る区民の誰もが、自分にあった形で定期的・継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組んできました。政策・施策マーケティング調査によると、日頃からスポーツを楽しんでいる区民は、約3割となっています。

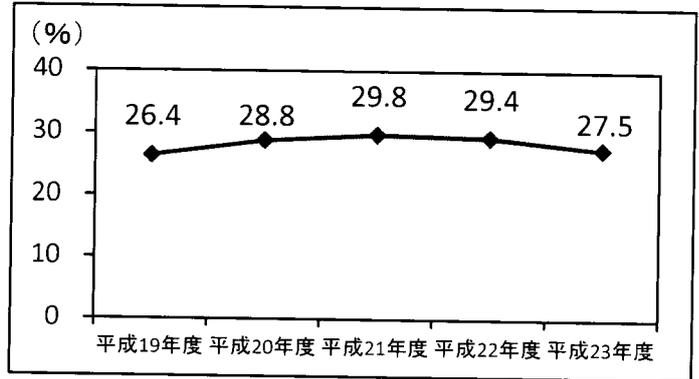


図 スポーツを楽しんでいる区民の割合  
出典：「葛飾区政策・施策マーケティング調査」

□ 各地域では、自治町会や青少年育成地区委員会、体育指導委員（スポーツ推進委員）、子ども会育成会連合会、そして、体育協会やかつしか地域スポーツクラブをはじめ各種

スポーツ団体などが、独自に、または相互に協力し、さらに指定管理者とも連携して、地域住民のスポーツ活動や健康づくりの活動を行っています。

□ 子どもの体力は、長期的な低下が続きましたが、ここ数年は下げ止まっています。文部科学省の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」では、葛飾区の児童・生徒の体力は、全国や都の平均と比べても低く、幼児期からの身体活動の習慣化が課題となっています。

□ 高齢者や障害者が気軽にスポーツをできる機会の提供を含め、超高齢（者）社会を迎えるにあたり、今後さらなる高齢者や障害者向けのスポーツ事業の推進が求められています。

□ 身近な地域でスポーツや文化活動が楽しめる、かつしか地域スポーツクラブが堀切・南綾瀬・お花茶屋地域と水元・西水元地域に設立されています。

### 【施策の方向】

□ 区民の誰もが、身近な地域で、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、自分にあった形で定期的・継続的にスポーツに親しむことができる環境を充実します。

□ 子どもの体力向上や心身の成長のために、幼児期から身体活動を習慣化するための取り組みを行います。また、子どもが、家族や友人と一緒にスポーツを「する」、「見る」、「話す」ことで、スポーツの楽しさや素晴らしさの理解を深めることができる機会を提供します。

□ プログラムの提供と継続的に実施する啓発を進め、高齢者や障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができる環境を充実します。

□ 地域スポーツクラブなど地域の団体や体育協会、体育指導委員（スポーツ推進委員）と指定管理者が連携・協働して、スポーツ活動の環境を充実していきます。

## 施策 02 スポーツを支える基盤を整備します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 区内には、昭和59年に開設した総合スポーツセンター体育館をはじめ、陸上競技場、温水プール、水元体育館や河川敷の野球場、球技場、テニスコートなど、体育施設が33箇所あり、およそ年間200万人に利用されています。
- 今後も区民が安全、安心にスポーツ活動に取り組むためには、指定管理者との連携・協働を行いながら、体育施設の継続的なメンテナンスと計画的な改修が必要です。

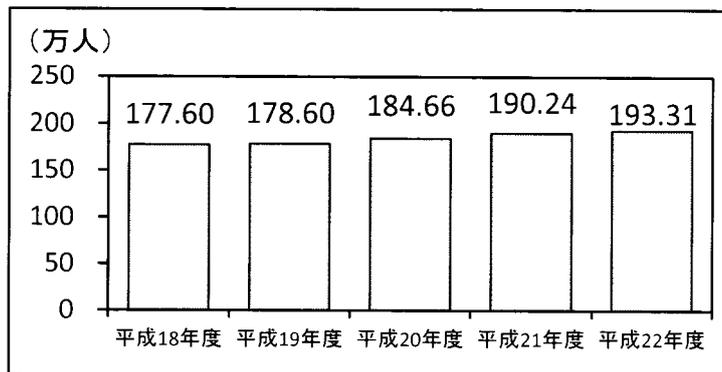


図 スポーツ施設の利用者数 出典:生涯スポーツ課資料

- 身近なスポーツの場として、区内の小中学校や旧学校の体育館や校庭を開放しており、平成22年度には、体育館と校庭をあわせて約70万件の利用がありました。

### 【施策の方向】

- 既存の体育施設を維持するための適切な改修と管理運営を進めます。
- 老朽化している水元体育館・温水プールの改築に併せて、水元高校跡地の一部を活用しながら、水元中央公園全体をフィットネスパーク・スポーツ公園として整備します。
- 公園整備等の街づくり事業と連携しながら、区民のスポーツ活動の環境を充実していきます。

## 職員アンケート調査 調査票

それぞれ当てはまる番号に○をつけてください。

あなたご自身についてお伺いします。

問1 住まい (○は1つだけ)

- ①区内      ②足立区      ③江戸川区      ④墨田区      ⑤その他の23区  
⑥その他の都内      ⑦千葉県      ⑧神奈川県      ⑨埼玉県      ⑩その他

問2 年齢 (○は1つだけ)

- ①20歳未満      ②20歳代      ③30歳代      ④40歳代      ⑤50歳代  
⑥60歳以上

問3 性別

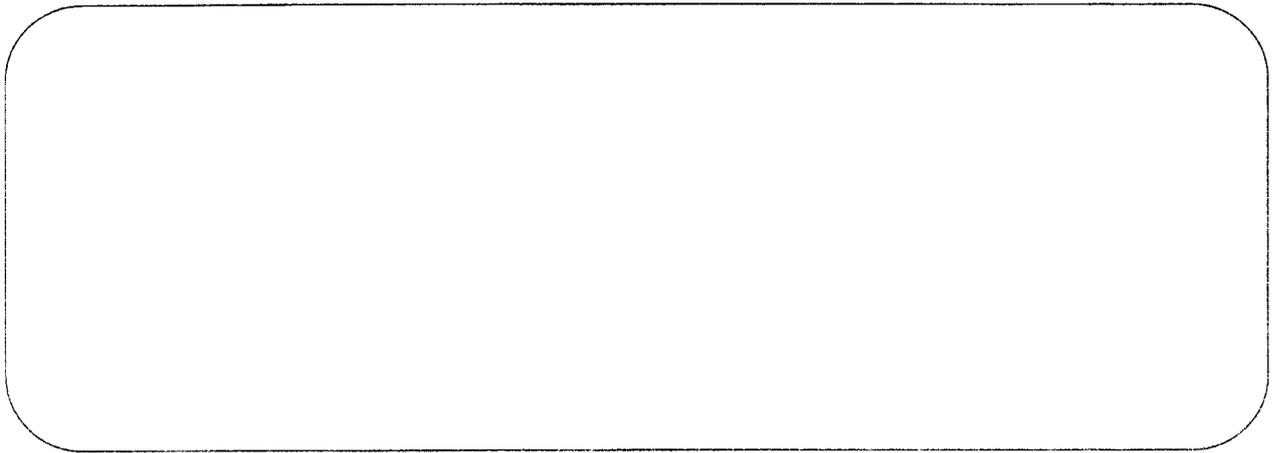
- ①男性      ②女性

葛飾区の良いと思う点、良くないと思う点についてお聞きします。

問4	【全員】 葛飾区の良 いと思う点 (3つまで)	【区外在住者のみ】 あなたの住んでいる地域と葛飾 区との比較で葛飾区のほうが良 くないと思う点 (3つまで)
① 買い物など日常生活が便利である	①	①
② 交通が便利である	②	②
③ 物価が安い	③	③
④ 近所づきあいが良い	④	④
⑤ 住宅条件 (広さ、日当たり、家賃など) が良い	⑤	⑤
⑥ 病院等の医療体制が整っている	⑥	⑥
⑦ 子育て支援が充実している	⑦	⑦
⑧ 教育環境が充実している	⑧	⑧
⑨ 高齢者や障害者のための福祉が充実している	⑨	⑨
⑩ 緑・公園・水辺などの自然環境が良い	⑩	⑩
⑪ 道路、下水道等の都市基盤が整備されている	⑪	⑪
⑫ 街並みや街の雰囲気が良い	⑫	⑫
⑬ 治安が良い	⑬	⑬
⑭ 図書館、文化会館、スポーツ施設などの公共施設が近くにある	⑭	⑭

裏面に続きます→

問5 葛飾区で実施したほうが良いと考える取り組み（他自治体の先進事例等）があれば記入してください。



アンケートは以上です。ありがとうございました。